

国土強靱化 関連資料集
National Resilience

第2集

平成26年6月

内閣官房 国土強靱化推進室

収録資料一覧

- I 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に
資する国土強靱化基本法
- II 国土強靱化基本計画
- III 国土強靱化アクションプラン2014
- IV 国土強靱化地域計画策定ガイドライン
- V 参考資料

I 強くしなやかな国民生活の実現を
図るための防災・減災等に資する
国土強靱化基本法

平成25年12月11日公布・施行

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針等（第八条・第九条）

第三章 国土強靱化基本計画等（第十条—第十四条）

第四章 国土強靱化推進本部（第十五条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することに

より、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強^{じん}靱化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靱化基本計画等

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。
- 6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

- 7 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。
- 8 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

(国土強靱化推進本部長)

第十九条 本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靱化推進副本部長)

第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靱化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

防災・減災等に資する国土強靱化基本法案に対する附帯決議

平成二十五年十一月二十二日
衆議院災害対策特別委員会

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、特に次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。
- 一 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。
- 一 地域防災力の中核であって、現場の最前線で日々使命感を持って危険な業務に従事している常備消防及び消防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実動部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。
- 一 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。
- 一 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。
- 一 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、

中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。

- 一 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。
- 一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。
- 一 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。
- 一 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないように、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。
- 一 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。
- 一 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力体制を強化すること。
- 一 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。
- 一 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地

域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。

- 一 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、持続的な観点に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。
- 一 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。
- 一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。
- 一 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。
- 一 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。
- 一 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めること。
- 一 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、ま

た、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

右決議する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案に対する附帯決議

平成二十五年十二月三日
参議院災害対策特別委員会

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。
- 二 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。
- 三 地域防災力の中核であって、現場の最前線で日々使命感を持って危険な業務に従事している常備消防、消防団及び水防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実働部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。
- 四 災害による被害の発生及び拡大を防止するため、緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）の体制・装備・訓練の充実強化、他の実働部隊との連携強化等により特に広域的な災害対応力の強化を図ること。
- 五 大規模災害等において被害の最小化に資するため自助・共助・公助の取組が有機的かつ効果的になされるよう配慮し、自主防災組織の更なる充実強化を図ること。また、防災ボランティア及び応急・復旧・復興対策の担い手たる地元建設業者、物流事業者等がその機能を一層果たすことができるよう環

境整備に努めること。

六 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。

七 災害発生から被災者が通常の生活を取り戻すまでの各段階において、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策が講じられ、更なる被害を受けることのないよう努めること。

八 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設等について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。また、災害医療については、災害派遣医療チームの一層の養成を図るとともに、多重的な交通手段等により被災地において迅速で的確な医療が提供できるよう、体制整備に努めること。

九 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。

十 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。

十一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。

十二 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。

十三 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないように、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。

十四 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等

に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。

十五 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力体制を強化すること。

十六 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。

十七 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。

十八 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、既存社会資本の有効活用、施策の重点化、持続的な観点、民間資金の積極的な活用等に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。また、人材が脆弱性の評価の対象となることも踏まえ、防災・減災に関する実践的な知識を有する人材の育成に努めること。

十九 大規模津波発生時等における被害の軽減及び迅速な復旧・復興を図るため、避難所、避難場所、避難路、緊急輸送路の確保等に努めること。

二十 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化の

ための投資等を促進すること。また、国及び地方の行政機関等の業務継続計画の一層の整備に努めること。

二十一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。

二十二 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。

二十三 インフラの効率的・効果的な維持管理の重要性に鑑み、維持管理技術の向上等に係る研究・開発並びに人材の育成・確保を積極的に推進すること。また、国の研究機関等による災害の人工実験、シミュレーションの実施などの技術研究を積極的に促進し、大規模災害等による被害の防止・軽減を図ること。あわせて、被害の防止・軽減を図るための検討及び対策を円滑に進めるために、地形・地質をはじめとする国土に関する各種データの集約・蓄積及びその活用のための環境整備を図ること。

二十四 国土の効果的な強靱化を推進するため、災害に関する国土情報を一元的に集約し、広く共有すること。またこれらの情報及び発災後の各種情報をもとに被災状況や避難誘導等のシミュレーションを行い、災害対応に活用すること。

二十五 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。

二十六 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また災害に強く、安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めるとともに、我が国への旅行者や投資の呼び込みに積極的に取り組むこと。

二十七 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

右決議する。

Ⅱ 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画について

〔平成 26 年 6 月 3 日
閣 議 決 定〕

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、国土強靱化基本計画を別紙のとおり定める。

国土強靱化基本計画

一強くて、しなやかなニッポンへ一

平成26年6月3日

目 次

(頁)

はじめに	Ⅱ－ 1
第 1 章 国土強靱化の基本的考え方	Ⅱ－ 2
第 2 章 脆弱性評価	Ⅱ－ 1 0
第 3 章 国土強靱化の推進方針	Ⅱ－ 1 4
第 4 章 計画の推進と不断の見直し	Ⅱ－ 3 0
おわりに	Ⅱ－ 3 4
(別紙 1) プログラムごとの脆弱性評価結果	Ⅱ－ 3 5
(別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	Ⅱ－ 5 3
(別紙 3) 各プログラムの推進方針	Ⅱ－ 6 0

はじめに

平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{じん}靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱^{ぜい}性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。

本計画は、国土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、強靱な国づくりのためのいわば処方箋を示したものである。また、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定するものである。

このため、今後、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価において30年以内の発生確率を70%程度としている南海トラフ地震や首都直下地震等によって国家的危機が実際に発生した際に我が国が十分な強靱性を発揮できるよう、本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めていくこととする。

第1章 国土強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化の理念

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性故に、数多くの災害に繰り返し苛^{さいな}まれてきた。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫^{ばく}大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

この国土強靱化に向けた官民による取組を精力的に進め、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを平時から確保しておくことは、

地域住民の生命・財産、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・地方公共団体・民間それぞれに、状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらす。また、強靱化の推進による新規市場の創出や投資の拡大等によって国の成長戦略に寄与することで、我が国の経済成長の一翼を担い、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。

このため、国土強靱化に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進することとする。

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

なお、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があることが予測されていること、一度、大規模な自然災害が発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、まずは大規模な自然災害を対象として、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、国土強靱化に向けた取組を総合的に推進することとする。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京

一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。

- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

⑰ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 基本的な進め方 ～PDCA サイクルの徹底～

「国土強靱化」は、いわば国のリスクマネジメントであり、

① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析

② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定

③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討

④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施

⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進する。

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、府省庁横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

このような、PDCA サイクルの実践を通じて、プログラムの重点化・優先順位

付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）の導入、見直し等）、プログラムごとの目標の設定と工程表の作成による進捗^{ちよく}管理の導入など、強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、その取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとする。

4 特に配慮すべき事項

（総合的な視点による経済社会システムの構築）

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状況下では、我が国の経済・社会が毀損^きされ、結果として追求したはずの経済効率性を喪失してしまう危険性の増大につながる可能性がある。このため、経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性の確保という視点に加え、各種のリスクの存在及びそれらを見据えた長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点が必要である。

（民間投資の促進）

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進する必要がある。

また、国、地方公共団体の財政が逼迫^{ひつ}している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する必要がある。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、

協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。

さらに、民間の投資の促進は、全国的な取組として広く展開されることも重要であり、地方公共団体がその重要性を理解し、地域の民間事業者と双方向でコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

(地方公共団体等における体制の構築)

国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定・実施の支援、促進を図る。また、災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、市町村に対する適切な支援を行う。

(BCP/BCM等の策定の促進)

大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧・復興を可能とするために必要なことは、国や地方公共団体はもとより、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取組の有機的な積み重ねである。このため、企業のBCP(緊急時企業存続計画又は事業継続計画)/BCM(事業継続マネジメント)の取組を一層促進するとともに、一企業の枠を超えて、業界を横断する企業連携型及び地域連携型のBCP/BCMの取組を、支援措置の充実や的確な評価の仕組み等の制度化も考慮しつつ推進する。こうしたBCP/BCMの運用に関する前向きな姿勢を日本の企業の文化として定着させることにより、サプライチェーン等の強靱性を確保し、競争力の向上を図る。また、BCP/BCMの運用においては、我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内外のサプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等に留意する。

(リスクコミュニケーションと人材等の育成)

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、行政から国民への広報のみならず、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うことにより、国民自らが主体的に国土強靱化について考えることが重要である。そのため、防災・減災に関する専門的な知識・技術を有する人材の育成・確保、及び、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点も留意しつつ、国民運動として推進する。

(データベース化、オープンデータ化の推進)

国土強靱化の取組は、リスクコミュニケーションから、社会インフラの維持管理や各分野の研究開発等に至るまで、官民の広範な分野にまたがるものであり、これらの取組をデータに基づき効率的に進めるためには、国、地方、民間等の様々な主体が有する情報を集約化し、これらの様々な主体が情報にアクセスできるようにすることが不可欠となる。このため、国と地方、官と民が適切に連携・役割分担しつつ、地形・地質等の基盤情報をはじめ各主体が有する様々な情報の共有・データベース化を推進するとともに、このための統一的なプラットフォームの整備を図る。また、これらの情報のオープンデータ化を推進する。

(2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信)

国土強靱化は我が国を訪れる外国人に対する一種のおもてなしである。我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

また、我が国における国土強靱化に向けた様々な取組や成果を国際社会に積極的に情報発信することを通じて、経済社会活動を安全に営める国として国際社会の理解が得られるよう努める。

(国土強靱化の推進を通じた国際貢献)

世界のサプライチェーンにおける重要な役割を担う我が国の経済社会の強靱性を高めることは、世界経済の成長にも寄与するものである。

また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化することを踏まえ、インフラを将来世代へ継承する資産として、戦略的・効率的に維持管理・更新していくことにより、国の強靱性を確保し、持続的な経済成長を実現していくことで、諸外国のモデルとなることが期待される。加えて、多くの自然災害を経験し、蓄積してきた防災・減災等に関する技術について、新技術の開発や各国への技術支援等の充実を図りながら、例えば経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような観点に留意しつつ、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、国際社会への貢献に努める。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

平成25年12月17日に国土強靱化推進本部（以下「推進本部」という。）で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に基づき、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（1）想定するリスク

国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、当面大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（2）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、施策分野を、個別施策分野として、行政機能／警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用（国土利用）の12分野とするとともに、横断的分野として、リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発の3分野とした。

（3）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはなら

ない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 複数空港の同時被災
		5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
	6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出	
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

(4) 評価の実施手順

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を府省庁横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価した。

ここで、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定した。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握に当たっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに重要業績指標（KPI）をできる限り選定した。

2 評価結果のポイント

評価結果は、別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する国土強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、金融、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バ

ックアップ施設/システムの整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 地方公共団体・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、国だけでなく、地方公共団体、民間事業者、NPO、国民など多岐にわたる。国以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第3章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策の分野

本計画の対象となる国土強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の12の個別施策分野と3の横断的分野とする。

(個別施策分野)

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、
- ④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、
- ⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

(横断的分野)

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③研究開発

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

1で設定した15の施策分野ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を以下に示す。

これら15の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する府省庁（部局等）を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

(個別施策分野の推進方針)

(1) 行政機能／警察・消防等

(行政機能)

- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても政府中枢機能等を維持するため、政府全体の業務継続計画を踏まえ、各府省庁の業務継続計画を、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、それを踏まえ、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の対策を推進するとともに、必要に応じて更なる対策を各府省庁連携して実施する。その際、大規模自然災害発生時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性、業務の補完体制や災害時に最低限必要な人員の確保等について再検討する。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】
- 応急対応に不可欠な広域防災拠点等の確保や災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化する。また、被災者情報の取扱いについて検討する。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】
- 地方公共団体において、政府及び各府省庁の取組を踏まえた業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進等により業務継続体制を強化する。また、災害対応力を高めるための人材育成、地方公共団体間及び関係機関等との相互補完・連携体制の構築を行うとともに、地方公共団体、とりわけ絶対的な人員不足が懸念される体制の脆弱な地方公共団体に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、地方公共団体の体制強化を図る。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】

(警察・消防等)

- 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設・経路等の耐災害性を強化する。また、救助・救急活動や啓開等に必要航空機、船舶、車両、通信資機材等の装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、国土交通省、防衛省】

- 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）含む）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、海上保安庁機動防除隊、初動対処部隊（FAST-Force）等の体制強化を図るとともに、防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練やより災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化、及び水防団・自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省、防衛省】
- 国全体として総合的に災害対応を行う連携・調整体制を、中央官庁、地方公共団体、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等がそれぞれの対応力の強化を図りながら構築するとともに、災害緊急事態の布告時における対処基本方針に基づく指揮監督の在り方に関する検討を行う。また、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊等の受入れに必要な事前調整、出入国審査等の体制を整備する。【内閣官房、内閣府(防災)、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省】

（２）住宅・都市

- 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、規制的手法の活用、CLT（直交集成板）を含む新工法や伝統的構法等の研究開発・基準の策定・普及、合同訓練などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ実施する。また、国民向けのわかりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修を誘発する効果的な取組を推進する。【文部科学省、国土交通省】

- 超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進めるとともに、大規模盛土造成地における地盤情報の共有、地下空間等の防災対策を推進する。また、複合的な施設における統括防火・防災管理者による避難誘導や合同訓練等を通じて、災害対応力を向上させる。【総務省、文部科学省、国土交通省】
- ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化、各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、代替機能の確保を図る。その際、まとまりのある区画単位を基本として実施することに留意する。また、事業者における BCP/BCM の構築を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める。【内閣府（防災）、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 災害時の的確な情報提供、業務・商業地域における地区としての業務継続の取組、大都市の主要駅周辺等における帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。帰宅困難者対策については、主要駅周辺等における普及、促進を図るとともに、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用について事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。また、一時滞在施設や避難所となる施設について、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等により防災機能を強化するとともに、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。【内閣官房、内閣府（防災）、文部科学省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 関係機関が連携して津波に強いまちづくりを促進するとともに、都市部における高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し、自立できるようなコンパクトなまちづくりを進める。【国土交通省】

（3）保健医療・福祉

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、災害時のみならず平時の視点も見据えた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。【厚生

労働省】

- 医療・福祉施設の耐震化、南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食糧等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。また、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築により、大量に発生する被災者等が必要なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- 大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）を養成するための研修、チーム間の組織的連携を含めた訓練の充実、災害拠点病院等への配置を推進する。また、急性期の災害派遣活動後に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する仕組みを含む全国的な支援体制を構築する。【厚生労働省】
- 都道府県における総合的な防災の拠点となる施設において、重症患者を含めた患者の受入れが可能となるよう、診療ユニット（医療モジュール等）について平時活用を含め検討する。また、救護所を設置する市町村や災害拠点病院等地域の医療機関に必要な資機材を配備するとともに、地域における医療に関する各種講習を充実させること等により、医療機能や医療関係者の絶対的な不足を回避するための取組を推進する。さらに、患者及び医薬品等の搬送ルートの耐災害性の向上を図るとともに早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。【内閣府(防災)、厚生労働省、国土交通省、防衛省】
- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施するほか、予防接種法に基づく予防接種を実施する。【厚生労働省】
- 平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。【厚生労働省】
- 災害時において高齢者、障害者等の災害弱者に対する緊急支援を図るため、

民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。【厚生労働省】

(4) エネルギー

- 我が国の大規模エネルギー供給拠点は太平洋側に集中しており、南海トラフ地震や首都直下地震により供給能力が大きく損なわれるおそれがあるため、個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。

【関係府省庁】

- 製油所の緊急入出荷能力の強化や、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進するなど、大規模被災時にあっても必要なエネルギーの供給量を確保できるよう努めるとともに、被災後の供給量には限界が生じること前提に供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。また、減少している末端供給能力（サービスステーション等）の維持・強化、各家庭や公共施設、学校、医療施設等における自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 石油コンビナート等のエネルギー供給施設、高圧ガス設備の損壊は、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制の強化を図る。【総務省、経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。【農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】
- エネルギー輸送に係る陸上・海上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要

な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸
手続の改善等を検討する。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】

- 供給側における企業連携型の BCP/BCM 構築の持続的な推進を図るとともに、
サプライチェーンの確保も念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施し、応
急復旧に必要な資機材・燃料・人材等の迅速な確保など BCP/BCM の実効性を高
める。また、PDCA サイクルにより一層の機能強化や技術開発を推進する。【警察
庁、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省、その他関係府省庁】
- エネルギー全体としての需給構造の強靱化を目指し、中長期のエネルギー需
給の動向や国内外の情勢、沿岸部災害リスクも踏まえ、電力・天然ガス等の地
域間の相互融通を可能とする全国のエネルギーインフラや輸配送ネットワーク
の重点的対策や、電源の地域分散化の促進、メタンハイドレートの商業化の実
現に向けた調査・研究開発の推進や熱活用等による国産エネルギーの確保を含
む国内外の供給源の多角化・多様化に取り組む。【経済産業省】

(5) 金融

- 複合的な大規模自然災害を含む様々な自然災害発生時にも、関係府省庁と協
力の上、金融機関等において決済、現金供給機能を確実に継続するとともに、
政府・中央銀行において正確かつ迅速な情報の収集・発信を行う。これらの措
置により金融秩序を維持し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する
とともに、システムック・リスク等の金融危機の回避を図る。【金融庁、財務省、
その他関係府省庁】
- 金融サービスが確実に提供されるように、金融機関における建物等の耐災害
性の向上やシステムのバックアップ、関係機関と連携した災害時の情報通信機
能・電源等の確保を図るとともに、BCP/BCM 構築の促進・向上を図る。特に、首
都地域には重要な金融決済機能が集中しており、代替拠点の確保など首都直下
地震による影響を最小化するための取組を重点的に推進する。さらに、中央銀
行についてはマクロの金融秩序を維持する重要な役割を担っていることを踏ま
えた対策を進める。【金融庁、その他関係府省庁】
- 政府・中央銀行を含む関係機関で横断的な合同訓練を実施するとともに、そ

の結果を対策に反映することで、BCP/BCMの実効性の一層の向上、ノウハウの蓄積、人材の育成、関係金融機関の連携等を促進する。その際、金融システム全体にわたる脆弱性を洗い出すため、金融機能の複数拠点の同時被災、人材（基幹要員）の不足、電源・交通インフラの長期途絶等の様々な危機的事態を想定する。【金融庁】

（6）情報通信

- 情報通信分野に係る社会インフラの相互依存性を前提として、バランスの取れた「自律・分散・協調・統合運用」の仕組みを構築するため、情報通信に係る相互依存関係の見える化を図る。また、これまで想定されていなかった長期電力供給停止等に対する情報通信システムの脆弱性の評価とその結果に基づく対策を早期に実施する。【内閣府(防災)、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- 災害関連情報について、地理空間情報（G 空間情報）や ICT の活用等により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに、全ての国民が正確な情報を確実に入手できるよう、共同利用等も考慮した公共情報コモンズや公衆無線 LAN 等の多様な提供手段を確保する。また、非常時の情報伝達手段の確保方策として、官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等について検討する。さらに、ラジオ放送局等の難聴・災害対策を推進する。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- 地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設/ネットワークそのものの耐災害性を向上させる。また、予備電源装置・燃料備蓄設備等の整備により、情報通信施設・設備等の充実強化を図る。【内閣府(防災)、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- センサー・画像情報等の ICT を積極的に活用した社会インフラの情報収集・分析システムを構築し、効率的な老朽化対策や維持管理を早期に実現するとともに、災害時の避難誘導等への活用を図る。あわせて、社会インフラの各種情報等を活用した災害対策及び維持管理技術を向上させるために必要な研究開発

や規制の見直し等を行う。【警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

(7) 産業構造

- 複雑化しているサプライチェーンについて、企業価値や取引関係に配慮しつつ、その見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった課題を踏まえた、製造ライン等の内部設備を含む産業設備の耐災害性の向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道、物流基盤等の災害対応力を強化する。さらに、各企業等の事業継続の観点から、サプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、加えて工場・事業所等の分散・移転など代替性を確立する方策の検討を促進し、災害に強い産業構造を構築する。【経済産業省、国土交通省】
- 各企業に対し、産業活動の継続に必要となる災害時の非常用電源設備の確保に努めるよう促すとともに、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。その際、迅速な復旧・復興に向けて、常時通電が必要な業種・工程等に配慮する。
【経済産業省】
- 国際的な分業が一層発達し、グローバル・サプライチェーンの動きが深化している状況を踏まえ、個別企業の BCP/BCM の構築に加え、民間企業や経済団体等が連携した、海外の生産拠点を含めたサプライチェーンや被災地外の活動も念頭に置いたグループ BCP/BCM や業界 BCP/BCM の構築、災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を促進する。【内閣府(防災)、経済産業省、その他関係府省庁】
- 各企業等における BCP/BCM の構築の促進に向けて、国際規格の動向も見据えつつ、共通ガイドラインの改訂や、必要に応じて各業種・業態にあわせた策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う。【内閣府(防災)、経済産業省、その他関係府省庁】
- ハード対策と並行し、BCP/BCM の実効性の確保・定着に向け、事業継続の仕組み及び能力を評価する枠組み作りや、継続的な教育・訓練等を通じた企業内の

人材確保・育成に努めるとともに、PDCA サイクル等により BCP/BCM の改善を図る。また、例えば復旧・復興を担う建設業等における技能労働者等の高齢化の進展等といった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】

- 各企業の BCP/BCM の実効性の一層の向上等を図るため、地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）を策定する。【内閣府(防災)、金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】

（８）交通・物流

- 地域の災害特性に応じて、交通・物流施設の耐災害性の向上を図る。特に、人流・物流の大動脈及び拠点、中枢管理機能の集積している大都市の交通ネットワークについては、地震・津波、浸水等地域の災害特性に応じた備えを早期に講じる。その際、ハード対策である施設整備のみならず、陸・海・空路の交通管制等の高度化や訓練の強化、研究開発の推進などソフト対策の充実を図る。また、取組へのインセンティブとなるよう、各施設管理者が行う施設の耐災害性向上の進捗状況を公表する仕組みの構築について検討する。【警察庁、文部科学省、国土交通省】
- 我が国の経済を支える人流・物流の大動脈及び拠点については、大規模自然災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から代替輸送ルートを早期に確保する。特に、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体である JR 東海が、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。あわせて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワークの着実な整備を図ることとする。【国土交通省】
- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極め、必要なハード対策を行うほか、災害等発生後速やかに代替輸送が機能するよう、交通事業者間の連携強化、企業連携型 BCP 策定を含めた BCP/BCM の充実、訓練

などソフト対策の備えを交通・物流事業者等は万全にしておく。【農林水産省、国土交通省】

- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行（運航）再開できるよう、人材、資機材の充実を含めて災害対応力を強化する。また、様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、無電柱化等の対策を推進する。【国土交通省】

（９）農林水産

- 広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における被災地への応急食料等の供給を確保するのみではなく、それ以降における全国的な食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、脆弱性を評価し、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階の BCP/BCM 構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。【農林水産省、国土交通省】
- 自然災害が近年頻発していることに加え、地球温暖化等による災害の発生リスクの高まりが懸念されることを踏まえ、農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を考慮に入れた施設や森林の整備、漁港・漁村の防災機能の強化、ため池のハザードマップの作成・周知、施設管理者の BCP 作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。【農林水産省、国土交通省】
- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域に根ざした植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。その際、人口の減少や高齢化等が進行していることから地域コミュニティ等による地域資源の保全管理や自立的な防災・復旧活動の機能を最大限

活用できるようにするとともに、適切な間伐を推進しつつ、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野における CLT（直交集成板）等の木材を利用するための工法の技術開発等に努める。【農林水産省、環境省、その他関係府省庁】

(10) 国土保全

- 地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。その際、水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用や排水機場等の耐水化・耐震化等の既存施設の効率的な管理・活用、水力エネルギーの有効活用、地域コミュニティとの連携、自然との共生及び環境との調和等に配慮する。【農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 非破壊検査技術、ロボット技術、ICT 等の活用や社会インフラのライフサイクル全般にわたる情報を高度化することにより、効率的・効果的なインフラの維持管理・更新システムを整備する。また、気象、地震・津波、火山噴火に関する観測・予測、GPS や地理空間情報を活用した国土監視、社会インフラの新技术等の研究開発を推進するとともに、災害・インフラ情報の共有プラットフォーム等を整備する。【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 国土保全を担う人材・コミュニティの確保・育成等の体制整備を推進するとともに、それらが可能となる社会・経済構造の構築を目指す。【農林水産省、国土交通省】

(11) 環境

- 海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時（防災・減災）及び平時の機能

を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。【農林水産省、国土交通省、環境省】

- 自立稼働可能なごみ焼却場の老朽化対策とあわせた自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進するとともに、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。また、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。【環境省】
- 災害発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び国民の健康被害が生じることがないように、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、関係府省庁と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する。【環境省、その他関係府省庁】

(12) 土地利用（国土利用）

- 各地域の主体性を確立すること等を通じて多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に対して粘り強くしなやかに対応できる国土づくりを進める必要がある。このような国土を形成することにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく。【関係府省庁】
- 現在諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、日本海側と太平洋側の連携を図る国土づくりを進めるなど多重性・代替性を高めるとともに、国家・社会の諸機能が、その地域の自然災害の種類、頻度及び機能の重要性に応じて、適切に維持・確保できるよう、地域間・企業間等において、相互連携を深めつつ、機能が集積している地域の防災・減災対策も進めつつ、必要な機能の分担・バックアップを図る。【関係府省庁】
- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件等の特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ

せ、復旧・復興段階をも事前に見据えた各種の検討と安全な地域づくりを行う。

【内閣府(防災)、農林水産省、国土交通省、環境省】

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難施設、救助機関の活動拠点のための用地や仮設住宅用地について、地方公共団体は、国や民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める。また、被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。【内閣府(防災)、法務省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 行政、住民、研究者等間でのリスクコミュニケーション、人のつながり・絆・コミュニティの構築に努める。【関係府省庁】
- 過疎化・高齢化等によりコミュニティの機能が著しく低下している集落については、地域の意向を十分踏まえ、集落間の連携強化、集落の移転・再編など、地域としての機能の維持・強化に努める。また、災害により孤立する可能性がある集落においては、その規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できるよう備蓄等を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。【内閣府(防災)、総務省、農林水産省、国土交通省】

(横断的分野の推進方針)

(1) リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づく国や地方公共団体、国民や民間事業者等全ての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、学校等における防災教育の充実を含め全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。【内閣府(防災)、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を

推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。【内閣府(防災)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

- 政府が主体となり、学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加して、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することや、国土強靱化に対する国民の意識を高めるためのコンテンツの開発やリスク情報のデータベース化等の情報の統合化を促進する。これらにより、住民・民間事業者を対象として、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援する。【内閣府(防災)、総務省、文部科学省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 国土強靱化に貢献する商品やサービス等が国民にわかるよう必要な普及啓発のための施策を推進することで、国土強靱化に関する各分野への民間投資を促す。【関係府省庁】

(2) 老朽化対策

- 既存インフラの高齢化の割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する。【関係府省庁】
- 施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。【関係府省庁】
- 非破壊検査技術等の点検・診断技術、新材料研究や補修・補強技術等の新築・更新時の長寿命化技術など、新技術の開発・普及や分野横断的な活用・共有化等を推進する。【関係府省庁】

- 官民の連携・支援の下で、管理や更新等の現場を担う技術者の育成・配置、点検・診断に関する資格制度の確立、研究体制の強化など、国土強靱化の取組を支える体制を国、地方公共団体等の各段階で構築する。【関係府省庁】

(3) 研究開発

- 教育・研究機関、民間事業者において優れた人材を育成するとともに、研究開発に対するインセンティブを導入して、全ての施策分野において国土強靱化に係るイノベーションを推進する。また、優れた技術の普及、活用を促すことで、頻発する自然災害や老朽化対策における技術的課題の解決に積極的に貢献する。【関係府省庁】
- 研究機関や民間事業者における国土強靱化に係る基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の研究開発を促進する。その際、国土強靱化に係る研究開発の他目的への転用、他目的の研究開発の国土強靱化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【関係府省庁】

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 国の他の計画等の必要な見直し

基本法にあるように、本計画は、本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては他の計画等の上位計画に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画である。

言い換えれば、様々な分野の計画等の推進が我が国の強靱性に影響を及ぼし得るという事実を鑑み、国土強靱化に関する国の他の計画等における基本的方向や施策等が本計画に定められた指針に従い、その下で推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に進められることになる。

このため、本計画を基本として、国土強靱化に係る国の他の計画について毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2 基本計画の不断の見直し

本計画においては、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。また、それ以前においても毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等により必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。特に、本計画の策定のために実施した脆弱性評価は、国が実施し、又は把握している施策を基に行ったものであり、今後、地方公共団体や民間事業者等が独自に行っている取組等も評価の対象に含めることが必要となる。また、災害の個別事象をリスクとして特定化し、地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価へと進化させる必要がある。このため、これらの脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合にあわせて、本計画の修正の検討及びそれを踏まえた所要

の修正を行うこととする。

3 プログラムの推進と重点化

(1) 毎年度のアクションプランの策定と PDCA サイクル

国土強靱化は、第2章で示した脆弱性評価において想定した、45の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に国土強靱化に係る国の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、毎年毎年様々な施策を展開していくものである。

また、各プログラムについて脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに府省庁連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、しかもその際、施策の進捗等に応じてプログラムを不断に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加しながら常にプログラムを最適化した上で、プログラムの推進方針を軌道修正していくことが肝要である。

このため、第2章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を別紙3に示すとおりとし、これに重要業績指標を加えた各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を「国土強靱化アクションプラン」として推進本部がとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握等を行い、プログラムの推進計画を見直すというPDCAサイクルを回していくこととする。ここで、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標等の具体的な数値指標を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。

(2) プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、15の重点化すべきプログラムを選定した。15の重

点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係府省庁における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標		重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
5-5		太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	
5-8		食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	

（3）プログラム推進上の留意点

「プログラム」は、府省庁横断的な施策群であり、いずれも、一つの府省庁の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する府省庁・地方公共団体等において推進体制を構築して、構成員同士でデータを共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCA サイクルの実践を通じて限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、

本計画の目標の実現に向けてプログラムの実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

4 地域計画の策定・推進

(1) 地域計画策定の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。

また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。

このため、地方公共団体が地方の他の計画等の指針となる地域計画を積極的に策定し、他の計画等の見直し・推進等を通じて、強靱な国づくりを総合的に推進する必要がある。

地域計画を策定して地域の強靱化を図る上で、財源を含む限られた資源の中で、地域住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、何を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要となる。そのためには、地方公共団体のトップのリーダーシップの下、客観的なデータ等も活用した説得力ある説明を議会、関係地方公共団体の長、地域住民に対して行うことが重要である。

(2) 国における支援等

地域計画は基本計画との調和が必要であり、また、地域計画の中で国の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、地域計画の策定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある。

このため、国は地方公共団体が地域計画の策定が円滑に図られるようガイドラインを作成するとともに、必要に応じて地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする。

おわりに ～強靱な国づくりに向けて～

国土の強靱化に向けた取組は、これまで各府省庁が分野ごとに縦割りで取り組んできた施策を、共通の目標に即して組み立て直す作業でもある。各府省庁においては、府省庁間の垣根を越えた実効ある連携体制の下で、必要な施策を計画的に実行に移していくことが肝要である。また、PDCA サイクルの実践を通じて、プログラム、施策の重点化・優先順位付けに関する不断の見直し、脆弱性評価手法の改善、工程表の作成による進捗管理の導入、取組内容の可視化など、強靱化の取組を順次ステップアップしていくことが肝要である。これらを踏まえて、施策を適切に推進していくこととする。

一方、国土強靱化は国だけで実現できるものではなく、地方公共団体や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智^{えい}を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠である。そして、国民一人一人が、自助、共助の精神を世代を超えて受け継ぎ、人任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動する文化を根付かせることが取組の基礎となる。

このため、国においては、本計画の推進・進捗管理を行うのみならず、本計画の内容が、国民に正しく理解され、地方公共団体、民間事業者や国民の行動規範に広く浸透し、適切に実行されるよう努める。また、全国の都道府県・市町村による基本法に基づく地域計画の策定・推進を促進支援するとともに、各々の地域計画では対応しきれない課題について国家的見地から調整していくこととする。これらが本計画に反映されること等を通じて、強靱化の取組を昇華させつつ、強靱な国づくりを着実に実現していくこととする。

(別紙1) プログラムごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅・建築物が約8割(H20)、国公立学校が約9割(H25)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していることから、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が途上であるとともに、地下街の防災対策のための計画に基づく取組に着手(H26)することとしているところであり、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79% (H20) 建築物：約80% (H20)

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 15% (H24)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24)

【国交】大規模盛土造成地マップ公表率 約4% (H25)

【国交】防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 建築物の耐震化については、現状の耐震化率が約8割(H20)であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 特に、官庁施設(86%(H24))、学校施設(88.9%(H25:公立学校))、公立社会教育施設(69.5%(H23))、公立社会体育施設(72.6%(H24))、医療施設(73%(H24))、社会福祉施設(84.3%(H24))等については、避難所等にも利用されることから、さらに促進を図る必要がある。
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 約80% (H20) (再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24)

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 84% (H24)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等が進められているが、取組主体となる地方公共団体の財政状況等により一部で計画的に進捗していないこと、南海トラフ地震等の広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を図るとともに、広域かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備・耐震化率は約3割（H24）に留まっており、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化等を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード・ソフト対策等を総合した防護水準を検討する必要がある。
- 津波からの避難を確実にするため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化率は約3割（H24）に留まっており、それらの着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める必要がある。

(重要業績指標)

【国交】津波防災情報図の整備 20% (H25)

【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14% (H24)

【国交】緊急地震速報の精度向上（震度の予想誤差が±1階級におさまる割合） 79% (H24)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31% (H24)

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49% (H23)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33% (H24)

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 内水ハザードマップの整備率（ハザードマップを作成・公表し訓練を実施した市町村の割合）が約3割（H24）、洪水ハザードマップが約6割（H24）であり、各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

(重要業績指標)

【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74% (H24)

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24)

【国交】洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 62% (H24)

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約55% (H24)

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等が進められているが、具体的で実践的な避難計画の策定率が13%（H24）であることなど、進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）、火山噴火等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。
- 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率が47%（H24）であることなど、施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 13%（H24）

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸（H24）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割（H24）

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割（H24）

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落（H25）

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備（整備率93%（H25））や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握やGPS波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS¹情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備等、ITも活用して情報収集手段の多様化・確実化が図られてきているが、地震の規模等の提供に300分（H24）要するなどしているため、それぞれの施策について更なる促進・推進を図る必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）

【総務】AM放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（H25）

【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300分（H24）

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知 0市町村（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）

¹ GNSSとは、Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）の略称であり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。例えば、大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割(H24)であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
- 水道施設の耐震化率は34%(H24)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えは約8割(H24)であり、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。例えば、学校施設の多くが避難所に指定されているが、備蓄機能等の防災機能が不十分である。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインが策定されたところであり、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24)
- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24)
- 【経産】低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合(全国) 81% (H24)
- 【農水】応急用食料の充足率 100% (H24)
- 【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25)
- 【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25)
- 【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。
- 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。
- 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や着手したばかりの企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。
- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報を的確な把握と提供を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24)
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24)
- 【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、海外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。
- 災害対応において関係省庁毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化率は約 8 割（H24）であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線のデジタル化は約 3 割（H25）、警察の無線中継所リンク回線の高度化の達成率は約 5 割（H25）であることなどから、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 自治体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,600 隊（H25）

【国交】リエゾン協定締結率 93%（H25）

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）（再掲）

【警察】災害警備訓練施設の設置 0%（H25）

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82%（H24）

【総務】消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31%（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229 台（H24）（再掲）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量の検討及び関係府省庁間の連携枠組みの構築が進められているが、いまだ確立していないため、引き続き関係省庁において調整を継続し、早期に連携体制を構築する必要がある。
- 需要家側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援が進められており、現在約 1,000 施設にて整備されている。今後の普及の推移に応じて支援方策について検討する必要がある。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31%（H25）

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係府省庁間の連携調整を事前に行う必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11 地域（H25）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。
- 災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率は約 7 割（H24）に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）が不十分な施設があり、災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、その対策を進める必要がある。
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】災害拠点病院における DMAT 保有率 80%（H25）

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手法数 16 県（H25）

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。
- 下水道施設の耐震化率は約 4 割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道 BCP の策定率は 1 割弱（H24）であり、自治体と連携して BCP 策定を促進していく必要がある。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数 139 自治体（H24）

【厚労】予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 91.9%（H24）

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約 9%（H24）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有が図られていないため、速やかに体制構築を図る必要がある。
- 矯正施設の耐震化率は約7割（H24）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【法務】 矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築 0庁（H25）

【法務】 矯正施設の耐震化率 70%（H24）

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 安全な交通の確保について、信号機電源付加装置の整備が当面の目標である6,400台のうち5,229台（H24）と進捗しているものの、約20万台ある信号機のごく一部の整備にとどまることから、目標を達成しても効果が限定されるため、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。

（重要業績指標）

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 政府全体の業務継続計画に基づき各府省庁の業務継続計画を継続的に見直し、内容を改善する必要があるとともに、評価手法を構築し評価を実施する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全と機能の確保が図られる。耐震化率は約9割（H24）と進捗しているものの、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップが強化された機関は約6割（H25）にとどまるなど、災害時における通信を確保するための対策を推進する必要がある。
- 官庁施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【各府省庁】 政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況 0府省庁（H25）

【内閣府】 各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁（H25）

【各府省庁】 業務継続のために必要な発電用燃料の充足度（各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること）3日分程度（H24）

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 業務継続計画を策定している地方公共団体は、平成 25 年 8 月現在、都道府県で 60%、市町村で 13%に留まっており、地方公共団体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全の確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率が 82.6% (H24) であり、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校(公立学校施設耐震化率 88.9% (H25))、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。
- 警察署や消防庁舎の耐震化率については約 8 割 (H24) にとどまることなどから、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。
- 9 割が避難所となる学校施設において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ著しく遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。また、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 83% (H24)

【環境】全国の 47 都道府県及び 20 政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 57% (H25)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 首都中枢機関の中央省庁において、長期電源途絶等に対する情報通信システム(非常時優先業務等に限る)の脆弱性評価の取組が始められたところであり、今後、その知見を踏まえ、その他の機関に拡大した上で、必要に応じて対策を講じる必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

(重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合 100% (H24)

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25)

【国交】デジタル無線機の整備進捗率 94% (H25)

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、耐震性を確保する必要がある。また、事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備の対策を実施している事業者の割合は 23%（H25）にとどまっているため、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 23%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）（再掲）

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。
- 個別企業の BCP についても、大企業では 5 割弱で策定されているが、中堅企業では約 2 割にとどまっている（H23）ため、策定を促進すること及びその実効性を向上させる必要がある。
- 物流事業者の BCP 策定率は 27%（H23）にとどまっており、企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定に取り組む必要がある。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルート耐災害性を高める取組が始まっており、それらの取組を推進する必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：45.8%（H23） 中堅企業：20.8%（H23）

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%（H25）

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%（H24）

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP を策定したところであり、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る必要がある。
- 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 従来のコンビナート防災訓練は火災等直接災害を対象としてきており、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する必要がある。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

(重要業績指標)

【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだ BCP の策定率 0% (H24)

【経産】全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H25)

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 100% (H25)

【防衛】訓練目的の達成率 100% (H25)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表 (H25.3)、事象事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで 98% (H24) であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進するとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準見直しの検討を進める必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) が新設されたところであり、同部隊の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する必要がある。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25)

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 98% (H24)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の登録目標の達成 0 部隊 (H25)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係省庁間の協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。
- 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割（H24）であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 航路標識の自立型電源導入率が84%（H24）となっていることなど、港湾施設、航路標識等の防災対策は進捗途上であり、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】航路標識の自立型電源導入率 84%（H24）

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分にはできていないため、引き続き検討を行う必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策完了率が79%（H24）、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）が47%（H24）であることなど、交通施設に関する耐震化・液状化対策、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。
- 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾のBCP策定率は3%（H24）にとどまっており、港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係府省庁が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%（H23）

【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 3%（H24）

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）（再掲）

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91%（H24）（再掲）

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力の検討等を行い、空港機能等の確保のために必要な対策や関係機関との協力体制の構築について検討を深める必要がある。
- 輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 飛行中の航空機の安全な着陸等を促すため、一元的な航空管制・情報提供をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）

【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 7,600万人（H24）

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等が進められている。特に、主要な金融機関については、BCP が策定済みであり、また、システムセンター等のバックアップサイトは概ね確保されているが（98%（H25））、今後、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施する必要がある。また、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

（重要業績指標）

- 【金融】金融機関（全銀協正会員）における BCP の策定率 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%（H25）
- 【金融】横断的訓練の実施 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%（H25）

5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者の BCP 策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
- 食品産業事業者が、他の食品産業事業者、関連産業事業者、地方公共団体等と連携・協力体制を構築している割合は 24%（H24）にとどまっていること等から、災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合が 32%（H24）、水利施設の耐震設計・照査を実施した割合が 4 割（H24）、機能保全計画を策定した割合が 6 割（H24）等となっており、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）
- 【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%（H24）
- 【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6 割（H24）
- 【農水】農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2 割（H25）
- 【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1 万 ha（H24）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等を実施中であり、これに基づき必要に応じ発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入率は約 4 割（H24）であり、製油所の非常時出荷能力確保のため、これらの導入促進を図る必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで 98%（H24）であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する必要がある。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を実施中であり、これを着実に完了させる必要がある。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）が新設されたところであり、同部隊の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常用 3 点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合 38%（H24）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定率 0%（H24）

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95%（H25）

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄量 46%（H24）

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0 部隊（H25）

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことなどから、現状でその耐震適合率は 3 割程度（H24）にとどまっている。その推進のためには、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34%（H24）（再掲）

【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13%（H25）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の耐震化率は約4割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は1割弱（H24）であり、自治体と連携してBCP策定を促進していく必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は約4割（H25）であり、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システム整備の達成度は7割未満（H23）であり、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割（H25）
- 【国交】下水道津波BCP策定率 約9%（H24）（再掲）
- 【国交】地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率 約41%（H24）
- 【環境】浄化槽台帳システム整備自治体数 198自治体（H23）

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める必要がある。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割（H25）（再掲）
- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）（再掲）
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）
- 【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）（再掲）

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha（H23）（再掲）

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%（H25）（再掲）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）（再掲）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）（再掲）

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化率は、住宅・建築物が約8割（H20）と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。
- 地球観測衛星による高精度な観測体制を構築し、高分解能かつ広域性のある観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。
- 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係府省庁・地方自治体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

(重要業績指標)

【農水】ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25)

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き国と地方公共団体が連携して対応する必要がある。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析が実施されているが、それらを踏まえた対策を速やかに実施する必要がある。

(重要業績指標)

【経産】安定解析を行った集積場の数 50% (H24)

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- 森林については、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合は74% (H25) であるが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25)

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する必要がある。

(重要業績指標)

【金融】横断的訓練の実施 100% (H25) (再掲)

【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定率 100% (H25) (再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。
- 自立稼働可能なごみ焼却施設は中核市以上の市で約3割（H25）であり、老朽化対策と合わせ自家発電設備の設置等災害対応力強化を図る必要がある。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は1割未満（H22）であり、計画策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。
- 災害廃棄物の他地域自治体の受入協力に合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する必要がある。

（重要業績指標）

【環境】ストックヤード整備率 46%（H22）

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27%（H25）

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 8%（H22）

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発（市町村） 2%（H25）

【環境】有害物質把握実施率 21%（H22）

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。国から地方公共団体に派遣する災害対策現地連絡員に関する協定を締結している市町村は約9割（H25）と進捗しており、大規模災害が発生した場合の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。
- 応急復旧の迅速化を図るため、人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及等ICT等を活用した技術の開発、定着を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、関係府省庁、地方自治体等が連携しながら対応する必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、警察災害派遣隊については、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を進める必要がある。
- 警察署の耐震化率については約8割（H24）に留まっており、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察機能が十分機能するよう耐震化を進める必要がある。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分ではないため、その検討を進める必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋梁の耐震対策完了率は 79% (H24)、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）は 47% (H24) であること等、想定している計画規模に対する対策に時間を要しており、計画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に、地方自治体等とも連携して総合的に取組を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は 50% (H24) にとどまっており、地方公共団体における予算・人員の制約等から、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

（重要業績指標）

【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24) (再掲)

【国交】地籍調査進捗率 50% (H24)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。
- 災害発生後に、観測衛星による高分解能かつ広域性のある観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することに合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発を推進する必要がある。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約 31% (H24) (再掲)

注1) 脆弱性評価については平成26年3月時点で評価したものである。

注2) 重要業績指標として掲載した現状値は、() 内の年度末時点で把握されているものである。

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

1) 行政機能／警察・消防等

【行政機能】

- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても政府中枢機能等を維持するために、政府全体の業務継続計画の策定を踏まえ、各府省庁において緊密に連携しつつ業務継続計画の見直しを図ることが必要である。また、業務継続計画については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施したうえで、不断の見直しを図る必要がある。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。
- 応急対応に不可欠な広域防災拠点や現地対策本部設置候補場所の整備を推進することが必要であるとともに、復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備や被災者情報の取扱に関する検討が必要である。
- 地方公共団体においても、政府及び各府省庁の取組を踏まえて、業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組を進めること等により業務継続体制を強化することが必要である。また、地方公共団体等の災害対応力を高めるために必要な人材育成等についての支援を平時から継続的に実施する必要がある。

【警察・消防等】

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。
- 災害対応のための航空機、船舶、車両を含む装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。
- 国全体として総合的に災害対応を行うため、災害緊急事態の布告時における対処基本方針に基づく指揮監督の在り方に関する検討を行うこと、災害対応の業務標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進めること、海外からの応援部隊等の受入れに必要な事前調整、出入国審査等の体制を整備すること等を推進する必要がある。
- 災害対応力を向上させるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）含む）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、海上保安庁機動防除隊、初動対処部隊（FAST-Force）等の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練の実施や訓練施設の整備を行う必要がある。また、消防団の体制・装備、訓練の充実強化や水防団・自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報を活用して発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、信号機電源付加装置の整備目標が信号機のうちのごく一部にとどまることから、中長期的な視点から必要な目標を設定した上で着実な整備を進める必要がある。

2) 住宅・都市

- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備に向けた対策は、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地・避難路等の整備、沿道建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 住宅・建築物、学校等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 大規模地震・水害時に被害を受けやすい大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が途上であるとともに、地下街の防災対策のための計画に基づく取組に着手することとしているところであり、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。
- 上水道施設の耐震化率は低い水準に留まっているため、耐震化を着実に推進するとともに、事業者・自治体間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、下水道 BCP については、自治体と連携して BCP 策定を促進する必要がある。
- 大規模災害時に下水道を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。
- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等は、必ずしも防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入態勢を確保する必要がある。
- 地震、津波からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路・避難路の無電柱化、沿道建物の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等との連携調整を関係府省庁が事前に行う必要がある。

3) 保健医療・福祉

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。
- 災害拠点病院等及び福祉施設のうち、耐震化が未了の施設は、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能や避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。また、防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）が不十分な施設があり、災害時に必要な医療を提供できないおそれがある。
- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援が進められている。今後の普及の推移に応じて支援方策について検討する必要があることから、防災・減災機能を強化する必要がある。
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、地方公共団体、関係府省庁が連携し、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開および医療物資物流を確保する必要がある。さらに、被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。
- 災害時において高齢者、障害者等災害弱者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する必要がある。
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。

4) エネルギー

- 我が国の大規模エネルギー供給拠点は太平洋側に集中しており、首都直下地震や南海トラフ地震により供給能力が大きく損なわれるおそれがあるため、供給側のみならず需要側を含めた総合的な対策を講じる必要がある。また、エネルギーの地域間相互融通を可能とする輸配送ネットワークの強化や供給拠点の地域分散化を検討・促進する必要がある。
- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPを策定したところであり、サプライチェーンの確保を念頭に置いた合同訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- 電気設備や製油所の自然災害に対する耐性評価を踏まえ、供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。
- 発災後の燃料供給ルートを実実に確保するため、迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 水供給の長期停止による被害を軽減するため、雨水・下水道再生水等をバックアップ水源として活用する体制や、関係事業者間の連携体制の検討を進める必要がある。

5) 金融

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定が進められているが、金融機関の規模・地域によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進していく必要がある。特に、首都地域には重要な金融決済機能が集中しており、代替拠点の確保等首都直下地震による影響を最小化するための取組を重点的に推進する必要がある。
- 災害発生時において、金融秩序を維持し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、正確かつ迅速な情報収集・発信が重要であり、発信すべき情報、情報発信経路等を事前に検討・準備しておく必要がある。
- 中央銀行において、金融市場全体のマクロ的な秩序を維持する観点等から、首都直下地震や南海トラフ地震等に対する決済システムやデータのバックアップ等の危機管理対策を進めている。政府・中央銀行を含む関係機関においては、様々な危機的事態を想定した合同訓練等の実施により、金融システム全体にわたる脆弱性の洗い出し、BCP/BCMの実効性の一層の向上、ノウハウの蓄積、人材の育成、関係金融機関の連携等を促進する必要がある。
- 各金融機関について、金融庁の監督・検査や業界団体の協力等を通じ脆弱性の把握に努めるとともに、対策検討及び速やかな実施を促していく必要がある。また、情報通信等の金融機能の維持に必要な不可欠な機能について、他の関係者の取組との連携を強化する必要がある。

6) 情報通信

- 首都中枢機関の中央省庁において、長期電源途絶等に対する情報通信システム（非常時優先業務等に限る）の脆弱性評価の取組が始められたところであり、今後、その知見を踏まえ、その他の機関に拡大した上で、必要に応じて対策を講じる必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
- 市町村における Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。また、テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の通信手段が中断した際にも、情報提供・通信が出来るように通信衛星等の代替手段の開発・整備や情報提供の基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- 耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、耐震性を確保する必要がある。また、事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

7) 産業構造

- 国内外の分業体制の深化に伴いサプライチェーンが複雑化しているため、その見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった実態を把握し、脆弱性の観点から分析・評価する必要がある。
- 個別企業の BCP の策定状況は企業規模等によって異なることから、引き続き策定を促進する必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するためには企業ごとの BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるが、その取組は緒に就いたばかりであるため、関係府省庁や関連他業種も含めて幅広く連携し、効率的に推進する必要がある。
- 各企業等における BCP/BCM の策定促進や実効性向上に向けて、国際規格の動向も見据えつつ、共通ガイドラインの改訂や、必要に応じて各業種・業態にあわせた策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う必要がある。
- BCP 策定と合わせ、耐震化、非常用電源の確保等産業設備の災害対応力を強化するとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。また、リスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。
- BCP の実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCA サイクルにより BCP の改善を図っていく必要がある。また、例えば復旧・復興を担う建設業等においては、技能労働者等の高齢化の進展等担い手不足等の課題があり、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める必要がある。

8) 交通・物流

- 交通施設に関する耐震化等の対策、被害の想定等が十分に進捗していないことに加え、幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、災害時の代替輸送ルートの確保だけでなく、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、影響が極めて甚大であることも考慮し、関係府省庁が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開や運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、プッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けた検討を進める必要がある。
- 物流事業者のBCP策定率は低い水準に留まっており、企業ごとのBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定に取り組む必要がある。また、国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における関係者が協同したBCPの策定に着手したばかりであり、港湾のBCPの策定により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。さらに、物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が始まっており、それらを推進する必要がある。
- 港湾における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論するための検討体制を構築する必要がある。
- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組により、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がある。

9) 農林水産

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
- 食品産業事業者が、災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることができるよう、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の耐震対策や長寿命化計画の策定、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進めている。しかしながら、漁港の耐震化、水利施設の耐震設計・照査や機能保全計画の策定と施設整備には時間を要することや、整備途上で災害が発生し得ること等から、ハード対策の推進や施設管理者のBCP策定等のソフト対策の充実を図る必要がある。
- 農山漁村における人命・財産の保護に向けて、自然災害の多発に加え、地球温暖化等による災害の発生リスクの高まりが懸念されるため、農山漁村において、ため池のハザードマップ作成、漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等の防災・減災対策をハード、ソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 農山漁村においては、人口の減少や高齢化等が進行し、農地や森林等の保全・管理を適切に行うことが困難となりつつあり、農地・森林等の有する国土保全機能が損なわれるおそれがあることから、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備、適切な間伐等を推進する必要がある。
- また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、また、地域に根差した植生の活用等、自然との共生の視点も含めて、森林・農地等の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

10) 国土保全

- 地震・津波、洪水・高潮、火山噴火・土砂災害等の大規模自然災害に対して、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む）を基本とした海岸堤防等の整備、河道掘削、河川堤防や洪水調節施設の整備・機能強化、砂防施設等の整備、堤防等の耐震化・液状化対策、海岸の侵食対策、下水道施設の整備等の施設整備を進めているとともに、土地利用と一体となった減災対策、各種災害に対するハザードマップの作成や警戒避難体制整備の促進、ITを活用した災害情報の収集・提供等のソフト対策を実施している。しかしながら、施設整備には時間を要するため整備途上で災害が発生し得ること、計画規模を上回る災害が起こり得ることなどから、施設整備とソフト対策を効率的かつ効果的に組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。また、内水ハザードマップや洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。
- 海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定するとともに、既存洪水調節施設の有効活用、水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用等、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。
- 直接的な施設整備やソフト対策、施設管理のみならず、非破壊診断技術、次世代インフラ構造材料、地球観測衛星等の研究・開発や活断層等の過去の災害発生要因の解析・評価を進めるとともに、地震観測体制、G空間情報、インフラ情報の共有プラットフォーム等の整備やGNSS連続観測システム及びVLBI測量の推進を図る必要がある。
- 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している地方公共団体等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する必要がある。

11) 環境

- 自然生態系の有する防災・減災機能の評価や検証等を行い、その機能の利用によるコスト削減効果等も十分考慮しつつ、自然生態系を活かした命を守る対策を推進する必要がある。
- 大規模な災害を想定した場合、個別自治体の震災廃棄物処理計画のみでは対応が不足するだけでなく、市町村における災害廃棄物処理計画の策定率も低いため、計画策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。
- 大規模な震災により大量の災害廃棄物が発生した場合に対応できる廃棄物処理施設や仮置場として使用できる場所が十分には確保できていないため、場所の事前確保等の対策を進める必要がある。
- 自立稼働可能なごみ焼却場は中核市以上の市でも十分ではなく、老朽化対策と合わせ自家発電設備の設置等災害対応力強化を図る必要がある。
- 浄化槽について、被災の影響を受ける可能性の高い浄化槽等の設置・管理状況の自治体による把握や、耐震性に関する評価手法が十分でなく、大規模な災害時に住民生活等に影響が出るおそれもあり、その対応強化を図る必要がある。
- 災害の規模等によっては、地方公共団体等のリソースの不足や対応能力の限界が生じ、有害物質の漏洩等が発生し、人々の健康被害が生じるおそれがあり、これに対する対応を進める必要がある。

12) 土地利用（国土利用）

- 各地域の主体性を確立すること等を通じて多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に対して粘り強くしなやかに対応できる国土づくりを進める必要がある。このような国土を形成することにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図る必要がある。
- 現在諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、日本海側と太平洋側の連携を図る国土づくりを進めるとともに、内陸発展型国土の形成を図る必要がある。
- 機能が集積している地域の防災・減災対策を進めるとともに、中枢機能等のバックアップを確保する必要がある。
- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件等の特性を考慮し、復旧・復興段階をも事前に見据えた検討と安全な地域づくりを行う必要がある。
- 過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能の維持・強化を検討する必要がある。
- 地籍調査等の進捗が遅れているため、被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の遅れや、被災後における復旧・復興の遅れが生じるおそれがあるため、調査等を推進する必要がある。

2. 横断的分野

1) リスクコミュニケーション

- 国土強靱化を進める上で、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に与えられる必要がある。
- 災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。
- リスクコミュニケーションを進める分野横断的な取組が必ずしも十分でないことから、関係者が連携して取組を進める協議会などの推進体制を整備する必要がある。
- 国民、企業における住宅・建築物の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、国土強靱化のための民間投資を促すための普及啓発が必要である。

2) 老朽化対策

- 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業水利施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられているが、インフラの高齢化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっているため、計画的に対応する必要がある。
- 老朽化したインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在していると同時に、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、十分とはいえない面があるため、体制整備支援等を図る必要がある。

3) 研究開発

- 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、優れた研究者、技術者の育成、インセンティブの付与により、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る必要がある。
- 国土強靱化の取組には、地球観測衛星による迅速な災害情報の収集、長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術等の基礎技術から人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及等の応用技術に至る幅広い分野の研究開発が求められる。このため、国土強靱化以外の分野を含めた研究開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な研究開発を進める必要がある。

注) 脆弱性評価については平成26年3月時点で評価したものである。

(別紙3) 各プログラムの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る。
- 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の対策及び地下街の安全性の向上に取り組む。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)の改善整備について、官民が連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化等により密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 学校施設の耐震化(つり天井等の非構造部材、ライフラインを含む)の早期完了(国公立学校施設については平成27年度まで、私立学校施設については国公立の状況を勘案して)を目指し、取組を強化させる。
- また、医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の施設の耐震化について着実に推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を着実に推進する。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に進める。
- 関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード対策・ソフト対策等を総合した防護水準について検討する。
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせる。
- 施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 内水ハザードマップや洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制の構築を推進する。

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化、ハザードマップの統合化、防災アセスメント、3次元地理空間情報の活用等のソフト対策を充実させる。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害被害対策を徹底した上で地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。また、自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査・把握結果に基づき、訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりや土砂災害対策等を総合的に実施することによる防災力の向上を図る。
- ため池、農業水利施設等の総点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策とソフト対策や管理体制の強化を実施するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。
- 火山噴火警戒システムの整備、火山噴火による土砂災害等に備えた危機管理計画を策定する。

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識の在り方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS 情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備など、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を更に促進・推進する。
- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を推進する。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。
- 水道施設の耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを、学校・病院等の関係機関、地方公共団体と連携しつつ着実に推進する。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化など各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
- 応急用食料の確保について、個別の大規模自然災害等を想定し、具体的対応の検討を進める。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に進める。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を進める。
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの取組を促進、改善する。
- 地方行政機関（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避すべく体制の強化を図る。
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について事前に明確化する。
- 関係省庁の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線のデジタル化、警察の無線中継所リンク回線の高度化など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備又は環状交差点の活用、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量を検討するとともに、関係府省庁間の連携体制を構築する。
- 需要者側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）の普及の推移に応じた支援方策について検討する。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保とあわせ、徒歩での帰宅支援の取組を推進する。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等については、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有していないため、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について関係府省庁間の連携調整を事前に行う。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応を進める。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化を着実に推進する。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策等）の充実を図る。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する。
- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する。
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。
- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に推進する。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築を図る。
- 矯正施設の耐震化を着実に推進する。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置について、中長期的な視点から着実に整備を進める。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府全体の業務継続計画に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直しを行い、実効性の向上を図る。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して最低限人命の安全と機能の確保が図られるための対策を着実に実施する。
- 首都直下地震等の大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップを強化する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶による機能不全を回避するため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に進める。

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、地方公共団体における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化する。
- 被災リスクに備えた関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築（救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等）を推進する。
- 警察署、消防署をはじめとする地方公共機関等の庁舎施設、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設、必要な通信機能を確保する通信施設等の耐震対策等を促進するとともに、必要な装備資機材等の整備を図る。
- 電力供給遮断などの非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。
- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。
- 学校施設において、吊り天井等の非構造部材等の耐震対策を一層加速して推進するとともに、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価を行い、必要に応じて対策を講じる。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、事業者による当該基準への適合性の自己確認を実施させる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 日本郵便（株）において引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、必要に応じて事業継続計画（BCP）の見直しを図る。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるため、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。また、個別企業の BCP についても、策定を促進するとともに、その実効性を向上させる。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進する。その際、整備効果を最大化するため、各地方ブロックにおいて連絡調整を図りながら進める。また、それらの施策の進捗にあわせて、地方ブロック毎に関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）の作成を行う。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP について、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る。
- 燃料供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所やガス管等の供給能力を維持・強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- コンビナート防災訓練において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表、事故事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、東日本大震災を踏まえて耐震基準を見直した高压ガス設備や重要な既存の高压ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等に対する耐震基準見直しの検討を進める。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する。

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 非常時における海上輸送を確保するため、海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓閉、動静監視等を確保するための体制の強化等について、関係省庁間の協力・連携のもとで関係機関が連携して進める。
- 陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震対策等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進する。

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の上昇を図る。
- 東西分断のリスクを評価し、これを踏まえて時間管理概念を導入して対策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、鉄道や空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 東西を結ぶ基幹的交通ネットワークが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態は、起こり得るものとして、国や地方公共団体等がこれに備える。
- 港湾の BCP の策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの着実な整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮した BCP/BCM の構築が民間事業者等において促進されるよう努める。

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的な被害が生じた際に空港間が広域で連携して必要な輸送能力を確保するための空港間連携体制の構築等を進める。
- 輸送モード相互の連携・代替性を確保する観点から、既存の道路、鉄道等の効率的な活用を図るための施策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、空港等の施設の耐震対策等を推進する。

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。特に、主要な金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトが、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施するとともに、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（平時から利活用できる「共同配送」や「受発注システムの共同化」、災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、水産物の一連の生産・流通過程に係る事業継続計画（BCP）の策定等を促進する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震照査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理、防災・減災力向上や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき必要に応じ発電電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
- 製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入促進を図る。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を着実に完了させる。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するため広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を促進する。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化を図る。
- 気候変動に対応した渇水対策の検討及び災害時における地下水利用、雨水有効利用のための指針を策定する。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する取組を進める。

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方公共団体等が連携した取組を強化する。また、災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。
- 地球観測衛星による高精度な観測を行うこと等により、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案など、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 自動車の民間プローブ情報の活用により迅速に道路交通情報を把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する。
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード・ソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備促進など、国と地方公共団体が連携して対応する。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に取り組むとともに、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析を踏まえた対策を速やかに実施する。

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
- 山地災害のおそれがある箇所の把握結果に基づき、避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を促進する。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備を設置するなど災害対応力強化を図る。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する。
- 災害廃棄物の他地方公共団体の受入協力と合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を進める。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。大規模災害が発生した場合の国から地方公共団体への派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。
- 人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及など、ICT 等を活用した技術の開発、定着を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させるとともに、関係府省庁、地方公共団体等の連携を強化する。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るための訓練施設の整備、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を推進する。
- 南海トラフ地震のような大規模災害発生時に地方公共団体の警察機能が十分機能するよう警察署の耐震化を進める。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の向上を図る。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に地方公共団体等とも連携して総合的に取組を推進する。
- 複軸の交通ネットワークの構築（輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮したBCP/BCMの構築が民間事業者等において促進されるよう努める。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を推進するとともに、登記所備付地図を作成し、また、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地籍図等の整備を積極的に推進する。

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。
- 災害発生後に、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

注) 平成26年3月時点の脆弱性評価を踏まえ、取りまとめたものである。

Ⅲ 国土強靱化アクションプラン2014

国土強靱化アクションプラン2014

平成26年6月3日

国土強靱化推進本部

目 次

(頁)

第 1 章	国土強靱化アクションプランの位置づけと構成 ..	Ⅲ－ 1
第 2 章	プログラムごとの脆弱性評価	Ⅲ－ 4
第 3 章	各プログラムの推進計画	Ⅲ－ 5
第 4 章	プログラム推進のための主要施策	Ⅲ－ 3 8
(別紙)	プログラムごとの脆弱性評価結果	Ⅲ－ 6 0

第1章 国土強靱化アクションプランの位置づけと構成

1 国土強靱化アクションプランの意義

概ね5年間の施策分野別推進方針を示した国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の着実な推進を図るためには、毎年度、個別施策の進捗^{ちよく}を極力定量的に把握し、これを基に各プログラムの進捗状況を府省庁横断的に評価するとともに、当該評価を踏まえて、プログラムごとの推進計画を策定・修正しつつ、プログラムごとに、向こう一年間に特に取り組むべき具体的な個別施策（個別施策間の府省庁横断的な連携方策を含む。）を立案・実施するというプログラムの進捗管理を行うことが極めて重要である。

このため、ここに、プログラムごとの脆弱性^{ぜい}評価、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策の各事項を明らかにした「国土強靱化アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を定めるとともに、毎年度、プログラムの進捗状況を府省庁横断的に評価することによって、アクションプランの見直しを行うものとする。

個別施策の進捗を定量的に把握するため、重要業績指標等の具体的数値指標を設定するとともに、情勢の変化に応じ不断の見直しを行うものとする。その際には、可能な限り直近の状況の把握に努めるとともに、目標年次を可能な限り揃えるように努めることとする。

なお、基本計画で示された、

- ・災害等の発生に対する4つの基本目標
- ・大規模自然災害を想定した事前に備えるべき8つの目標
- ・その妨げとなるものとしての45の「起きてはならない最悪の事態」
- ・「起きてはならない最悪の事態」のうち対処に当たっての国の役割の大きさ・緊急度及び影響の大きさの観点から重点的に対応すべきものとして選定した15の事態

は次表のとおりである。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
			1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
			3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
			3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
			4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
			5-6	複数空港の同時被災
			5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
			5-8	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3			沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-4			ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-5			有害物質の大規模拡散・流出	
7-6			農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-7			風評被害等による国家経済等への甚大な影響	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

2 アクションプランの構成

(1) プログラムごとの脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点から、各プログラムの達成度や進捗を把握するための重要業績指標を設定するとともに、毎年度、これを踏まえ、取り組んでいる施策についてプログラムごとに評価を行う。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、諸情勢の変化に応じて、精度向上や指標の変更等の内容の継続的な見直しを行うこととする。

(2) 各プログラムの推進計画

プログラムは毎年毎年展開されている様々な施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに府省庁横断的に整理するものである。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに府省庁が連携して施策を実行していくことは極めて重要である。

このため、毎年度の個別施策を立案・推進する際には、個別分野別の府省庁ごとの視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から府省庁横断的に実効性・効率性のあるものとするのが重要であることから、毎年度、(1)の結果を踏まえて、各プログラムの推進計画をとりまとめることとする。

(3) プログラム推進のための主要施策

「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進のため取り組むべき主要施策について、施策分野ごとに整理する。新たな施策連携、施策の深まり、プログラムの進捗等に応じて毎年度継続的に見直すこととする。

第2章 プログラムごとの脆弱性評価

平成26年3月時点で行ったプログラムごとの脆弱性評価の結果及び評価に当たって参照した重要業績指標は、別紙のとおりである。

第3章 各プログラムの推進計画

第2章で整理したプログラムごとの脆弱性評価の結果を踏まえた、各プログラムの推進計画は次のとおりである。

これらの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、いずれも、複数の府省庁が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、地方公共団体の理解と協力を求めつつ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、重点化した15のプログラム（以下で※が付いたプログラム）については、その重要性に鑑み、進捗状況、関係府省庁における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る。
- 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の対策及び地下街の安全性の向上に取り組む。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備について、官民が

連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化等により密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

(重要業績指標)

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79% (H20) →95% (H32) 建築物：約80% (H20) →90% (H27)

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 15% (H24) →18% (H28)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24) →概ね100% (H29)

【国交】大規模盛土造成地マップ公表率 約4% (H25) →約50% (H28)

【国交】防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →100% (H30)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23) →5,745ha (H32)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 学校施設の耐震化（つり天井等の非構造部材、ライフラインを含む）の早期完了（国公立学校施設については平成27年度まで、私立学校施設については国公立の状況を勘案して）を目指し、取組を強化させる。
- また、医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の施設の耐震化について着実に推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 約80% (H20) →90% (H27) (再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24) →

81.2% (H26)

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 84% (H24) →94.5% (H30)

※1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を着実に推進する。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に進める。
- 関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード対策・ソフト対策等を総合した防護水準について検討する。
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

(重要業績指標)

【国交】津波防災情報図の整備 20% (H25) →100% (H27)

【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14% (H24) →100% (H28)

【国交】緊急地震速報の精度向上（震度の予想誤差が±1階級におさまる割合）
79% (H24) →85% (H27)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等に

における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）→約66%（H28）

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49%（H23）→概ね80%（H28）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33%（H24）→約57%（H28）

※1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施する。
- 施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 内水ハザードマップや洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制の構築を推進する。

（重要業績指標）

【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%（H24）→約76%（H28）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%（H24）→100%（H28）

【国交】洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

62% (H24) →100% (H28)

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約55% (H24) →約60% (H28)

※1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化、ハザードマップの統合化、防災アセスメント、3次元地理空間情報の活用等のソフト対策を充実させる。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害被害対策を徹底した上で地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。また、自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査・把握結果に基づき、訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりや土砂災害対策等を総合的に実施することによる防災力の向上を図る。
- ため池、農業水利施設等の総点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策とソフト対策や管理体制の強化を実施するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。
- 火山噴火警戒システムの整備、火山噴火による土砂災害等に備えた危機管理計画を策定する。

(重要業績指標)

【内閣府】具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 13% (H24) →100%

(一)

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸 (H24) →約114万戸 (H30)

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47% (H24) →約51% (H28)

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割 (H24) →6割 (H28)

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割（H24）→10割（H32）

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落（H25）→58千集落（H30）

※1-6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識の在り方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS¹情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備など、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を更に促進・推進する。
- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を推進する。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

（重要業績指標）

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）→100%（H26）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）→100%（H28）

【総務】AM 放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（H25）→100%（H30）

¹ GNSS とは、Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）の略称であり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。

【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300分（H24）→3分（H26）

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知
0市町村（H25）→1,700市町村（H30）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台（H24）→6,400台（H28）

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

※2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。
- 水道施設の耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを、学校・病院等の関係機関、地方公共団体と連携しつつ着実に推進する。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化など各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
- 応急用食料の確保について、個別の大規模自然災害等を想定し、具体的対応の検討を進める。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等

により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(重要業績指標)

【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24) →64% (H28)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24) →50% (H34)

【経産】低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合 (全国) 81% (H24) →90% (H37)

【農水】応急用食料の充足率 毎年100%を維持

【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25) →100% (H30)

【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25) →100% (H29)

【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25) →100% (H29)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に進める。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を進める。
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者の BCP 策定、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により避難路や代替輸送路

を確保するための取組等を促進する。

- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の取組を促進、改善する。
- 地方行政機関（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避すべく体制の強化を図る。
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。

（重要業績指標）

【国交】 橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）→82%（H28）

【国交】 道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）→68%（H28）

【防衛】 災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）→100%（H30）

※2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について事前に明確化する。
- 関係省庁の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線のデジタル化、警察の無線中継所リンク回線の高度化など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進

する。

- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備又は環状交差点の活用、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する。

(重要業績指標)

【総務】 緊急消防援助隊の増強 4,600隊 (H25) →6,000隊 (H30)

【国交】 リエゾン協定締結率 93% (H25) →100% (H28)

【防衛】 災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H30) (再掲)

【警察】 災害警備訓練施設の設置 0% (H25) →100% (H28)

【警察】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82% (H24) →90% (H27)

【総務】 消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31% (H25) →100% (H28)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量を検討するとともに、関係府省庁間の連携体制を構築する。
- 需要者側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）の普及の推移に応じた支援方策について検討する。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。

(重要業績指標)

【経産】 避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25) →100% (H30)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保とあわせ、徒歩での帰宅支援の取組を推進する。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等については、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有していないため、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について関係府省庁間の連携調整を事前に行う。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応を進める。

（重要業績指標）

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数
11地域（H25）→45地域（H30）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化を着実に推進する。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策等）の充実を図る。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送

道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する。

- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する。
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。

(重要業績指標)

【厚労】 災害拠点病院における DMAT 保有率 毎年度100%を維持

【厚労】 都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) →47都道府県 (H28)

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。
- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に推進する。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(重要業績指標)

【厚労】 感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数 140自治体

【厚労】 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 毎年95%以上

【国交】 下水道津波 BCP 策定率 約9% (H24) →約100% (H28)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築を図る。
- 矯正施設の耐震化を着実に推進する。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

(重要業績指標)

【法務】 矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築
0庁 (H25) →177庁 (H26)

【法務】 矯正施設の耐震化率 70% (H24) →100% (一)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置について、中長期的な視点から着実に整備を進める。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

(重要業績指標)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

※3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府全体の業務継続計画に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直しを行い、実効性の向上を図る。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して最低限人命の安全と機能の確保が図られるための対策を着実に実施する。
- 首都直下地震等の大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップを強化する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶による機能不全を回避するため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に進める。

(重要業績指標)

【各府省庁】 政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況

0府省庁 (H25) →全府省庁 (H26)

【内閣府】 各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁 (H25) →全府省庁

(H27)

【各府省庁】 業務継続のために必要な発電用燃料の充足度 (各府省庁が1週間程度

の燃料を備蓄していること) 3日分程度 (H24) →1週間程度 (—)

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、地方公共団体における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化する。
- 被災リスクに備えた関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築 (救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)

を推進する。

- 警察署、消防署をはじめとする地方公共機関等の庁舎施設、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設、必要な通信機能を確保する通信施設等の耐震対策等を促進するとともに、必要な装備資機材等の整備を図る。
- 電力供給遮断などの非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。
- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。
- 学校施設において、吊り天井等の非構造部材等の耐震対策を一層加速して推進するとともに、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する。

（重要業績指標）

【総務】 防災拠点となる公共施設等の耐震率 83%（H24）→100%（一）

【環境】 全国の47都道府県及び20政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 57%（H25）→100%（一）

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

※4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価を行い、必要に応じて対策を講じる。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、事業者による当該基準への適合性の自己確認を実施させる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

(重要業績指標)

【総務】 事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合 100%を維持

【警察】 無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54%（H25）→100%（H30）

【国交】 デジタル無線機の整備進捗率 94%（H25）→100%（H27）

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 日本郵便（株）において引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、必要に応じ事業継続計画（BCP）の見直しを図る。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する。

(重要業績指標)

【総務】 自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 23%（H25）→100%（H30）

【総務】 公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）→100%（H28）

(再掲)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

※5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるため、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。また、個別企業の BCP についても、策定を促進するとともに、その実効性を向上させる。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進する。その際、整備効果を最大化するため、各地方ブロックにおいて連絡調整を図りながら進める。また、それらの施策の進捗にあわせて、地方ブロック毎に関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）の作成を行う。

（重要業績指標）

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：45.8%（H23）→ほぼ100%（H32） 中堅企業：20.8%（H23）→50%（H32）

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%（H25）→100%（H28）

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%（H24）→100%（H28）

※5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP について、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る。

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所やガス管等の供給能力を維持・強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- コンビナート防災訓練において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(重要業績指標)

【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだ BCP の策定率 0% (H24) →100% (H26)

【経産】全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 毎年度100%

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 毎年度100%

【防衛】訓練目的の達成率 毎年度100%

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表、事件事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、東日本大震災を踏まえて耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等に対する耐震基準見直しの検討を進める。

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →100% (H30)

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 98% (H24) →100% (H28)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0部隊 (H25) →12部隊 (H30)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 非常時における海上輸送を確保するため、海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等について、関係省庁間の協力・連携のもとで関係機関が連携して進める。
- 陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震対策等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進する。

（重要業績指標）

【国交】航路標識の自立型電源導入率 84% (H24) →86% (H28)

※5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の上昇を図る。

- 東西分断のリスクを評価し、これを踏まえて時間管理概念を導入して対策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、鉄道や空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 東西を結ぶ基幹的交通ネットワークが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態は、起こり得るものとして、国や地方公共団体等がこれに備える。
- 港湾の BCP の策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートへの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの着実な整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮した BCP/BCM の構築が民間事業者等において促進されるよう努める。

（重要業績指標）

【国交】 代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%（H23）→約50%（H28）

【国交】 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾 BCP）が策定されている港湾の割合 3%（H24）→100%（H28）

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24) →68% (H28) (再掲)

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率 (重要交通網に係る箇所) 約47% (H24) →約51% (H28) (再掲)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24) →概ね100% (H29) (再掲)

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的な被害が生じた際に空港間が広域で連携して必要な輸送能力を確保するための空港間連携体制の構築等を進める。
- 輸送モード相互の連携・代替性を確保する観点から、既存の道路、鉄道等の効率的な活用を図るための施策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、空港等の施設の耐震対策等を推進する。

(重要業績指標)

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港 (H25) →7空港 (H28)

【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 7,600万人 (H24) →9,500万人 (H28)

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。特に、主要な金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトが、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施するとともに、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

(重要業績指標)

【金融】金融機関 (全銀協正会員) における BCP の策定 実効性を維持

【金融】金融機関 (全銀協正会員) のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98% (H25) →100% (H27)

【金融】横断的訓練の実施 毎年度100%

【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 実効性を維持

※5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（平時から利活用できる「共同配送」や「受発注システムの共同化」、災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、水産物の一連の生産・流通過程に係る事業継続計画（BCP）の策定等を促進する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震照査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理、防災・減災力向上や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

（重要業績指標）

【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）→50%（H29）

【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%（H24）→概ね65%（H28）

【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6割（H24）→8割（H28）

【農水】農道橋（延長15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割（H25）→10割（H32）

【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1万 ha（H24）→10万 ha（H28）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

※6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき必要に応じ発電電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
- 製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入促進を図る。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を着実に完了させる。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常用3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ド

ラム缶石油充填出荷設備) 導入割合 38% (H24) →100% (H27)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H24) →100% (H32)

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定率 0% (H24) →100% (H28)

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95% (H25) →100% (H28)

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄量 46% (H24) →100% (H28)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25) →12部隊(H30)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するため広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

(重要業績指標)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24) →50% (H34) (再掲)

【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13% (H25) →50% (H30)

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定を着実に推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を促進する。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

【農水】農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割 (H25) →10割 (H32)

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約9% (H24) →約100% (H28) (再掲)

【国交】地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 約41% (H24) →約70% (H28)

【環境】浄化槽台帳システム整備自治体数 198自治体 (H23) →300自治体 (H30)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。

(重要業績指標)

【農水】農道橋(延長15m以上)・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割 (H25) →10割 (H32) (再掲)

【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24) →82% (H28) (再掲)

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24) →68% (H28) (再掲)

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港 (H25) →7空港 (H28) (再掲)

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下

水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化を図る。

- 気候変動に対応した渇水対策の検討及び災害時における地下水利用、雨水有効利用のための指針を策定する。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する取組を進める。

（重要業績指標）

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha（H23）→5,745ha（H32）（再掲）

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を

実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%
(H25) →100% (H32) (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H24) →100% (H32) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24) →約66% (H28) (再掲)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方公共団体等が連携した取組を強化する。また、災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。
- 地球観測衛星による高精度な観測を行うこと等により、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案など、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 自動車の民間プローブ情報の活用により迅速に道路交通情報を把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。

(重要業績指標)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づき対策を実施する。
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード・ソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

(重要業績指標)

【農水】 ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25) →10割 (H32)

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備促進など、国と地方公共団体が連携して対応する。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に取り組むとともに、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析を踏まえた対策を速やかに実施する。

(重要業績指標)

【経産】 安定解析を行った集積場の数 50% (H24) →100% (H26)

※7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
- 山地災害のおそれがある箇所の把握結果に基づき、避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →78% (H30)

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →58千集落 (H30) (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する。

(重要業績指標)

【金融】横断的訓練の実施 毎年度100% (再掲)

【金融】金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 実効性を維持 (再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を促進する。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備を設置するなど災害対応力強化を図る。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する。
- 災害廃棄物の他地方公共団体の受入協力と合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する。

(重要業績指標)

【環境】 スtockヤード整備率 46% (H22) →80% (H35)

【環境】 ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27% (H25) →80% (H35)

【環境】 災害廃棄物処理計画の策定率 (市町村) 8% (H22) →80% (H35)

【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発 (市町村) 2% (H25) →80% (H35)

【環境】 有害物質把握実施率 21% (H22) →100% (H30)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等 (専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の育成の視点に基づく横断的な取組を進める。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 地方行政機関等 (警察/消防等含む) の職員・施設等の被災による機能の大幅

な低下を回避するための取組を進める。大規模災害が発生した場合の国から地方公共団体への派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。

- 人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及など、ICT等を活用した技術の開発、定着を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させるとともに、関係府省庁、地方公共団体等の連携を強化する。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るための訓練施設の整備、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を推進する。
- 南海トラフ地震のような大規模災害発生時に地方公共団体の警察機能が十分機能するよう警察署の耐震化を進める。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の上昇を図る。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討

する。

- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートへの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に地方公共団体等とも連携して総合的に取組を推進する。
- 複軸の交通ネットワークの構築（輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮した BCP/BCM の構築が民間事業者等において促進されるよう努める。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を推進するとともに、登記所備付地図を作成し、また、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地籍図等の整備を積極的に推進する。

（重要業績指標）

【国交】 橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）→82%（H28）（再掲）

【国交】 地籍調査進捗率 50%（H24）→57%（H31）

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。
- 災害発生後に、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被

害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(重要業績指標)

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
31% (H24) →100% (H28) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24) →約66% (H28) (再掲)

注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、()内の年度末時点で把握されているものである。

注2) 目標値の年度が「-」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。

第4章 プログラム推進のための主要施策

第3章に掲げた「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進計画に基づき特に取り組むべき個別具体的施策は、次のとおりである。

なお、当該事態を回避するための施策は、複数の事態の回避に資することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

これらの実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意するものとする。

【個別施策分野】

1. 行政機能／警察・消防等

(行政機能)

- 政府全体の業務継続計画において業務継続の方針、省庁横断的な事項及び各省庁の業務継続計画の策定の基準となるべき事項を定めるとともに、この業務継続計画等を踏まえ、各府省庁は業務継続計画を見直す。
- 各府省庁の業務継続計画等に基づき、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力・情報通信等の確保、代替機能の確保等を進める。
- 出入国審査等については、今後とも訓練等を実施するなどして、災害発生時において外国からの緊急援助隊の受入れ等を迅速かつ円滑に行うことができるような体制を整備する。
- 地方行政機関等の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、地方公共団体における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進等により業務継続体制の強化を図るとともに、強靱化を担う人材の育成・確保等により、地方公共団体の体制強化を図る。
- 業務継続計画を踏まえ、バックアップシステムの強化、通信経路やネットワーク拠点の二重化等の対策を推進するとともに、必要に応じて更なる対策を各府省庁連携して検討する。
- 建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活

動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、総合的な耐震安全性を確保する。また、首都直下地震等による商用電力途絶時において、震が関地区の中央官庁の非常時優先業務の継続に必要な電力を確保するための対策を推進する。

- 大規模地震災害の発生に備え、広域防災拠点となる官庁施設の整備を推進するとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進する。
- 情報通信機能や金融機能については、電力等その他の主要インフラの維持が前提となり、電力等が途絶した場合には必要な機能が果たせないおそれがあるため、関係省庁間で連携を行い、引き続きそれらの主要インフラの維持を図る。
- 人工衛星の活用や調査機材の IT 化による高度情報収集体制の構築、及び三次元の精密標高データ等の基本情報とリアルタイム情報の電子地図上での重ね合わせにより分析・共有できる電子防災情報システムの構築により、災害対応の高度化を図る。
- 気象、地震・津波、火山噴火に関する予測精度の向上やより災害に強い情報通信ネットワークの構築、GPS 波浪計の適切な運用等を図り、防災気象情報を改善し適時的確な提供を行う。
- 矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防ぐため、大規模災害発生時の矯正施設の状況に関する情報を、関係機関等との間で共有する体制の構築を検討する。

(警察・消防等)

- 大規模災害発生時において、救出・救助活動を始めとする第一線警察活動の中核拠点となる警察施設の耐震化・老朽化対策に係る取組や、災害発生時においても住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するために必要な自起動式発動発電機などの災害に備えた交通安全施設の整備を推進する。
- 切迫する大規模地震に備え、石油コンビナート災害に対する防災体制の充実強化、消防設備等の耐災害性強化等の火災予防・危険物事故防止対策を推進する。
- 発災時における海上保安機能の喪失や海上輸送の断絶は、被災状況下におい

ては致命傷であることから、海上保安庁の通信施設や航路標識等の防災対策等を着実に進める。

- 自衛隊施設について、部隊の任務遂行に必要な不可欠であるとともに、震災発生時には災害対策の拠点となるなど極めて重要な役割を担うことを踏まえ、必要な耐震・津波対策を引き続き推進していく。
- 災害時における被害状況の早期把握や迅速な搜索救助活動、被災地の治安を確保するために必要となる航空機、船舶、車両等の装備資機材の整備を推進する。
- 常備消防力の強化、消防防災施設の整備等をより一層推進するとともに、石油コンビナート等のエネルギー・産業基盤における応急対応に資するリモート操作可能な災害対応ロボット等の G 空間×ICT を活用した車両・資機材等を研究開発する。
- 防災センターの機能・機材を充実させるとともに、発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層的確に実施するため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備、航路啓開のための体制の整備等を着実に進める。
- 発災直後の海難発生等による被害を軽減するとともに海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、一元的な海上交通管制の構築を着実に進める。
- 災害時においても活用することができる車両、艦艇、航空機等の装備品を取得するとともに、民間輸送力の活用に係る施策を推進し、機動力の充実強化を図る。
- 情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進、通信資機材・体制の充実、都道府県警察との大規模災害を想定した合同訓練の実施により、警察の災害対処部隊の実戦的対処能力の向上を図る。また、交通安全施設で収集している交通情報に加えて、民間事業者が保有する民間プローブ情報を活用することで、道路の通行可否、迂回路の混雑状況等の交通状況を把握して的確な交通規制を実施する。
- 電力供給停止等が起きても、救助等に係る関係機関との円滑な通信手段を確保するため、関係機関の保有する無線機との接続が可能となる拡張性を有する野外通信システム等の整備を促進するとともに、自衛隊の活動に不可欠な通信

を確保するため、通信網「防衛情報通信基盤」の強化を図る。

- 消防救急無線のデジタル化を推進するとともに、災害情報をより迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線のデジタル化や緊急速報メールの活用を始めとした地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化及び Jアラート自動起動機の整備等による適切な災害関連情報の収集・提供等を実現する。
- 三次元の精密標高データ等の基本情報とリアルタイム情報の電子地図上での重ね合わせにより分析、共有できる電子防災情報システムを構築することにより、災害発生時の迅速な応急活動の強化・充実を図るとともに、地震・津波防災対策の推進のため、海底地殻変動観測及び津波防災情報図、海底地形データの整備も着実に進める。
- 救助に係る関係機関間における円滑な共通認識を図るため、統一した地図（UTM グリッド）を有効活用するなど、災害対応の標準化に向けた検討を推進する。
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。
- 地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織等の活動の活性化、地域防災リーダーの育成等による地域防災力の充実強化を図るとともに、地域水防力の強化に向けて、水防演習の実施や、水防団、水防協力団体に関する啓発活動を実施する。
- 大規模災害時に、人命救助、火災防御、救急活動等に即応する緊急消防援助隊の体制を強化するため、高度な車両・資機材等の着実な整備、地理空間情報（G 空間情報）の活用など情報通信機能の充実、情報収集機能を備えた消防防災ヘリの整備等を推進する。また、石油コンビナート等の特殊災害に即応するエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を緊急消防援助隊に新設し、その部隊の中核となる高度な特殊車両等を配備する。

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の装備品の充実等による活動体制の強化を図る。
- 全国各地の駐屯地等に配置した初動対処部隊（FAST-Force）等による初動対処態勢の強化を図る。
- 地上から直接被災地へ進出することが困難な場合等に対し、効果的に航空機や艦艇を展開する場合に備え、場外離着陸場及び艦艇の接岸可能港湾等の調査を推進する。
- 救助等に係る対応能力の向上を図るため、防災訓練を含む各種訓練の企画段階から、関係機関との連携要領の検討を図るとともに、関係機関と連携した合同訓練、民間事業者を含む関係者間の連携強化等を実施する。

2. 住宅・都市

- 地震時等に大規模な火災発生の高リスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地及び避難路等の施設整備と幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物等への共同建替えなどのハード面に加え、都市計画・建築規制等の規制的手法や避難・防災訓練や避難マップ作成等のソフト面を適切に組み合わせた対策を実施する。
- 住宅・建築物の耐震化については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物等に対する耐震診断の義務付け等を内容とする改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を円滑に運用し、耐震診断、耐震改修等の促進を図る。
- 新築の建築物等に対して建築基準法に基づく天井の脱落対策を義務付ける。既設の天井については避難所等の特に早急に改善すべき建築物に対して指導を行うとともに、耐震改修の促進を図る。
- 関係省庁における検討を踏まえて、長周期地震動に対する超高層建築物等の構造安全対策を進める。
- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時の避難所としても機能することから、その安全確保のため、耐震化（屋内運動場等のつり天井等の非構造部材を含む）の早期完了（国公立：平成27年度まで、私立：国公立

の状況を勘案) を目指すとともに、長寿命化等に着実に取り組む。

- 体育館、公民館等の施設については、不特定多数の者が利用し、災害発生時には避難所等となることから、耐震化を着実に推進する。また、文化財等の施設についても、耐震化、石垣や地盤の崩落防止措置、防火設備の整備など防災対策への支援を着実に推進する。
- 水道施設の耐震化については、当面、各水道事業者が耐震化計画の策定を進め、これに基づいて基幹となる管路や配水池、浄水施設に加え、断水エリア、断水日数の影響が大きい施設、管路を優先して耐震化を進める。また、重要度の高い施設（病院、避難所等）を設定し、これらの施設への供給ラインから優先的に耐震化を実施する。これらの取組に対し国においても、耐震化計画策定指針の改定、財政支援等の必要な支援措置などにより、災害時の被害軽減策の促進を図る。
- 水道事業を営む地方公共団体間における共同訓練や、災害対策協定に関するノウハウや事例等を周知するなど、応急給水の準備対応に資する連携強化を図る。また応急給水のための住民との訓練、避難所や応急給水場所の周知、被災時に職員が対応できない場合を想定した地域の自立促進を図る。
- 不慮の停電においても水供給が可能となるよう、自家発電設備等の整備促進に寄与する対応を図る。また、省電力化、配水池の増強等各水道事業、施設構成に見合った対策を検討する。さらに電力需給の逼迫に対応するため、再生可能エネルギー等の導入を促進する。
- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化・耐津波化を着実に推進するとともに、被災した場合においても下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とした下水道 BCP 策定などの「減災対策」を組み合わせた総合的な地震・津波対策を推進する。
- ガス導管については、保安上重要な建物の古いガス管（内管）も含め、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。
- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者等への対応能力を都市機能として事前に確保する。また、地

方公共団体等と連携した対応（一斉帰宅の抑制、行動ルールの周知等）、スペース（公園緑地等）の確保等を推進する。

- 避難所となる学校施設に関する防災機能（避難経路、避難階段、備蓄倉庫、蓄電機能等）の強化を進める。
- 公民館が地域の防災拠点となり、防災に関わる様々な主体と連携しつつ、住民相互の自助・共助により地域の防災・減災力を高めるために実施する取組を支援し、その成果の普及を図ることを通じて全国的な地域の防災・減災力の向上を図る。
- E-ディフェンスを活用した震動実験研究等を実施することによって、長時間・長周期地震動に対する建築物の構造安全性を確保する。
- 新規構造材料の開発や構造部材の信頼性評価技術、点検・診断技術、補修技術等の研究開発を行い、社会インフラの長寿命化・耐震化を推進する。
- 地震・津波等の速報、被災状況の把握等に貢献するため、海底地震津波観測網・地球観測衛星の活用を図る。

3. 保健医療・福祉

- 医療施設の耐震化については、引き続き、災害拠点病院等の耐震化整備に対する支援措置により着実に推進する。
また、医療施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。
- 社会福祉施設の耐震化については、引き続き、耐震化整備に対する支援措置により着実に推進する。また、社会福祉施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。
- 広域的な福祉支援ネットワークについては、大規模災害時に行政と民間が一体となり、機動的かつ能動的に福祉人材を派遣し、要援護者の支援を行うため、平時からのネットワーク構築や人材養成のための訓練等が重要であり、引き続き、財政支援や技術的助言等の各都道府県単位のネットワーク構築に対する支援措置により、公民協働によるネットワークの全国化を図る。

- 災害の発生により、感染症の発生やまん延を防止するため都道府県知事が必要があると認める場合には、感染症法に基づき消毒や害虫駆除等を実施する。また、災害の発生時に限らず平時から、感染症の発生やまん延を防止するため予防接種法に基づく予防接種を実施する。
- 総合的な防災の拠点となる施設（SCU：広域搬送拠点臨時医療施設等）での活用とともに、海からの医療提供にも活用できるよう、重症患者を含めた患者の受入れが可能なユニットの整備や、救護所を設置する市町村や災害拠点病院に必要な資機材の配備について検討する。
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。
- 患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な整備計画など早期啓開に向けた対策を講ずる。
- 医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の対策を早急に講じるとともに、医療資源（医療資機材、医療従事者等）の適切な配分がなされるよう、カウンターパート制度の導入等、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。
- DMAT については、欠員の補充などへの対応を加えながら養成研修を継続し、着実な育成を図る。
- DMAT については、あらかじめ数チーム～十数チーム規模の訓練を実施し、DMAT の組織的な編成・運用について検討を行う。
- 医療支援チームの情報や被災した市町村や保健所単位の医療ニーズを都道府県レベルで集約し、各被災した地方公共団体への医療チームの再編成・配分を調整する仕組みを構築する。その際、DMAT 活動との円滑な引継ぎや被災都道府県における医療支援チームへの指揮調整体制の在り方も含めた検討を行う。
- 医療・福祉施設の南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進のための支援措置を講じる。
- 災害拠点病院の自家発電設備、受水槽、備蓄倉庫等の整備を推進する。
- 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる施設となる福祉避難所の機能強化を進める。

4. エネルギー

- サプライチェーンの確保による被害の拡大防止、速やかな復旧の実現のために、関係機関による合同訓練を実施するとともに、協議会により合同訓練実施のための情報共有を図る。
- 災害時における迅速な石油供給を確保するために、関係機関が連携し災害時のロジスティクスに係る諸課題の解決と必要な協力の準備を事前に進める。さらに、災害時石油供給連携計画の訓練を引き続き関係省庁等と連携して実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを進める。
- 災害時においても必要最小限のエネルギー供給を確保するため、災害時の燃料供給円滑化等のための課題の事前検討を行う。
- 災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するため、港湾の広域的な連携を通じ港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進する。
- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、関係機関が連携し、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。
- 強靱なエネルギーサプライチェーンを構築するために、災害の切迫性や機能の重要度に応じて製油所等の設備、護岸、防波堤等の強化等を図るとともに、関連する研究・技術開発を推進する。
- 地域において石油製品供給の拠点となる SS・LP ガス充填所の供給能力を維持・強化する。また、地域の安定供給に支障が生じかねない「SS 過疎地」問題等については、地域の実情に応じ、総合的な地域施策として、地方公共団体等と一体となって検討する。
- 都市ガスのガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管等への取換えを促進する。
- 切迫する大規模地震に備え、製油所や油槽所を始め各地域の農業・漁業用タンクを含めた、石油コンビナート等の災害に対する防災体制の充実強化、消防設備等の耐災害性強化等の火災予防・危険物事故防止対策を推進する。

- アクセスの遮断による供給途絶に備え、避難所等において、LP ガスバルクユニットや燃料油タンクを設置し、燃料を常時備蓄することは、他のエネルギー供給が途絶した場合にも迅速かつ円滑にエネルギーの供給を可能とするために必要である。そのために、国、地方公共団体、業界が一体となって、燃料供給等についての防災協定の締結、設備導入に対する支援措置の着実な実施により、全国的な需要家側への燃料備蓄に向けた取組の推進を図っていく。
- 地域主導による防災拠点、地域への自立分散型エネルギー等の導入を支援することにより、大規模災害時に、地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進する。
- 鉄道や医療施設、福祉関連施設等の地域の重要拠点に対し、災害時や電力逼迫時にもその活動のためのエネルギーを確保し地域住民の安全や安心を確保するため、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション、省エネ設備等の導入を進める。
- 農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水、土地などの資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進し、地域における安定的な電力供給や分散型のエネルギーシステムの構築を推進する。

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり（バイオマス産業都市）の構築を推進する。また、適地選定に基づく農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギー発電の導入を推進する。
- 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保のため、地域の実情に応じて、下水道の普及に伴って都市に大量に存在する下水処理水を利用目的に応じたレベルに処理した再生水の利用や貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。
- 大規模災害発生時においても用水の供給を確保するため、雨水・下水道再生水等をバックアップ水源として活用する体制や、水供給に関わる各事業者間の連携体制の検討を進める。
- 近年、降雨形態の変化や融雪の早期化により全国各地で渇水が発生しており、将来、温暖化によりさらに深刻化する可能性があることから、気候モデル

による新たな影響予測・分析を実施し、その影響を踏まえ、水供給の長期停止等の被害の軽減方策を検討する。

5. 金融

- 金融分野においては、金融機関を中心に概ね主要施設の耐震化や自家発電機の設置、自家発電機用燃料の備蓄等を進め、BCP も策定してきている。また、金融庁及び日本銀行も参加する形で、3市場（外国為替市場、証券市場、短期金融市場）合同の市場 BCP 訓練や全国銀行協会主催の銀行業界内横断的な防災訓練を実施するなど、金融分野における BCP の実効性向上を図っている。今後、金融機関への検査・監督を通じ、金融機関や業界団体、日本銀行との連携を一層促進し、非常時の情報通信手段の確保などの金融分野における BCP に係る取組や実効性向上を促していく。
- 資金需要（現金）に応じた交通インフラの早期復旧・通行の円滑化、代替輸送手段の確保のため、引き続き関係省庁間で連携を図る。
- 金融分野における対策が万全でも、電力復旧長期化などの業務継続に支障をきたす事象が発生するおそれがあることから、電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化のため、引き続き関係省庁間で連携を図る。

6. 情報通信

- 国、経済中枢機関及び電力、交通等のライフライン・インフラ事業者等の関係団体と通信事業者間で連携し、防災訓練を実施することにより業務継続性の確保の取組を強化する。また、こうした取組を通じて、情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、これまで想定されていない長期電力供給停止等に対する脆弱性の評価とその結果に基づいた対策を講じる。
- 災害関連情報の一元的集約・共有や、多様なメディア（防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等）を活用した情報の一括配信、公共情報コモンズの活用、公衆無線 LAN の導入支援、ICT による地理空間情報（G 空間情報）の高度利活用等により、地方公共団体による情報提供手段の多様性を確保し、住民へより確実に災害情報を伝達する情報通信基盤を整備するほか、地方公共団体

等が所有する地域の公共ネットワークや、公共性の高い民間事業者が所有するネットワーク等について、防災上の観点から必要な箇所の無線による多重化等の推進を図る。

- 中央防災無線網の確実な通信確保のため、ネットワークの IP 化、大容量化、可搬型衛星通信装置の配備、立川災害対策本部予備施設での通信やデータのバックアップ機能の整備に努めるとともに、通信の相手先となる各機関における通信設備が設置されている建物の耐震性能や非常用電源の確保状況などの把握にも努めた上で、通信ネットワーク全体の強化・改善に向けた取組を行う。
- 総合防災情報システムと他機関システムとの連携強化を図るとともに、都道府県の防災情報システムとの連携を進める。また、情報空白域の発生への対応等の観点から、ソーシャルメディアや車両交通情報等の活用・分析手法の検討を進める。
- 災害時における警察活動に必要となる情報通信を確実に確保するため、無線中継所の耐震化・電源設備の充実をはじめとする警察情報通信基盤の堅牢化・高度化を推進する。
- 災害時における確実な情報通信を実現するため、電気通信設備に耐震対策を施すなど、国土交通省が整備する情報通信ネットワークの信頼性向上を図るとともに、長時間停電による通信の途絶を防ぐため、電気通信設備の省電力化及び電源の強化による停電補償時間の延長を図る。
- 災害時に、被災情報、避難情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たしているテレビ・ラジオ放送が、当該情報を国民に適切に提供できないことがないように、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる地方公共団体情報提供等を推進する。
- 日本郵便（株）において、直営郵便局施設の耐震化について着実に推進するとともに、事業継続計画（BCP）の適宜見直しを図る。
- 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）や超高速インターネット衛星（WINDS）を用いた技術課題の検証を行う。

7. 産業構造

- 各企業等における BCP/BCM の構築推進や BCP/BCM の実効性向上のため、関係府省庁を構成員とする連絡会議を設置し情報共有を図りながら、共通的なガイドラインの改訂、評価分析手法の開発、必要に応じて各業種・業態にあった策定マニュアル等の作成、想定外に備えるための訓練を含めた事業継続能力の評価手法の開発等を進める。
- グループ BCP や業界 BCP の策定のため、民間企業や経済団体等と連携して検討を進める。この際、企業連携型 BCP/BCM 構築のためのモデル事業の成果の普及を図る。また、事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年の PDCA サイクルの実施により実効性を高めることを促進する。
- BCP 策定等の施策の進捗にあわせて、地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）の策定を行うこととし、その策定に向けた枠組みや対象範囲を連絡会議で明確化する。
- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を着実に進める。
- 災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するため、港湾の広域的な連携を通じ港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進する。
- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、関係機関が連携し、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。
- 災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて国内外の広域ネットワークの拠点となる港湾施設の災害対応力の強化や関連する技術開発を推進する。
- 災害発生時における応急対策の拠点として、基幹的広域防災拠点の管理等を推進する。

- 高圧ガス設備の耐震基準の見直しや、東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進する等の耐震性確保に向けた適切な施策を実施するとともに、津波対策を検討する。また、強靱なサプライチェーンを構築するために、コンビナート港湾施設の耐震強化等を推進する。
- 南海トラフ地震や津波等を想定した電気設備の健全性を評価するとともに、自然災害等発生時の復旧迅速化や減災対応等の検討を行う。
- 東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を実施する。

8. 交通・物流

- 大規模災害発生時に道路の機能を発揮するため、災害への予防的対策等として、耐震補強や斜面・盛土等の対策、無電柱化、避難路・避難階段の整備、代替性の確保のための道路ネットワークの整備等による交通ネットワークやサプライチェーンの機能確保を推進する。あわせて、道の駅の防災拠点化や、改正道路法に基づく協議会を活用した緊急輸送道路の再構築と啓開体制の構築・強化等を推進する。
- 主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進するとともに、帰宅困難者対策や地下鉄道の浸水対策の検討等の鉄道・モノレール利用者の安全を確保するための取組を推進する。
- 空港施設の耐震化を進める等、大規模災害時における航空輸送の機能確保に向けた取組を推進する。
- 港湾施設の耐震・耐津波性能の強化や関連する技術開発、基幹的広域防災拠点の管理等、港湾の広域的な連携、早期復旧のための協力体制の構築、津波からの大型船の待避場所や重要な拠点に至る航路機能の確保、コンビナート港湾の強靱化、港湾における災害時避難機能の確保、風水害が懸念される港湾における防波堤の整備、GPS 波浪計の適切な運用等を推進する。
- 大都市圏の港湾の防潮堤における地域の実情等を踏まえたハード・ソフト対策等による防護水準を検討する。

- 大規模災害時において、船舶による緊急輸送、被災者生活支援等の活動を円滑に実施するために必要な緊急時の輸送要請に向けた事業者との調整や緊急時の活用ニーズに対応した利用可能な船舶情報の迅速な把握等の体制を強化するなど、船舶の活用を推進するための具体的方策の検討を進める。
- 発災直後の海難発生等による被害を軽減するとともに海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、海上保安庁の航路標識の耐震化等の防災対策、一元的な海上交通管制の構築、航路啓開のための体制の整備等を着実に進める。
- 大規模災害時における交通モード相互の連携・代替性確保のための具体的施策の検討を行う。
- 大規模災害時における人流・交通への影響分析及び持続的経済・社会に最低限必要な人流レベルの想定を行う。
- 大規模災害時の需要管理に関し、機能分散、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等を検討する。
- 地域再生法の規定による地域再生計画に基づき、大規模災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止等を回避するために必要な地域の道（市町村道、農道、林道）及び港（港湾、漁港）の基盤整備に対する支援を行う。
- エネルギーセキュリティの推進（CNG 車両等の普及）、バスターミナルの耐震化の促進を図る。
- 貨物鉄道の早期復旧や緊急物資輸送を図るための BCP 策定等を促進し、災害に強い貨物鉄道輸送ネットワークの構築を図るとともに、貨物鉄道の大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送の実施を検討する。
- 物流事業者等から構成される協議会等を通じて、円滑な支援物資物流及び災害時のサプライチェーンの確保に向けた検討を行い、官民の連携体制構築及び訓練の実施、荷主と物流事業者が連携した事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、物資拠点となることが想定される民間物流施設について防災機能強化を図る。
- 災対法における指定公共機関の拡充、緊急物資輸送協定の推進・拡充、民間物資拠点の拡充、電気自動車の導入支援、緊急通行車両の事前届出の推進、

インタンク保有情報の活用、地方公共団体・他の交通機関等と連携したマニュアルの作成・訓練の実施、BCP 策定の推進等を実施する。

- 港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定、関係省庁及び空港関係事業者で策定した空港 BCP の共有・連携を図る。
- 広域的な被害シナリオに基づき、緊急物資等の輸送量の想定と求められる空港機能について検討等を実施し、「大規模災害発生時の空港機能の在り方」の方針を作成する。
- 津波避難計画を策定した津波リスクの高い10空港について、避難計画を確実に実施するため、空港関係者による教育・訓練等を継続的に実施する。また、切迫性の高い地震による津波リスクの高い空港について、津波早期復旧計画の検討を進めるとともに、本計画に基づく関係機関との協力体制構築等の取組を進めていく。
- 交通安全施設で収集している交通情報に加えて、民間事業者が保有するプローブ情報を活用することで、道路の通行可否、迂回路の混雑状況等の交通状況を把握して的確な交通規制を実施する。
- 自動車のプローブ情報等を活用し関係機関において早期の被害状況把握等による初動対応強化を推進するとともに、自起動式発動発電機など災害に備えた交通安全施設を整備することにより、災害発生時においても住民の避難路や緊急交通路を的確に確保する。
- 衛星携帯電話の配備等を進め、災害発生時における鉄道の情報収集体制を強化する。
- 災害等の緊急時において、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して迅速かつ正確な情報提供を行う体制を構築するなど、旅行者の安全の確保を図る。
- 地震・津波等による被災状況の把握等に貢献するため、地球観測衛星の活用を図る。
- 新規構造材料の開発や構造部材の信頼性評価技術、点検・診断技術、補修技術等の研究開発を行い、社会インフラの耐震化・長寿命化を推進する。

9. 農林水産

- 農林水産物・食品等の生産段階から加工、流通段階までを含む一連のサプライチェーンが巨大災害発生時においても機能維持するよう、リスク等を考慮しつつBCPの策定・企業連携等のソフト対策や、生産基盤・施設等の長寿命化対策・耐震化等のハード対策を推進する。

また、被災直後の食料供給が円滑に行われるよう調達体制の充実を図るとともに、民間備蓄との連携等による国全体の備蓄を推進する。

- 近年頻発する集中豪雨や地震・津波等の大規模災害の発生を踏まえ、ため池等農業用排水施設・漁港施設等の耐震対策、湛水防除、地すべり対策、荒廃地・荒廃危険山地における治山対策等の地震・豪雨対策や、海岸防災林・海岸保全施設の整備、避難路・避難場所の確保、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策などのハード対策を点検・調査結果等に基づき推進する。

また、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの維持・強化等のソフト対策を組み合わせ、農地等のみならず、人命・財産等を被害から守れるよう、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を関係機関が連携しつつ推進する。

加えて、必要な流通機能を確保するため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同した港湾機能の継続計画（港湾BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化などを推進する。

- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。
- 自然災害発生時等に、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視等を行う。

10. 国土保全

- 津波、高潮等の災害による浸水被害から人命・資産を防護するため、海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸の侵食対策、粘り強い海岸堤防（緑の防潮堤を含む）等の整備等のハード対策と、津波・高潮ハザードマップの作成支援や水門・陸閘等の効果的な管理運用の推進等のソフト対策等を総合した対策を推進する。なお、海岸堤防等の整備に当たっては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川等において、地震・津波対策として、堤防の嵩上げ、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備を推進する。
- ため池等農業用排水施設・漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、海岸防災林・海岸保全施設の整備、避難路・避難場所の確保、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策などのハード対策を点検・調査結果等に基づき推進する。
- 遊水地の整備や既設ダムを運用しながらその機能を向上させるダム再生等の手法も活用したダム建設等の抜本的な治水対策や、堤防の緊急点検結果に基づく緊急対策などの予防的な治水対策を推進するとともに、大規模水害発生時における被害軽減に資する情報提供等の流域減災対策を実施し、総合的な治水対策等を推進する。また、計画規模を上回る洪水等に対しても、人命・資産への被害を極力軽減する対策を充実させる。
- 頻発する局地的な大雨（ゲリラ豪雨）への対応として100mm/h 安心プラン等による河川と下水道の一体的な施設整備等に加え、ハザードマップ策定等のソフト対策により、市街地等の浸水被害の軽減対策を推進する。
- 湛水防除等の豪雨対策を推進するとともに、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化等のソフト対策を組み合わせ、農地等のみならず、人命・財産等を被害から守れるよう、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を関係機関が連携しつつ推進する。

- 火山噴火や深層崩壊等の土砂災害に備えた施設整備等のハード対策と危機管理計画の策定等のソフト対策とで連携を図り、土砂災害対策を総合的に実施する。
- 地すべり対策、荒廃地・荒廃危険山地における治山対策を点検・調査結果等に基づき推進するとともに、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化等のソフト対策を組み合わせ、総合的な災害対応力の強化を推進する。
- 史跡名勝天然記念物に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策への支援等を着実に推進する。
- 非破壊検査技術、ロボット技術等の新技術や IT 等の活用により、効率的・効果的な社会資本の維持管理・更新システムを実現し、ライフサイクル全般（調査、設計、施工、維持管理）にわたる情報の高度化により、新たな建設生産システムを構築するとともに、これらの技術を支える人材の確保・育成等の体制整備の推進を図る。
- ICT 技術の活用、各種インフラ情報のデータベース化を行うことにより、災害時の被災状況調査、応急復旧対策、救助活動の迅速化を推進する。
- 基幹インフラの復旧・復興に係る測量、ロボット施工等に不可欠な GNSS 連続観測システム等について災害時を含め安定的なサービスを提供するとともに、津波予報等に貢献する GNSS 情報提供システムの開発・構築を図る。また、災害発生時に備えた地理空間情報（G 空間情報）の整備、活用、共有を推進する。
- 地震・津波・火山・風水害等の速報、被災状況の把握等に貢献するため、海底地震津波観測網・地球観測衛星の活用を図るとともに、観測・予測等の研究開発の推進を図る。
- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

- 水力エネルギーの有効活用や小水力発電の推進を図る。

11. 環境

- 廃棄物処理施設の更新整備において、大量の災害廃棄物を円滑に処理すること及び防災の拠点ともなり得る高効率なエネルギー利用を行うことが可能な廃棄物処理施設を整備すること等により、災害に強い強靱な廃棄物処理システムの構築を図る。
- 南海トラフ地震等の巨大災害に備え、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力を踏まえた、地方環境事務所、地方公共団体等からなる広域的な処理体制の整備、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備及び備蓄倉庫・資機材等の確保等の対策を含めたグランドデザインの検討を行う。
- 個別分散型污水处理施設の特性を生かした災害に強い浄化槽の整備を進めるとともに、地方公共団体が行う浄化槽台帳システムの整備を促進するための支援を行い、早期復旧に資する体制の構築を図る。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

12. 土地利用（国土利用）

- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理について、機能分散、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等、非常時を想定した対策を検討する。
- 地方公共団体を実施する地籍調査への支援、都市部官民境界基本調査を実施する。

- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

【横断的分野】

1. リスクコミュニケーション

- 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練を充実させるため、国土強靱化（レジリエンス）コミュニケーションについて学校における防災教育を含めた国民に対する広報、普及啓発活動及び教育訓練の機会をより積極的に展開することにより、一人でも多くの国民に国土強靱化に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動力を習得するように努める。
- 指導者・リーダーを養成するため、国土強靱化について広報、普及啓発、防災教育、防災訓練を行う立場の専門知識や技術、ノウハウの習得を行うために必要な指導者・リーダーが不足していることから、男女共同参画の視点に留意しつつ、全国各地における地域防災リーダー等の指導者・リーダーの育成を推進するとともに教職員の資質の向上を図る。
- 地域により災害のリスクは多様であることから、国土強靱化の普及啓発等に関するコンテンツの開発・共有化を推進するため、汎用性のあるコンテンツを開発するとともに、学校での防災教育や地域コミュニティの自主的な防災講習などの多様なニーズに対応し、誰もが簡単にコンテンツを共有できる体制を構築する。
- 国土強靱化（レジリエンス）コミュニケーションを中長期的な視点から持続可能な取組として実施していくためには、各府省庁が実施する施策の効果を検証し、送り手である専門機関（リーダー、専門家）と受け手である実施主体（受講者）の情報の統合化（集約、マッチング、提供）を図ることが有益とな

る。このため、国土強靱化コミュニケーションの取組についての継続的な評価や改善を一元的に進めていくための方策を、中長期的な視点から検討する。

- 事業継続等新たなマネジメントシステム規格の活用等による事業競争力強化モデル事業の実施を通じて、関係者に対し防災や減災等国土強靱化に資する情報共有等の推進を図る。

2. 老朽化対策

- 「インフラ長寿命化基本計画（基本方針）」に基づき「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を推進する。また、これらの計画に基づき、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう、インフラの戦略的な維持管理・更新に取り組むことにより、地域の安全性を確保するとともに、トータルコストを縮減・平準化する。
- 非破壊検査技術やロボット技術等の新技術や IT の活用により、社会資本の維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現する。
- 社会資本の維持管理・更新等の現場を担う技術者の確保・育成等に必要な体制や制度の整備の推進を図る。
- 道路上部空間の利用等により、首都高速道路など高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行う PPP 事業を推進する。

3. 研究開発

- 国土強靱化の推進に資する研究開発・技術開発を推進する。
被害状況推測手法の開発、耐震・耐津波性等の観測・予測・評価に関する手法・基準の研究、耐震化・長寿命化に資する構造材料研究開発、点検・診断・モニタリング技術開発、耐震・耐津波技術の開発、複合災害に対する危機管理の研究、大規模災害に対応する車両・資機材の研究開発、地理空間情報（G 空間情報）やプローブ情報の活用、次世代社会インフラに対応するロボット開発、制御システムセキュリティの研究開発、草本・木質・微細藻類バイオマスの利用拡大に向けた技術開発 等

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅・建築物が約8割(H20)、国公立学校が約9割(H25)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していることから、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が途上であるとともに、地下街の防災対策のための計画に基づく取組に着手(H26)することとしているところであり、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79% (H20) 建築物：約80% (H20)

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 15% (H24)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24)

【国交】大規模盛土造成地マップ公表率 約4% (H25)

【国交】防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 建築物の耐震化については、現状の耐震化率が約8割(H20)であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 特に、官庁施設(86%(H24))、学校施設(88.9%(H25:公立学校))、公立社会教育施設(69.5%(H23))、公立社会体育施設(72.6%(H24))、医療施設(73%(H24))、社会福祉施設(84.3%(H24))等については、避難所等にも利用されることから、さらに促進を図る必要がある。
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 約80% (H20) (再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24)

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 84% (H24)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等が進められているが、取組主体となる地方公共団体の財政状況等により一部で計画的に進捗していないこと、南海トラフ地震等の広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を図るとともに、広域かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備・耐震化率は約3割（H24）に留まっており、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化等を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード・ソフト対策等を総合した防護水準を検討する必要がある。
- 津波からの避難を確実にするため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化率は約3割（H24）に留まっており、それらの着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める必要がある。

（重要業績指標）

【国交】津波防災情報図の整備 20%（H25）

【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%（H24）

【国交】緊急地震速報の精度向上（震度の予想誤差が±1階級におさまる割合） 79%（H24）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49%（H23）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33%（H24）

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 内水ハザードマップの整備率（ハザードマップを作成・公表し訓練を実施した市町村の割合）が約3割（H24）、洪水ハザードマップが約6割（H24）であり、各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%（H24）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%（H24）

【国交】洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 62%（H24）

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約55%（H24）

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等が進められているが、具体的で実践的な避難計画の策定率が13%（H24）であることなど、進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）、火山噴火等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。
- 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率が47%（H24）であることなど、施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 13%（H24）

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸（H24）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割（H24）

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割（H24）

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落（H25）

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備（整備率93%（H25））や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握やGPS波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備等、ITも活用して情報収集手段の多様化・確実化が図られてきているが、地震の規模等の提供に300分（H24）要するなどしているため、それぞれの施策について更なる促進・推進を図る必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）

【総務】AM放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（H25）

【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300分（H24）

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知 0市町村（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。例えば、大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割(H24)であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
- 水道施設の耐震化率は34%(H24)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えは約8割(H24)であり、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。例えば、学校施設の多くが避難所に指定されているが、備蓄機能等の防災機能が不十分である。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインが策定されたところであり、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24)
- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24)
- 【経産】低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合(全国) 81% (H24)
- 【農水】応急用食料の充足率 100% (H24)
- 【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25)
- 【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25)
- 【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。
- 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。
- 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や着したばかりの企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。
- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報を的確な把握と提供を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24)
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24)
- 【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、海外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。
- 災害対応において関係省庁毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化率は約 8 割（H24）であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線のデジタル化は約 3 割（H25）、警察の無線中継所リンク回線の高度化の達成率は約 5 割（H25）であることなどから、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 自治体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,600 隊（H25）

【国交】リエゾン協定締結率 93%（H25）

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）（再掲）

【警察】災害警備訓練施設の設置 0%（H25）

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82%（H24）

【総務】消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31%（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229 台（H24）（再掲）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量の検討及び関係府省庁間の連携枠組みの構築が進められているが、いまだ確立していないため、引き続き関係省庁において調整を継続し、早期に連携体制を構築する必要がある。
- 需要家側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援が進められており、現在約 1,000 施設にて整備されている。今後の普及の推移に応じて支援方策について検討する必要がある。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31%（H25）

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係府省庁間の連携調整を事前に行う必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11 地域（H25）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。
- 災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率は約7割（H24）に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）が不十分な施設があり、災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、その対策を進める必要がある。
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】災害拠点病院における DMAT 保有率 80%（H25）

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手法数 16 県（H25）

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。
- 下水道施設の耐震化率は約4割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道 BCP の策定率は1割弱（H24）であり、自治体と連携して BCP 策定を促進していく必要がある。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数 139 自治体（H24）

【厚労】予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 91.9%（H24）

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約9%（H24）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有が図られていないため、速やかに体制構築を図る必要がある。
- 矯正施設の耐震化率は約7割（H24）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築 0庁（H25）

【法務】矯正施設の耐震化率 70%（H24）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 安全な交通の確保について、信号機電源付加装置の整備が当面の目標である6,400台のうち5,229台（H24）と進捗しているものの、約20万台ある信号機のごく一部の整備にとどまることから、目標を達成しても効果が限定されるため、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。

（重要業績指標）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 政府全体の業務継続計画に基づき各府省庁の業務継続計画を継続的に見直し、内容を改善する必要があるとともに、評価手法を構築し評価を実施する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全と機能の確保が図られる。耐震化率は約9割（H24）と進捗しているものの、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップが強化された機関は約6割（H25）にとどまるなど、災害時における通信を確保するための対策を推進する必要がある。
- 官庁施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【各府省庁】政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況 0府省庁（H25）

【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁（H25）

【各府省庁】業務継続のために必要な発電用燃料の充足度（各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること）3日分程度（H24）

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 業務継続計画を策定している地方公共団体は、平成 25 年 8 月現在、都道府県で 60%、市町村で 13%に留まっており、地方公共団体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全の確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率が 82.6% (H24) であり、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校(公立学校施設耐震化率 88.9% (H25))、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。
- 警察署や消防庁舎の耐震化率については約 8 割 (H24) にとどまることなどから、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。
- 9 割が避難所となる学校施設において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ著しく遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。また、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 83% (H24)

【環境】全国の 47 都道府県及び 20 政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 57% (H25)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 首都中枢機関の中央省庁において、長期電源途絶等に対する情報通信システム(非常時優先業務等に限る)の脆弱性評価の取組が始められたところであり、今後、その知見を踏まえ、その他の機関に拡大した上で、必要に応じて対策を講じる必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

(重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合 100% (H24)

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25)

【国交】デジタル無線機の整備進捗率 94% (H25)

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、耐震性を確保する必要がある。また、事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備の対策を実施している事業者の割合は 23%（H25）にとどまっているため、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 23%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）（再掲）

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。
- 個別企業の BCP についても、大企業では 5 割弱で策定されているが、中堅企業では約 2 割にとどまっている（H23）ため、策定を促進すること及びその実効性を向上させる必要がある。
- 物流事業者の BCP 策定率は 27%（H23）にとどまっており、企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定に取り組む必要がある。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルート of 耐災害性を高める取組が始まっており、それらの取組を推進する必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：45.8%（H23） 中堅企業：20.8%（H23）

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%（H25）

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%（H24）

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP を策定したところであり、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る必要がある。
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 従来のコンビナート防災訓練は火災等直接災害を対象としてきており、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する必要がある。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

(重要業績指標)

【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0% (H24)

【経産】全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H25)

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 100% (H25)

【防衛】訓練目的の達成率 100% (H25)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表 (H25.3)、事象事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで98% (H24)であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進するとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準見直しの検討を進める必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) が新設されたところであり、同部隊の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する必要がある。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25)

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 98% (H24)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の登録目標の達成 0 部隊 (H25)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係省庁間の協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。
- 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割（H24）であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 航路標識の自立型電源導入率が84%（H24）となっていることなど、港湾施設、航路標識等の防災対策は進捗途上であり、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】航路標識の自立型電源導入率 84%（H24）

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分にはできていないため、引き続き検討を行う必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策完了率が79%（H24）、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）が47%（H24）であることなど、交通施設に関する耐震化・液状化対策、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。
- 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾のBCP策定率は3%（H24）にとどまっており、港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係府省庁が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%（H23）

【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 3%（H24）

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）（再掲）

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91%（H24）（再掲）

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力の検討等を行い、空港機能等の確保のために必要な対策や関係機関との協力体制の構築について検討を深める必要がある。
- 輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 飛行中の航空機の安全な着陸等を促すため、一元的な航空管制・情報提供をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）

【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 7,600万人（H24）

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等が進められている。特に、主要な金融機関については、BCP が策定済みであり、また、システムセンター等のバックアップサイトは概ね確保されているが（98%（H25））、今後、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施する必要がある。また、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

（重要業績指標）

- 【金融】金融機関（全銀協正会員）における BCP の策定率 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%（H25）
- 【金融】横断的訓練の実施 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%（H25）

5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者の BCP 策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
- 食品産業事業者が、他の食品産業事業者、関連産業事業者、地方公共団体等と連携・協力体制を構築している割合は 24%（H24）にとどまっていること等から、災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合が 32%（H24）、水利施設の耐震設計・照査を実施した割合が 4 割（H24）、機能保全計画を策定した割合が 6 割（H24）等となっており、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）
- 【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%（H24）
- 【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6 割（H24）
- 【農水】農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2 割（H25）
- 【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1 万 ha（H24）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等を実施中であり、これに基づき必要に応じ発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入率は約 4 割（H24）であり、製油所の非常時出荷能力確保のため、これらの導入促進を図る必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで 98%（H24）であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する必要がある。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を実施中であり、これを着実に完了させる必要がある。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）が新設されたところであり、同部隊の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常用 3 点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合 38%（H24）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定率 0%（H24）

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95%（H25）

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄量 46%（H24）

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0 部隊（H25）

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことなどから、現状でその耐震適合率は 3 割程度（H24）にとどまっている。その推進のためには、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34%（H24）（再掲）

【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13%（H25）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の耐震化率は約4割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は1割弱（H24）であり、自治体と連携してBCP策定を促進していく必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は約4割（H25）であり、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システム整備の達成度は7割未満（H23）であり、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割（H25）
- 【国交】下水道津波BCP策定率 約9%（H24）（再掲）
- 【国交】地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率 約41%（H24）
- 【環境】浄化槽台帳システム整備自治体数 198自治体（H23）

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める必要がある。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割（H25）（再掲）
- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）（再掲）
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）
- 【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）（再掲）

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha（H23）（再掲）

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%（H25）（再掲）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）（再掲）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）（再掲）

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化率は、住宅・建築物が約8割（H20）と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。
- 地球観測衛星による高精度な観測体制を構築し、高分解能かつ広域性のある観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。
- 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係府省庁・地方自治体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

(重要業績指標)

【農水】ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25)

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き国と地方公共団体が連携して対応する必要がある。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析が実施されているが、それらを踏まえた対策を速やかに実施する必要がある。

(重要業績指標)

【経産】安定解析を行った集積場の数 50% (H24)

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- 森林については、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合は74% (H25) であるが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25)

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する必要がある。

(重要業績指標)

【金融】横断的訓練の実施 100% (H25) (再掲)

【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定率 100% (H25) (再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。
- 自立稼働可能なごみ焼却施設は中核市以上の市で約3割（H25）であり、老朽化対策と合わせ自家発電設備の設置等災害対応力強化を図る必要がある。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は1割未満（H22）であり、計画策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。
- 災害廃棄物の他地域自治体の受入協力に合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する必要がある。

（重要業績指標）

【環境】ストックヤード整備率 46%（H22）

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27%（H25）

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 8%（H22）

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発（市町村） 2%（H25）

【環境】有害物質把握実施率 21%（H22）

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。国から地方公共団体に派遣する災害対策現地連絡員に関する協定を締結している市町村は約9割（H25）と進捗しており、大規模災害が発生した場合の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。
- 応急復旧の迅速化を図るため、人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及等ICT等を活用した技術の開発、定着を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、関係府省庁、地方自治体等が連携しながら対応する必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、警察災害派遣隊については、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を進める必要がある。
- 警察署の耐震化率については約8割（H24）に留まっており、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察機能が十分機能するよう耐震化を進める必要がある。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分ではないため、その検討を進める必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋梁の耐震対策完了率は 79% (H24)、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）は 47% (H24) であること等、想定している計画規模に対する対策に時間を要しており、計画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に、地方自治体等とも連携して総合的に取組を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は 50% (H24) にとどまっており、地方公共団体における予算・人員の制約等から、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

（重要業績指標）

【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24) (再掲)

【国交】地籍調査進捗率 50% (H24)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。
- 災害発生後に、観測衛星による高分解能かつ広域性のある観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することに合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発を推進する必要がある。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約 31% (H24) (再掲)

注1) 脆弱性評価については平成26年3月時点で評価したものである。

注2) 重要業績指標として掲載した現状値は、()内の年度末時点で把握されているものである。

IV 国土強靱化地域計画策定ガイドライン

国土強靱化地域計画策定ガイドライン

レジリエント
「**強靱な地域**」をつくるために

2014年6月3日
内閣官房国土強靱化推進室

目 次

	(頁)
はじめに	3
I 国土強靱化とは	5
1. 国土強靱化の理念	
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等	
3. 防災との違い	
4. 基本的な進め方	
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ	
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組	
II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは	13
1. 地域強靱化計画の位置付け	
2. 基本計画との関係	
3. 地域強靱化計画において定める内容	
4. 策定主体	
5. 計画の対象とする区域と取組	
6. 他の計画との関係	
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について	
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット	
9. 地域強靱化計画策定のスタンス	
III 策定手順とそれぞれの策定手法	25
1. 策定体制の構築	
2. 基本的な進め方	
[STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化	
[STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定	
[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討	
[STEP4] リスクへの対応方策の検討	
[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け	
IV 計画の推進と不断の見直し	40
1. 他の計画等の必要な見直し	
2. 計画の進捗管理	
3. 計画の不断の見直し	
V 国への相談等	44

(別紙1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法 ー抜粋ー	45
(別紙2) 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、 「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」	49
(別紙3) プログラムにより回避すべき起きている最悪の事態	52
(別紙4) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧	53
(別紙5) 国土強靱化推進に関する国の取組等	61

はじめに

- このガイドラインは、地方公共団体において、「**地域強靱化計画**」（正式名称は、国土強靱化地域計画ですが、本ガイドラインではこのように呼称します。）の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたものです。
- 地域強靱化計画とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「**強靱な地域**」をつくりあげるための計画です。そしてそれは、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的な計画よりもさらに「**上位**」に位置付けられるものです。
- 地域強靱化計画を策定し、その中で、強靱化についての各種事業の重点化・優先順位付けを「対外的」に明らかにすることができれば、それを通して（**外部からの協力等も得られやすくなり**）、より効果的かつ円滑にそれらの諸事業を進めていくことができるようになる、という大きなメリットがあります。そして何より、地域が強靱化されれば、地域住民の生命と財産が守られるとともに、地域の持続的な成長が促されていく、というのが、地方公共団体にとって最大のメリットです。
- 本ガイドラインは、以下に述べる経緯の下で国が進めている「国土強靱化」の取組と同様のものを、それぞれの地域で独自に進めていただくことを想起して書かれたものです。
- 是非、このガイドラインに基づいて、「強くしなやかな地域」を目指した取組を始めてください。

（本ガイドライン策定の経緯）

※平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）（基本法の抜粋について別紙 1 を参照。）が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

※国においては、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を本年6月に策定（平成26年6月3日閣議決定）するとともに、当該基本計画に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である「プログラム」の推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを取りまとめ、「国土強靱化アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）として同時に策定（「国土強靱化アクションプラン2014」につき平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）いたしました。これらの策定により、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしています。

※一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、すみやかに地方公共団体において地域強靱化計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要となります。

※このため、地方公共団体における地域強靱化計画の策定が円滑に図られるよう、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」及び同懇談会の「地域計画策定ガイドライン検討ワーキンググループ」における意見を踏まえつつ、地域強靱化計画の策定に関する指針として、本ガイドラインを取りまとめました。

※今後、地方公共団体において、本ガイドラインを活用してそれぞれの地域特性も踏まえて地域強靱化計画の策定が推進されることを期待しています。また、国においては、地域強靱化計画策定に向けて地方公共団体への支援を行いつつ地域強靱化計画の事例の周知やその蓄積等を図り、必要に応じて適時、本ガイドラインを改訂することとしています。

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念

○我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性故に、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、^{ばく}莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

○大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

○東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていく必要があります。

○そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

○このため、国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

○1で述べた国土強靱化の理念を踏まえ、国では、基本計画において、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な内容とする基本的な方針に基づき推進することを定めています（「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」の詳細については、別紙2を参照。）。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと
など

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること

- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること
など

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

○また、国の基本計画においては、上述の基本的な方針の他に、「基本的な進め方」、及び民間投資の促進や地方公共団体等における体制の構築など「特に配慮すべき事項」についても定めているところです。

○地域において強靱化を推進するに当たっては、これらの「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」等との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針等を定めることが望まれます。

※基本計画は、内閣官房のホームページにおいて掲載しているところです。

(当該ホームページのアドレスは、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/ です。)

3. 防災との違い

○「**防災**」は、基本的には、地震や洪水などの「**リスク**」を特定し、「**そのリスクに対する対応**」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、**リスクごとに計画が立てられています**。

○一方、**国土強靱化**は、**リスクごとの対処をまとめるものではありません**。それは、**①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとする**ものです。

※そのためにも、まず第一に、**あらゆる災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにします**（災害の規模・態様にかかわらず起きてはならない最悪の事態を出発点とし、当該最悪の事態をもたらさないために事前に取り組むべき施策を考えると

いうアプローチも防災との違いの一つです。)。その際にはもちろん、上記の基本目標に掲げた人命の保護や重要な機能に着目します。そして、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）**強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくり（つまり、強靱化）**を平時から持続的に展開していこうとするものです。そしてそうした強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめるものが、強靱化の計画なのです。

※すなわち、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や地域住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。

〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害をもたらされてきました。

1923年の関東大震災は、M7.9の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての災害であり、広い範囲で被害が発生し、また、大規模火災が発生し、死亡者の約9割が火災で亡くなりました。

1959年の伊勢湾台風(台風15号)は、台風災害としては明治以降最多の死者・行方不明者数5,098名に及ぶ被害が生じました。

1995年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大の遡上高が40mを越える大津波となり、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の奇跡」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

このような想定外とも言える大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実を目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。



関東大震災での火災
(写真提供：国立科学博物館)



伊勢湾台風の被害状況
(写真提供：愛知県)



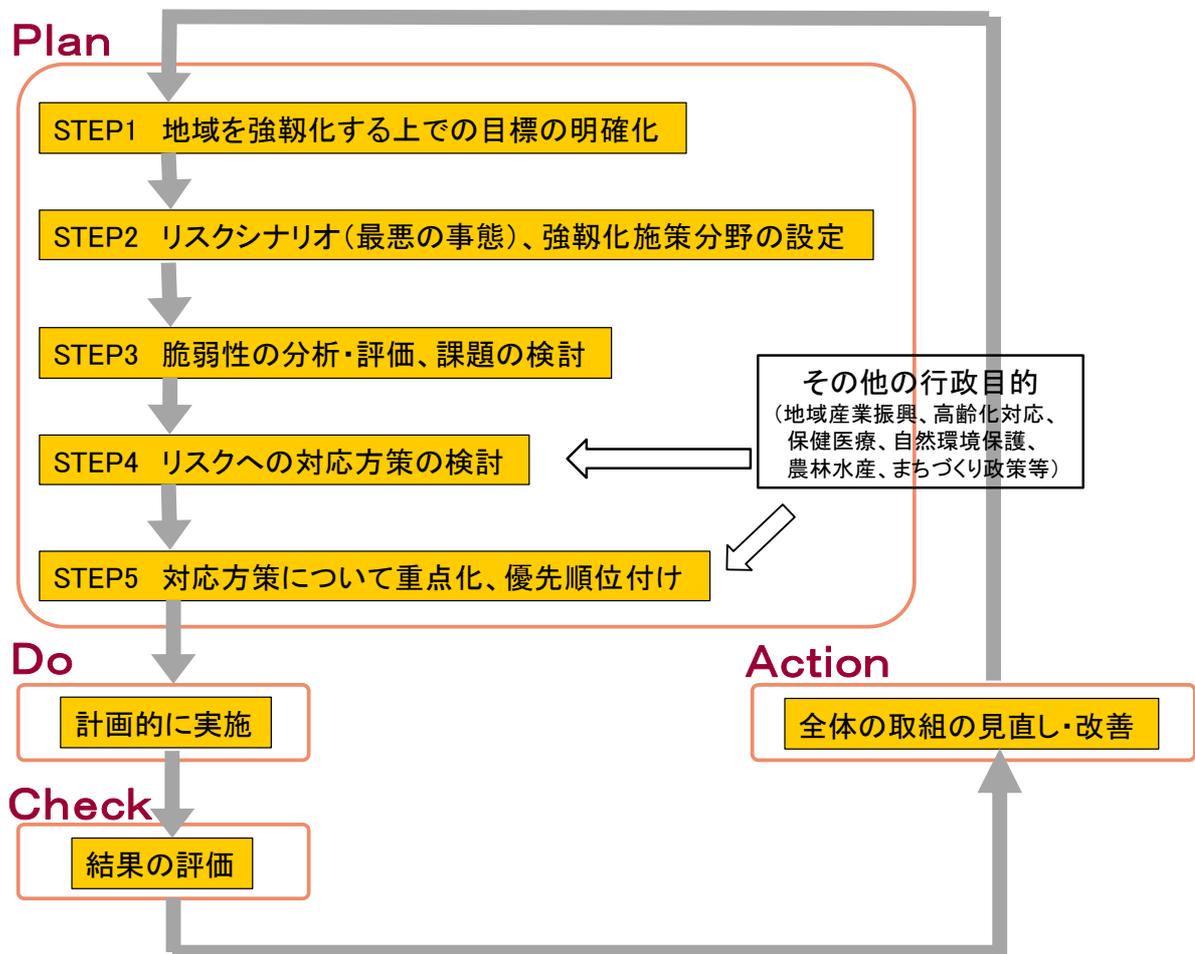
阪神高速道路の高架橋の倒壊
(写真提供：神戸市)



消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動
(写真提供：仙台市)

4. 基本的な進め方

- 「国土の強靱化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、以下の PDCA サイクルを繰り返して、取組を推進します。



- 国土強靱化の取組は、上記 STEP2～STEP5 にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいる点に特徴があります。

- 国土強靱化の取組を推進するに当たっては、例えば、無電柱化や海岸防災林のように、災害時等だけでなく、平時においても利活用等が図られ、地域住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意することが必要です。

5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ

○国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせた全体の施策のパッケージを定め、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

〔参考〕水害・津波対策の例

ソフト施策

○ハザードマップの作成・活用



○避難訓練の実施



ハード施策

○河川・海岸堤防の整備



○迅速かつ円滑な避難のための避難施設、避難路等の整備



適切な
組合せ

6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを実現するためには、中央政府のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智^{えい}を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

○そして、**国民一人一人が**、人任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動することが取組の基礎**となります。

○このため、行政は国土強靱化が国民に正しく理解され、民間事業者や国民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、**行政・事業者・国民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要**です。

Ⅱ 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け

（地域強靱化計画の性格）

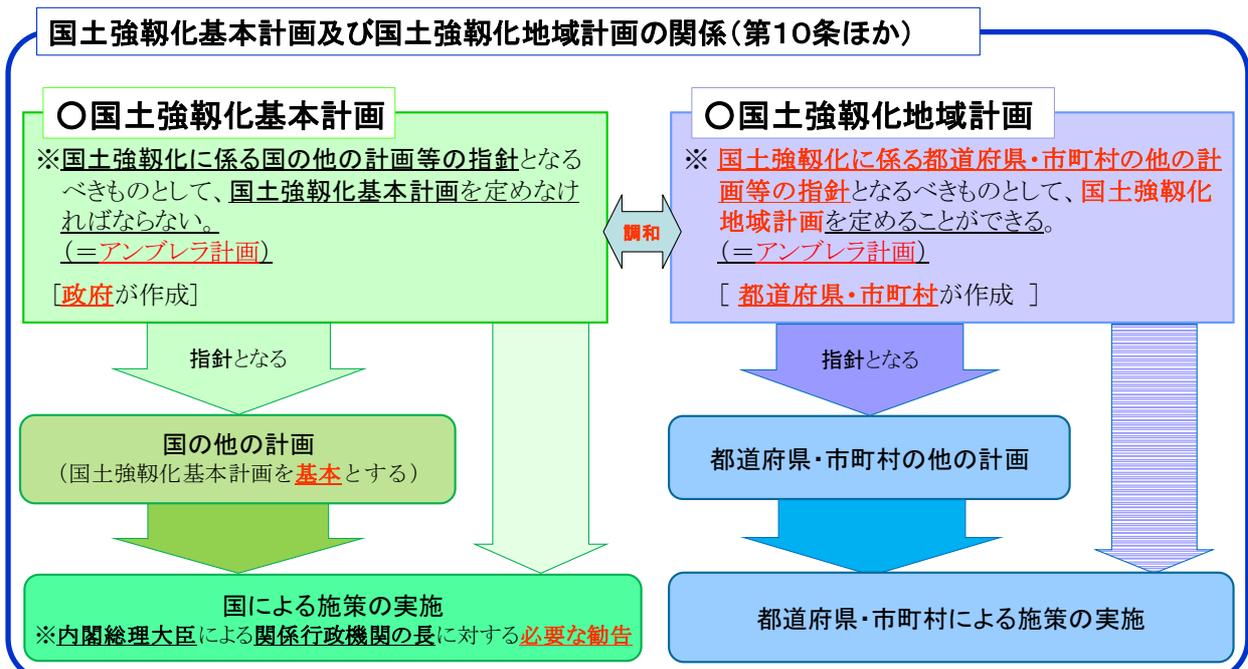
○地域強靱化計画は、**国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、基本計画と同様に、いわゆる「**アンブレラ計画**」としての性格を有するものです。

○すなわち、地域強靱化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していくものです。

基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

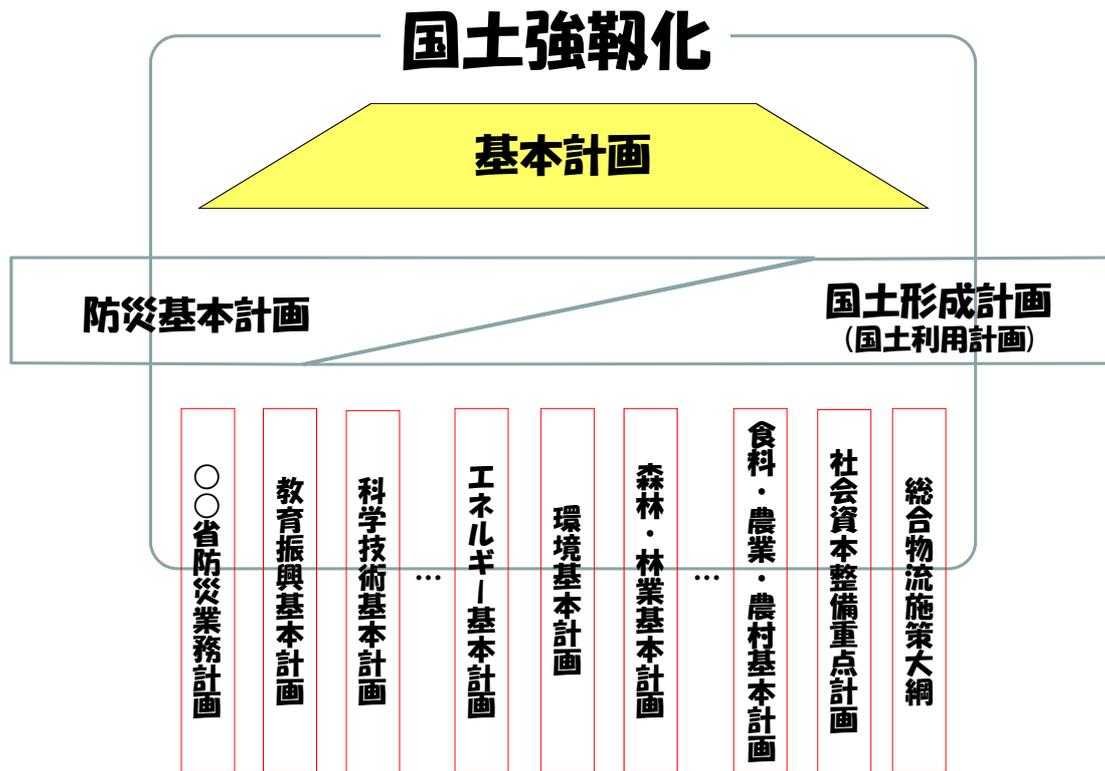
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系

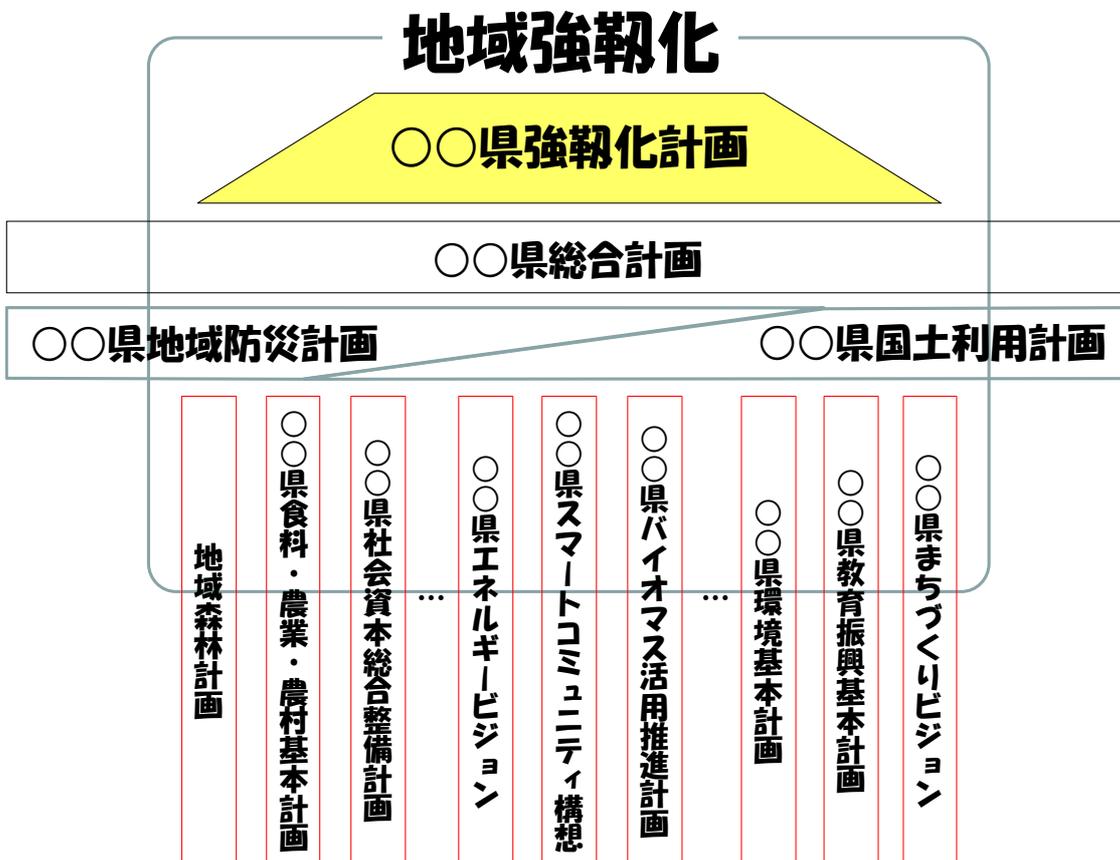


注：上記の「国土強靱化地域計画」が、このガイドラインでいう「地域強靱化計画」です。

〔参考〕基本計画のアンブレラのイメージ



〔参考〕地域強靱化計画のアンブレラのイメージ



○なお、地域強靱化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しが行われる場合の他、当該各種計画等における修正が地域強靱化計画の見直しにつながる場合もあり得ます。

(策定の必要性)

○国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠**です。

○また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、**地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○加えて、基本法及び基本計画においては、

① 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する（基本法第四条）

② 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）

③ 国土強靱化に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進する（基本計画第1章 国土強靱化の基本的考え方）

ことが規定されており、**地方公共団体は国土の強靱化を推進する責務**を有しています。

○これらを踏まえると、地域強靱化計画が、**すべての都道府県においてすみやかに策定され、また、市町村においてもできる限り多くの団体において策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進する体制を構築することが望まれます。**

2. 基本計画との関係

(1) 基本計画との調和について

○基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

- ① 基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- ② 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- ③ 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています。（基本法第十条第一項及び第二項）

○そして、基本法においては、地域強靱化計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされています。（基本法第十四条）

○地域強靱化計画の策定にあたっては、特に、基本計画における

① 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

② 「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」（別紙2を参照。）

について、調和を保つよう留意することとします。

(2) 国と地方公共団体の役割分担

○国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、

- ・ 国家機能に直結する、あるいは広域的な対応が必要であるといった国の役割の大きさ
- ・ 事態が回避されなかった場合の影響の大きさと緊急度

等の観点から、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である「プログラム」単位で施策の重点化を図り、基本計画を策定しています。

- 一方、地方公共団体においては、基本計画との調和を保ちつつ、それぞれの**地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら、地域強靱化計画を策定**することになります。

3. 地域強靱化計画において定める内容

- 基本法においては、地域強靱化計画で定める事項について具体的に定められてはいません。
- しかしながら、2の(1)で述べたように、基本計画については、基本法第十条第二項において、対象となる施策の分野、国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされ、同法第十四条において、地域強靱化計画は、このような事項を内容に含む基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされています。
- そこで、基本計画との調和が保たれるべき地域強靱化計画においては、地域における国土強靱化を推進する上で対象とする施策の分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられますが、**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域強靱化計画にいかなる事項をどの程度定めるのかにつき、例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても定めるなど、地域の特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要**です。

4. 策定主体

- 地域強靱化計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定**します。（基本法第十三条）※市町村には、東京特別区も含む
- 南海トラフ巨大地震のように、非常に広範囲に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域強靱化計画の検討に反映する等、**国の地方支分部局と相談、連携等を行いながら、関係する地方公共団体と調和を図る**ことが有用です。
- 地域の状況等を踏まえ、複数の市町村または、一の都道府県と複数の市町村が共同で地域強靱化計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することも有効な取組です。
- また、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村と協働して地域強靱化計画の内容を検討するなど、市町村の地域強靱化計画の策定を支援することも考えられます。

5. 計画の対象とする区域と取組

(1) 対象とする区域

- 地域強靱化計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域強靱化計画の対象とする区域は当該地方公共団体の区域が基本**となります。
- 一方、地方公共団体が当該地方公共団体の区域の強靱化を図る上で、例えば以下のようなケースでは、**その手段として、当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域強靱化計画を策定することがあり得る**と考えられます。

ケース1 策定主体の行政機能について、当該策定主体以外の区域にそのバックアップを設ける

ケース 2 策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要のあるインフラの整備を推進する

ケース 3 策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学人口の安全対策等に関する対策を行う

○このように策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域だけでは十分に対応しきれないケースにおいては、策定主体の地方公共団体は、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域強靱化計画を策定する必要があります。**

(2) 対象とする取組

○地域の強靱化は、当該地域の地方公共団体のみの努力によって成し得るものではありません。

○地域強靱化計画においては、策定主体の地方公共団体が自ら担う取組だけでなく、当該地域の強靱化にとって必要となる、**住民、経済団体、民間事業者、区域内の地方公共団体、国等の関係者による取組、さらには区域外の地方公共団体との連携・協力による取組についても取り入れる必要があります。**

6. 他の計画との関係

(1) 地域防災計画との関係

○**地域強靱化計画は**、国土強靱化の観点から、地方公共団体における地域強靱化計画以外の各種計画等の指針となるものであり、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画の上位計画**となります。従って、地域強靱化計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域強靱化計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

① 検討のアプローチ

- ・国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討する

② 対象とするフェーズ

- ・発災前における（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ・目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである。

④ 重点化と進捗管理

- ・施策の重点化・優先順位付けについては、個別の事業の重点化・優先順位付けも含めて行い、進捗管理を適切に実施する

○地域強靱化計画の策定にあたっては、既存の地域防災計画において、上記の指針としての性格を有している場合や、脆弱性の評価に基づくものである場合等、地域防災計画の活用が可能な場合には、必要に応じて、活用して下さい。

○また、防災基本計画においては、地方公共団体に対して業務継続計画の策定等による業務継続性の確保を求めており、これは、国土強靱化の観点からも重要な取組です。地域強靱化計画の策定に当たっては、業務継続計画が作成されている場合には、該当する部分を引用して地域強靱化計画に位置付けるなど、必要に応じて業務継続計画を活用して下さい。

(2) 総合計画等との関係

○地域強靱化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、都道府県・市町村において、行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靱化計画を策定していく必要があります。

○その上で、地域強靱化計画のアンブレラ計画としての性格から、策定後においては、地域強靱化計画を指針として、既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

(3) インフラ長寿命化基本計画及び行動計画との関係

○老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25. 11. 29 決定）に基づき、地方公共団体は「行動計画」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。

○国土強靱化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域強靱化計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域強靱化計画（脆弱性の評価を含む）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して進めることにより、効率性・合理性が確保される場合があります、留意が必要です。**

（参考）国の基本計画における取扱い

- ・国の基本計画においては、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標を前提に、45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12の個別施策分野ごと、3の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- ・この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について

○基本法においては、都道府県の地域強靱化計画間、及び都道府県の地域強靱化計画と当該都道府県の区域内にある市町村の地域強靱化計画との間における調和の規定が設けられていません。

○しかしながら、上記の地域強靱化計画が調和なく相互に矛盾した計画内容をもって併存することは、我が国の国土の強靱化に向けた施策を推進する上で好ましいことではありません。

○基本法第六条の趣旨も踏まえ、**都道府県間及び都道府県と当該都道府県区域内の市町村の間において十分な連携を図りながら、基本計画と地域強靱化計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意**する必要があります。

基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット

○地域強靱化計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することには、主に、以下に述べる3つのメリットがあります。

メリット1 地域防災計画は、リスクを特定し、それに対する予防、応急、復旧等の各段階の対策をまとめたものですが、発災前における（＝平時の）施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域強靱化計画の策定及び当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、**どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます。**

メリット2 地域強靱化計画を策定し、地域の強靱化のために求められる施策の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗**することが期待できます。

内閣官房国土強靱化推進室においては、各地域において地域強靱化計画に基づく施策が計画的・効果的に推進され、PDCA サイクルを通じた取組の見直しが適切に行われるよう、**常にフォローアップ**を行い、**関係府省庁の協力を得つつ、必要な支援**を行ってまいります。

メリット3 地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長をも促すものです。さらに、地域強靱化計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。

(参考) 地域強靱化計画の策定により地域が効率的・効果的に強靱化される主な理由

(1) 脆弱性を知ることができるからです。

- 地域強靱化計画の策定にあたっては、地域が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえた脆弱性の評価（いわば「健康診断」）を行うこととなります。
- これにより、リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているのかといった、地域における脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討し、地域強靱化計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とが明らかになり、地域の強靱化を推進すべき主体の間で、危機感と取組の必要性を共有することができます。

(2) 重点化・優先順位付けを明らかにするからです。

- 限られた資源の中で、地域の強靱化を効果的に展開するためには、強靱化に係る施策についての重点化・優先順位付けを行うことが不可欠です。
- Iの4でも述べたように、地域強靱化計画においては、その策定過程を通じて、リスクを踏まえた強靱化策について、脆弱性評価の結果に基づき、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、より客観的な形で、限られた資源を前提とした重点化・優先順位付けを検討し、明らかにすることとなります。
- なお、重点化・優先順位付けされた強靱化施策を円滑に進めるためには、当該重点化・優先順位付けそれ自体について対外的に説明責任（アカウンタビリティ）を果たし、地域住民等の理解が得られるよう努めることが肝要です。

(3) 自助・共助・公助の適切な役割分担と連携を認識することができるからです。

○地方公共団体のみならず、**地元組織（自治会、商工会議所等）、地域住民、民間事業者等も参画**して計画を策定することにより、それぞれの主体が**自助・共助・公助の適切な役割分担と連携**の重要性を認識し、その共有を通じて事前防災及び減災のための取組を一体的に推進できます。

9. 地域強靱化計画策定のスタンス

- 地域強靱化計画を策定して地域の強靱化を図る上で、**財源を含む限られた資源の中で、地域住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、何を優先し、重点化すべきか**という点が非常に重要な要素となります。そのためには、**地方公共団体のトップのリーダーシップの下、客観的なデータ等をも活用した説得力ある説明を議会、関係地方公共団体の長、地域住民に対して行うことが必要**になります。
- また、地域の強靱化を図るには、**行政組織を含むあらゆる機能をゼロ・ベースでダイナミックに見直すという意識**も望まれます。
- さらに、地域強靱化計画の策定に当たっては、**地域における人口の減少や高齢化の進行等を十分に踏まえ、将来的な地域づくりのあり方（将来像）を見据えること**が肝要です。

Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築

(1) 地方公共団体内に体制を創る

- 国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりであり、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる**ことが想定されます。
- このため、まず、**部局横断的に十分な調整を図りながら取組を推進していくことが重要であることを考慮した上で、地方公共団体内に、強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下、「担当部局」という。）**を決める必要**があります。（強靱化の観点から組織を見直し、担当部局を新設することができれば、より有効です。）
- 次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。
- なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域強靱化計画策定の過程、とりわけリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し、適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。

（参考）国における体制

- ・国においては、国土強靱化担当の国務大臣を設けるとともに、事務を担う組織として、内閣官房に国土強靱化推進室を設置しました。
- ・また、国土強靱化担当大臣の下に、16の関係府省庁の局長級を構成員とする「関係府省庁連絡会議」を設け、府省庁が連携して取り組む体制を構築しました。そして基本法制定後には、内閣総理大臣を本部長、国土強靱化担当大臣と国土交通大臣を副本部長、全ての国務大臣を本部員とする「国土強靱化推進本部」が基本法に基づき設けられました。

(2) 強靱化を担う地方公共団体以外の主要な主体との連携・協力

- 国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるもの**です。
- このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、上記(1)の担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、管轄内の地方公共団体、隣接する他の地方公共団体、国の地方支分部局など、強靱化を推進すべき主要な主体を決めます。**
- 地域強靱化計画は、上記の主体が連携して策定する体制を構築することが重要です。

※国の基本計画においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域強靱化計画においては、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

(3) 住民の参加と専門家の知見の活用

- 住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、地域住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて、**地域住民の参加を得て検討を進めることが有効**です。
- また、**専門家等の知見を活用することにより、客観性の確保に努めることも重要**です。
- このため、上記(2)の主体や、地域住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが考えられます。

○また、計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

- ① 町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
- ② 地域住民と行政が合同で現地調査（ワークショップ）を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
- ③ 住民や自治会等にアンケートを実施する

等が考えられます。

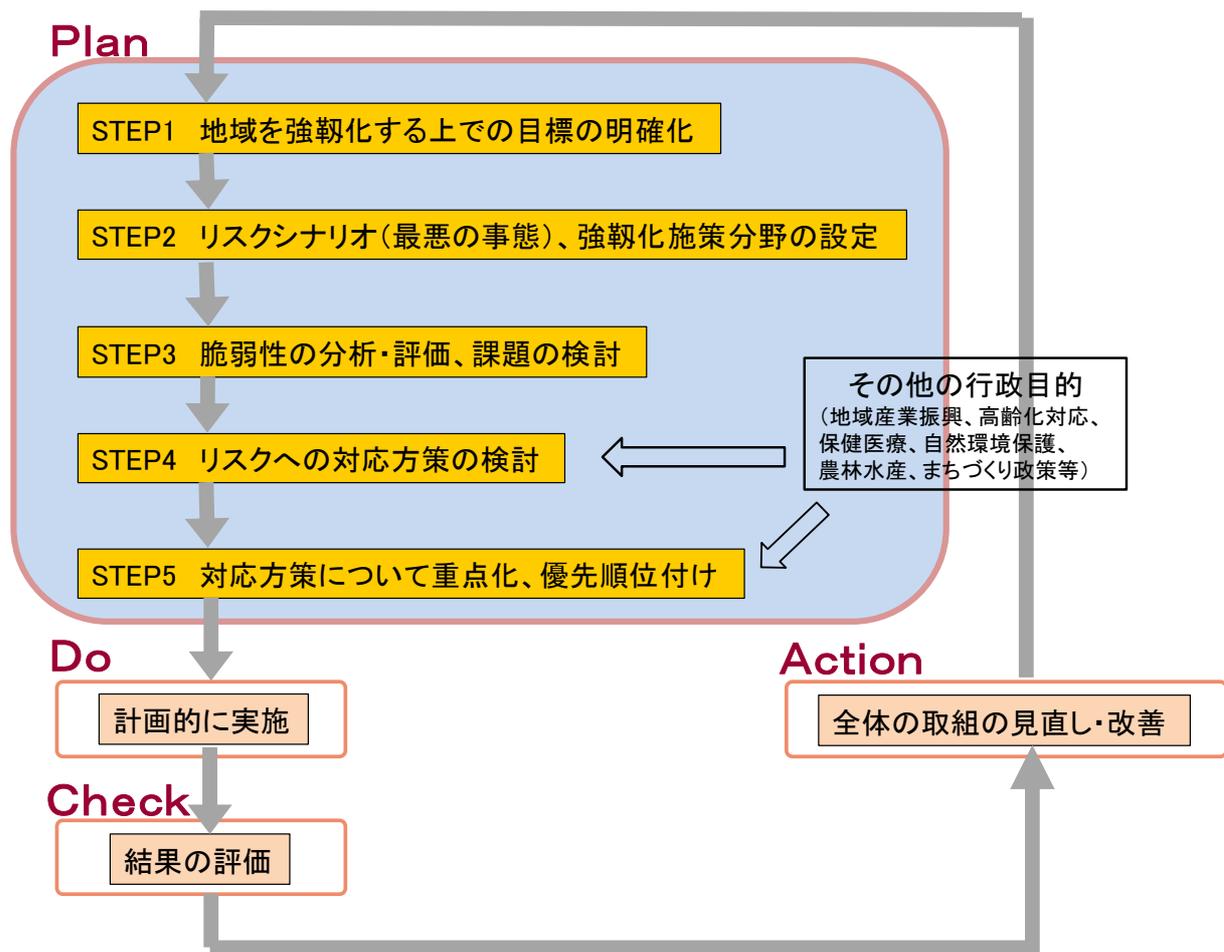
(4) 地域強靱化計画に関する手続き

○地域強靱化計画を定める際の手続きに関しては、基本法に規定はありませんが、地域強靱化計画は、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものであるため、**域内の関係団体や地域住民への周知が十分に行き渡るよう、議会への報告等により、できる限りオープンにすることが大切です。**

2. 基本的な進め方

○強靱化の施策を総合的・計画的に推進する上での基本的な進め方について、以下のPDCAサイクルを繰り返して、取組を推進します。

○このうち、地域強靱化計画は、以下のSTEP1～STEP5のプロセスを経て定めるものであり、以下、この流れに沿ってステップごとに説明します。



(参考) 国における基本的な進め方

○国では、上記のPlanにおけるSTEP1～STEP3のプロセスを経た上で、STEP3の脆弱性評価の結果に基づき、STEP4において、STEP2で設定した施策分野ごとの推進方針、及び45のリスクシナリオ(最悪の事態)を回避するための施策群(府省庁横断的なプログラム)ごとの推進方針を整理し、基本計画においてとりまとめました。さらに、STEP5において、府省庁横断的なプログラム単位で施策の重点化を図

ることとし、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、15の重点化すべきプログラム（別紙3を参照。）を選定しました。

[STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化

○地方公共団体の区域における強靱化を推進する上での目標を定めます。

○目標は、原則として、基本計画における

① 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

② 事前に備えるべき目標

- i 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ii 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- iii 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- v 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- vi 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- vii 制御不能な二次災害を発生させない
- viii 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

に即して設定するものとします。

○ただし、基本計画における事前に備えるべき目標すべてを設定する必要は必ずしもなく、地域の実情、自然・社会状況や災害の切迫性等に応じて必要な目標を設定します。

[STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

○地域強靱化計画においては、それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手法により「リスクシナリオ」を設定していくことが考えられます。

① 想定するリスク

- ・ **手法1**：基本計画と同様に**大規模自然災害全般に対する評価**を行う。
- ・ **手法2**：その地域の特性に応じて**自然災害を特定して評価**を行う。

例えば、

- ・ 過去○年間に発生した中で最大の被害があった○○を対象に検討する、
- ・ 今後○年間に発生することが高い確率で想定される○○を対象に検討する等

※地域の特性によっては、自然災害以外のリスクを評価の対象に加えることや、まず最も切迫している災害を先行して検討し、その他については追って検討する等、段階的に地域強靱化計画を策定することも考えられます。

② リスクシナリオ（最悪の事態）

- ・ 基本計画の 45 の事態を参考にしつつ、**維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク及び地域の特性を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」を設定**する。

- ・ これらの事態については、地方公共団体の区域の特性等を踏まえ、上記 45 の事態の中で類似性のある複数の事態を統合して事態を設定することや、上記の 45 の事態とは異なる事態を設定すること等も考えられます。
- ・ また、①で想定したリスク及び地域の特性によっては、事態について、可能な範囲で、いつ、どこで、何が起きるかについて具体的に設定することも有効と考えられます。
- ・ 地方公共団体において、例えば、レベル2の具体的な地震津波を想定した被害想定やハザードマップのように、これまでに何らかの精緻なリスクシナリオを検討済の場合には、これらも活用することにより、一層具体的な事態が想定できます。
- ・ なお、地域強靱化計画を策定するにあたって想定することが必要となる具体的な被害想定として、例えば 32 ページ以降の国や都道府県において作成されたものが挙げられます。これらを参考にしつつ、地域の特性を踏まえて、

起きてはならない最悪の事態を想定することが求められます。ただし、その際、国土強靱化は、防災と異なり、あらゆるリスクを見据えるものであることに留意が必要です。

○上記の②リスクシナリオ（最悪の事態）の設定は、①で想定したリスクに必ずしも縛られることなく自由な発想と豊かな想像力が重要となります。そしてリスクシナリオ（最悪の事態）に応じて、想定するリスクを見直す、必要があれば一度決めた地方公共団体内外の検討組織の構成メンバーも見直す、STEP1 の目標も見直すという柔軟性が必要です。

③ 施策分野

・基本計画の施策分野（12 の個別施策分野と3 の横断的分野）を参考として、**②で設定したリスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定**する。

・例えば、地方公共団体の規模等によっては、分野を統合（例えば、行政機能分野、住環境分野、保健医療・福祉分野、産業分野、国土保全・交通分野の5分野に整理）すること等も考えられます。

（参考）国におけるこのSTEPでの取組

○基本計画においては、想定するリスク、リスクシナリオ及び強靱化施策分野について、以下のとおりとしました。

① 想定するリスク

・国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

② リスクシナリオ（最悪の事態）

・①で想定した大規模自然災害により引き起こされることが想定され、STEP1 の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる45の「起きてはならない最悪の事態」（別紙3を参照。）を設定

③ 強靱化施策分野

・②で設定したリスクシナリオ（最悪の事態）を回避するために必要な施策の分野として、以下の12個別施策分野と3横断的分野を設定

〔個別施策分野〕

- i 行政機能／警察・消防等、ii 住宅・都市、iii 保健医療・福祉、
- iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構造、viii 交通・物流、
- ix 農林水産、x 国土保全、xi 環境、xii 土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

- i リスクコミュニケーション、ii 老朽化対策、iii 研究開発

（参考）国や都道府県において作成された具体的な被害想定の例

① 国が被害想定しているものの例

- ・南海トラフ巨大地震被害想定＜平成 25 年 5 月＞
- ・首都直下地震対策被害想定＜平成 25 年 12 月＞
- ・富士山噴火被害想定＜平成 16 年 6 月＞
- ・利根川首都圏広域氾濫の被害想定＜平成 20 年 3 月＞ 等

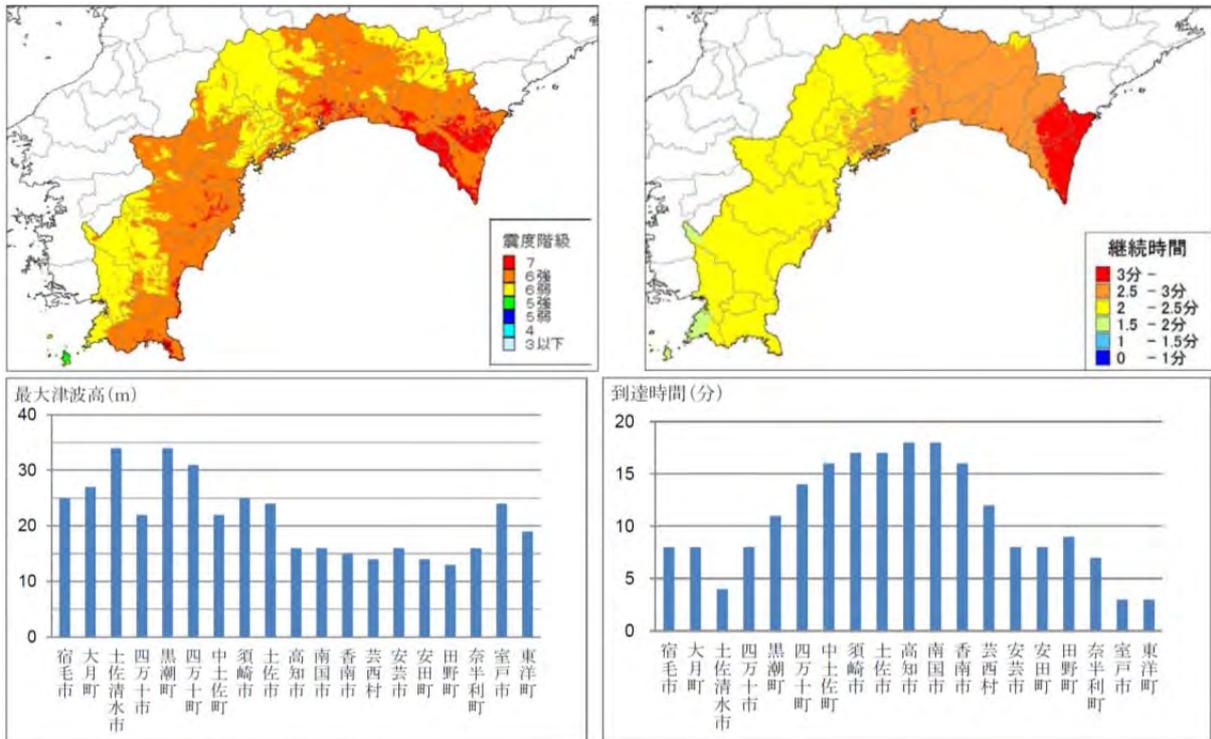
注：上記の被害想定については、内閣府（防災担当）が作成。

② 東日本大震災を踏まえ都道府県が独自に被害想定を行っている例

- ・南海トラフ巨大地震による被害想定
静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、
山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・首都直下地震による被害想定
東京都、埼玉県
- ・その他地震による被害想定
北海道、青森県、茨城県、神奈川県、沖縄県

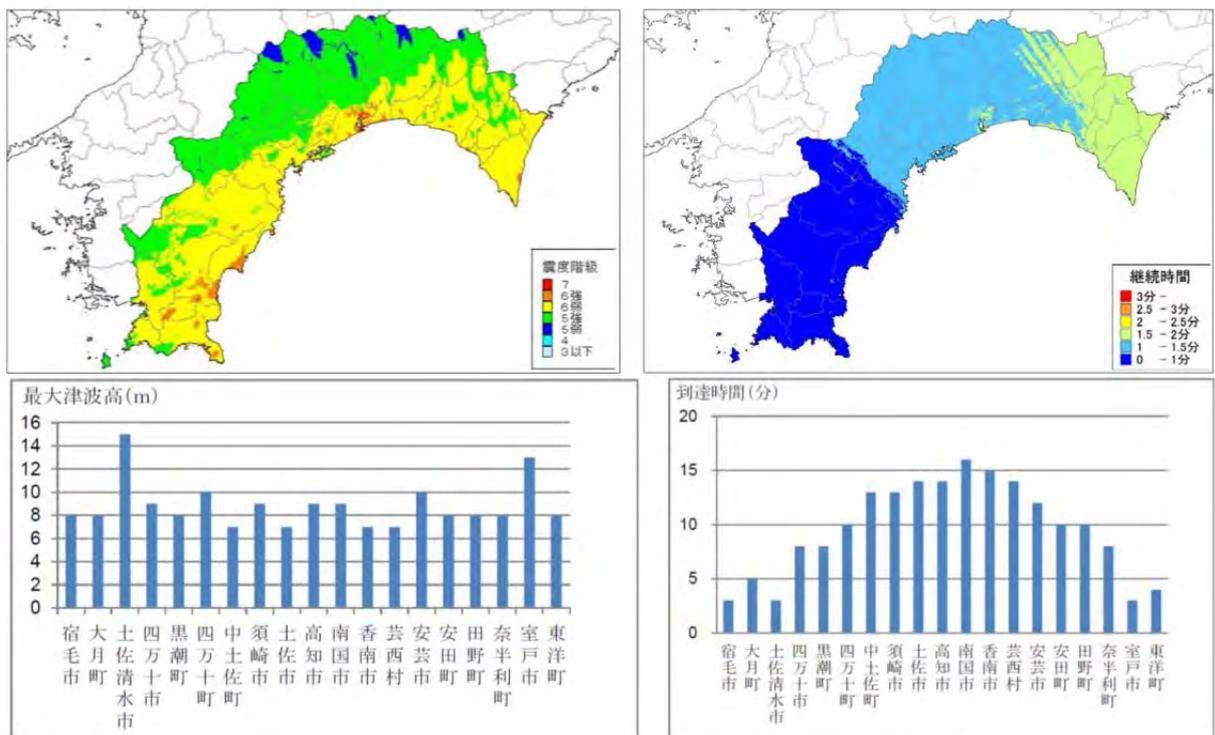
注：平成 26 年 5 月現在で、内閣府（防災担当）として承知しているもの。

〔参考〕 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の被害想定例



出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

〔参考〕 発生頻度の高い一定程度の地震・津波の被害想定例



出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討

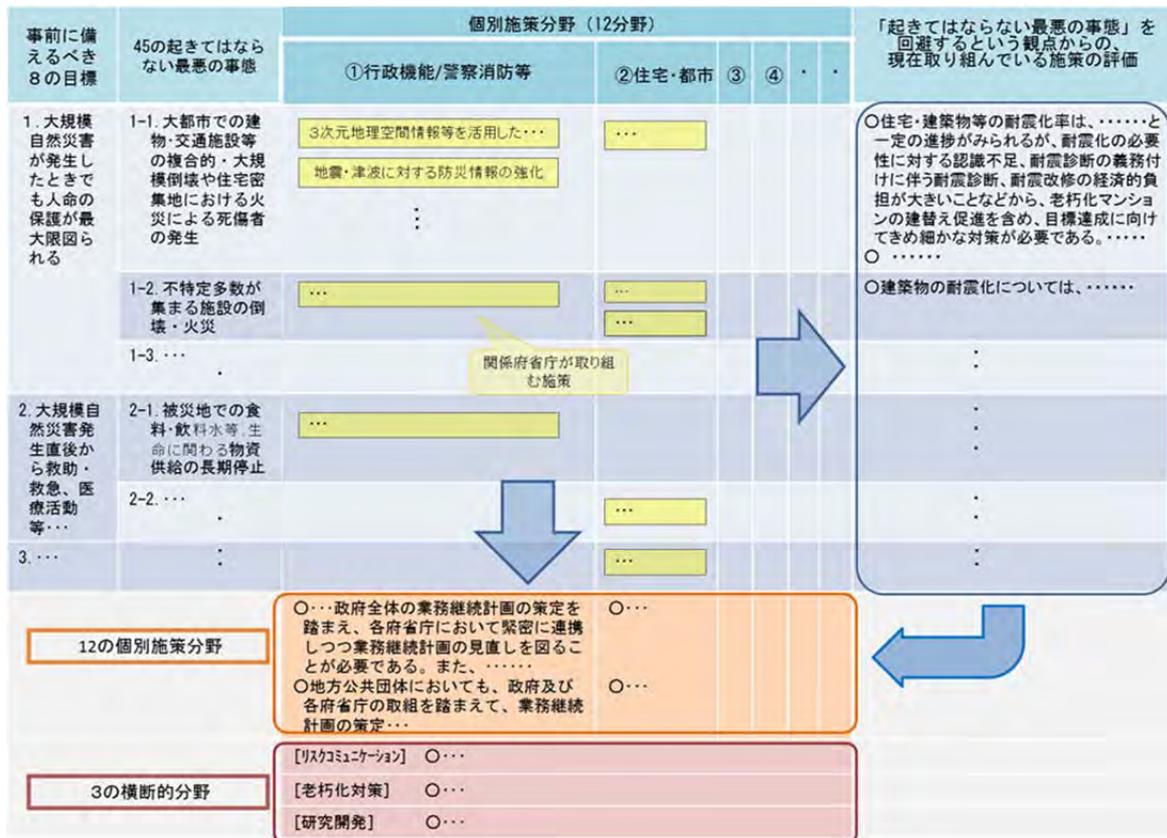
- 地域強靱化計画においては、地方公共団体における **STEP1 の目標設定、STEP2 のリスクシナリオ（最悪の事態）等の設定、に基づき、下記の国の脆弱性の分析・評価方法を参考に分析・評価**を行うこととします。
- 脆弱性の分析・評価に当たり、STEP2 で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群であるプログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。
- なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施をさまたげるものでもありません。
- また、脆弱性の分析・評価を行うに当たっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、複数の地方公共団体の間、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。
- 地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（V章を参照。）にご相談下さい。

（参考）国におけるこのSTEPでの取組

- 基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策群である「プログラム」の現状を整理し、各プログラムの進捗を踏まえつつ、まず、事態ごとに現行のプログラムの脆弱性の分析・評価を行いました。その際、具体的な指標を用い、定量的に分析・評価を実施しました。その上で、施策分野ごとの基本的な指針を基本計画の記載事項としていることを踏まえ（Ⅱの2の(1)を参照。）、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。

○この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の事態、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する枠ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめ、それらの施策の課題を踏まえて、プログラムごと、施策分野ごとに分析・評価を行いました。

〔参考〕「マトリクス」による分析・評価イメージ



○より詳細に説明すると、12の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に、個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、様々な個別施策分野の施策が分野横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることをも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要があります。

そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では3の横断的分野ごとに脆弱性を評価しました。

[STEP4] リスクへの対応方策の検討

○地域強靱化計画においては、**STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき、下記の国の手法を参考に、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理**することとします。

○なお、基本計画においては、計画の指針としての性格を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域強靱化計画では、その指針性を考慮したとしても、どこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**必要に応じ、地域を特定した個別の事業を記載**することも想定されます。

○上記で整理した取組が、**当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、この旨、記載**することとします。

○推進方針の検討に当たっては、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、強靱化の推進以外の行政目的をも十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります。（この点はSTEP5においても同様です。）

○また、推進方針を検討する上で、地域強靱化を効率的に推進する観点から、さらには想定するリスクが必ずしも地域強靱化計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮に入れ、例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用である点にも配慮する必要があります。むしろ、例えば、行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。

○さらに、推進方針としての整理の過程で、**地域強靱化計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、国をはじめ、後

者に係る取組を推進すべき**他の主体との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**です。むしろ、強靱化施策の検討に際し、**国や他の地域との対話を進めることは、地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります。

- 上記で取りまとめるプログラムごとの推進方針は、地方公共団体の部局を横断する施策のパッケージの方向性を示すものであり、推進方針のそれぞれが一つの部局の枠の中で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの推進方針は、分野間に相互依存関係があります。このため、地域強靱化計画を策定する際の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有しながら施策を推進すること等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

(参考) 国におけるこのSTEPでの取組

- 基本計画においては、STEP3のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針を取りまとめました。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに指針を検討し、推進方針として整理しました。これが、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることとなります。

[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

- 地域強靱化計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮して、策定主体の地方公共団体がプログラム（または施策）の重点化・優先順位付け**を行うこととします。その際、STEP1で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域強靱化計画において、事業ごとの推進方針をも盛り込む場合には、個別事業についても、重点化・優先順位付けを行うことが重要です。
- 重点化・優先順位付けは、地域の強靱化を推進する上で必要となる地域住民等への説得力ある説明を行う観点からはできる限り客観的に行うことが望ましく、例えば、影響の大きさ、緊急度等について、多様な関係者による会議体等の第三者

機関における専門家の意見や住民の意向等を踏まえて定量化（点数化）して検討する手法も考えられます。

（参考）国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました。

津波が襲来

～ 強い揺れの後に大きな津波が沿岸部に襲来 ～

何が起こるか	どう備えるか	県の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに避難行動がとれず逃げ遅れて津波にのみ込まれる。 ○避難路が塞がれたり、避難場所が分からず逃げられない。 ○要配慮者が避難に時間がかかり逃げ切ることができない。 ○陸こうや、揺れで堤防が壊れた箇所からすぐに浸水が始まる。 ○漂流物によって建物等の被害が拡大する。 <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">さらには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防や排水機場が被災すると長期間浸水する。 ・漂流物が多く発生するとがれきの処理に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れが収まればすぐに避難する ・避難路、避難場所を確保する ・避難行動要支援者の避難を支援する ・要配慮者の事前避難を行う ・津波を防ぎ避難時間を確保する ・水門、陸こうを事前に閉鎖する ・漂流物の流出を防ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ①県民への啓発、防災訓練の実施 ②津波避難計画の策定 ③瞬時に情報を伝達するための体制整備 ④避難路、避難場所の整備 ⑤避難路、避難場所の安全の確保 ⑥避難行動要支援者の津波避難対策の推進 ⑦要配慮者施設等の高台移転の促進 ⑧堤防の耐震化や防波堤の整備の推進 ⑨陸こうの常時閉鎖や排水機場の耐震化 ⑩津波による漂流物対策の推進

① 県民への啓発、防災訓練の実施

強い揺れが収まったら、津波からすぐに逃げる意識を県民の皆様を持っていただき、行動に移せるよう啓発や防災訓練を行います。

- ◆啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」改訂 (H25)
- ◆県内一斉避難訓練の実施
- ◆避難意識把握のため県民意識調査を実施
 - ・津波早期避難率 20% (H24) ⇒ 100% (H27)

津波早期避難率 (%)

津波による死者数の軽減 (人)

注目!

すぐに避難をすると、津波による被害は大きく減らすことができます!

② 津波避難計画の策定

速やかに避難行動がとれるよう避難計画の策定を支援します。

- ◆沿岸19市町村の津波避難計画の見直し
 - ・計画見直し市町村数 14市町村 ⇒ 19市町村
- ◆地域津波避難計画の策定
 - ・策定率 85% (431/508計画) (H24) ⇒ 100% (H25)

〔津波避難計画の例〕

③ 瞬時に情報を伝達するための体制整備

国が進めている地震津波観測システムから得た情報を県内に速やかに伝達するためのシステムを構築します。

- ◆国の地震津波観測システム (DONETII) の整備 (H27)
 - ・DONETIIの情報を県内に伝達するシステムの構築 (H27)
- ◆国によるGPS波浪計の設置
 - ・室戸岬沖 1基 (H25)

〔GPS波浪計〕
〔情報伝達システムの構築〕

④ 避難路、避難場所の整備

津波避難計画をもとに避難路や避難場所の確保について支援を行います。

- ◆避難路・避難場所の整備
 - ・避難場所 361箇所 (H24) ⇒ 1,437箇所 (H27)
 - ・避難タワー 18箇所 (H24) ⇒ 117箇所 (H27)
 - ・避難ビル指定 178箇所 (H24) ⇒ 300箇所 (H27)

注目!

東日本大震災の教訓を踏まえ最優先で取り組んでいます!

- ◆民間事業者の行う津波避難施設整備への補助

〔民間施設の外付け階段整備〕

出典：高知県南海トラフ地震対策行動計画

Ⅳ 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し

- 基本法にあるように、そしてⅡの1で述べたように、**地域強靱化計画は、当該計画以外の国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。**
- 言い換えれば、都道府県又は市町村の他の計画等の推進が強靱性に様々な影響を及ぼし得るという事実を鑑み、国土強靱化に関する当該他の計画等における基本的方向や施策等が、地域強靱化計画に定められた指針に従い、推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなります。
- このため、地域強靱化計画を基本として、国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うことが求められます。

2. 計画の進捗管理

- 国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるとも知れません。従って、長期的な視野をもちつつも、**「次の1年でどこまで成果をあげることができるか」という短期的な視点**ももちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことが肝要です。
- 進捗管理に当たっては、プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます。
- 国においては、以下に示すように、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、アクションプランとしてとりまとめました。**地方公共団体においても、地域強靱化計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要**であり、そのツールと

して国のアクションプランに相当する内容を地域強靱化計画の中で、又はアクションプランとして策定することが極めて有効と考えます。

- 地方公共団体の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、全国を単位とした数値目標等を、地方公共団体を単位とした場合に集計し直したものだけでなく、地域の特性に応じた地域固有の数値目標等を付加して記載することが考えられます。また、個別事業の取組主体や内容等に照らし、当該事業に係る完成又は達成の目標年次について付加して記載することも考えられます。

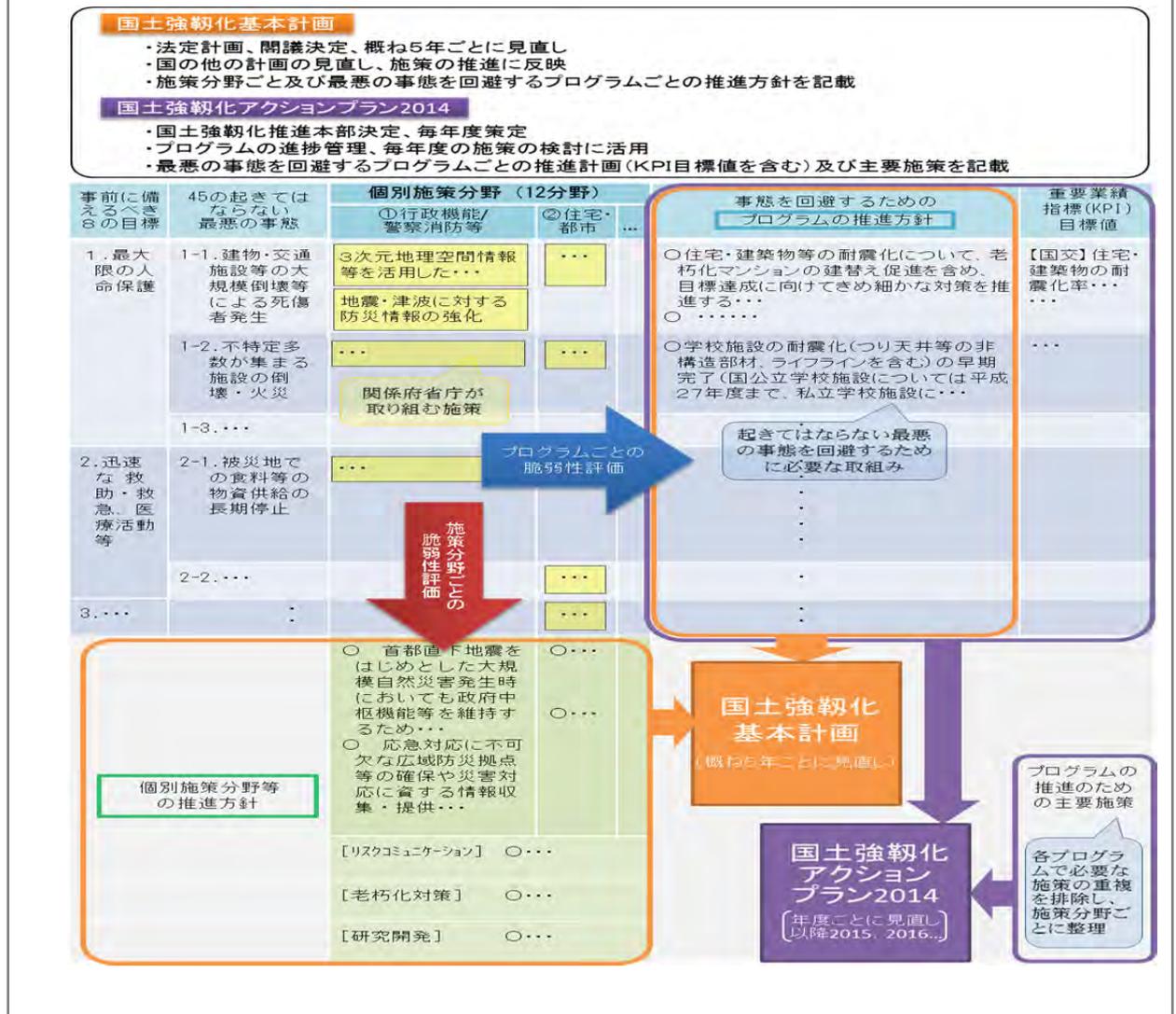
※具体的な数値目標の例

- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震率
- ・ 避難所となりうる施設における自家発電設備及び必要な燃料等^{〔※※〕}の配備率
- 〔※※〕 石油製品の備蓄や再生可能エネルギーの活用
- ・ 内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
- ・ 災害拠点病院における DMAT 保有率
- ・ 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
- ・ ガス導管等ガス設備の耐震化率

(参考) 国における基本計画の進捗管理 ～アクションプランの策定～

- 基本計画の策定後は、同計画を基本に、国の他の計画について、国土強靱化の観点から見直し等を行い、施策を推進することになりますが、国土強靱化の着実な展開を図るためには、毎年度、関係府省庁の施策の進捗を、数値指標を用いて管理することが極めて重要です。
- そこで、国では、当該計画の進捗管理を行い、基本計画に基づく国土強靱化施策の推進の実効性を確保する観点から、基本計画においてとりまとめたプログラムごとの推進方針に、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標の目標値を加えたもの、及びプログラムの推進のための主要施策を主たる内容とするアクションプランを、基本計画とは別に策定しました。
- このアクションプランを毎年度策定することにより、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理し、起きてはならない最悪の事態に対し常に最適なプログラムとなるような施策の検討・具体化を図ることとしており、極めて重要な役割をもつものと位置付けています。

〔参考〕 国土強靱化計画の構成要素（イメージ）



3. 計画の不断の見直し

○基本計画では、国の他の計画の指針という性格上、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととしています。また、基本計画の策定に当たり行った脆弱性評価の手法について改善していくこととしており、より精度の高い脆弱性評価が可能になれば、基本計画を改定することになります。

- 毎年度策定するアクションプランについても、施策やプログラムの進捗状況を把握・評価する指標及び目標の設定も不断に見直し、アクションプランに反映していく予定です。
- 地域強靱化計画及び国のアクションプランに相当するものについても、同様に、不断の見直しが必要と考えられます。むしろ、不断の見直しを前提に、とにかくまず地域強靱化計画を策定してみる、という発想も重要かもしれません。**
- 地域強靱化計画に基づく強靱化の推進と不断の見直しを通じて、強靱な地域づくりが平時から持続的に展開されることとなり、また、地域の特性を踏まえた強靱化の推進を通じて、地域ごとに多様で「強靱な地域」が形成されることとなるでしょう。

V 国への相談等

- 地域強靱化計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありません。
- しかしながら、地域強靱化計画は基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域強靱化計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合がありますと想定されることから、地域強靱化計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要があります。**
- このため、**国においては、以下の相談窓口を設置**することとしていますので、地方公共団体においては、**地域強靱化計画の策定にあたり相談等が必要な場合には、以下の窓口にご連絡下さい。**
- また、国においては、全国の地域強靱化計画の情報を収集し、国の施策の検討への反映や、ホームページ等を活用した地方公共団体等への情報提供に活用することが必要となるため、**地方公共団体において地域強靱化計画の策定に着手した場合や地域強靱化計画のとりまとめを了した場合には、以下の内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口**に連絡をお願いします。

【国土強靱化に関する相談窓口】

- ① 地域強靱化計画の策定等に関する全般的な事項
 - ⇒ 内閣官房国土強靱化推進室
 - 住所：平成 26 年 6 月 27 日まで（予定）
東京都千代田区霞が関 3-1-1（中央合同庁舎第 4 号館）
平成 26 年 6 月 30 日から（予定）
東京都千代田区永田町 1-6-1（中央合同庁舎第 8 号館）
 - 電話：03-5253-2111（代表）
- ② 地域強靱化計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項
 - ⇒ 各府省庁の支分部局等（一覧については別紙 4 を参照。）

○なお、国土強靱化推進に関する国の取組等については、別紙 5 を参照して下さい。

(別紙1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
 - 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

（別紙２）基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方」及び「特に配慮すべき事項」

（国土強靱化を推進する上での基本的な方針）

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- (1) 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- (2) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- (3) 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- (4) 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- (5) 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

2 適切な施策の組み合わせ

- (6) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- (7) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- (8) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

3 効率的な施策の推進

- (9) 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- (10) 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- (11) 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- (12) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- (13) 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- (14) 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (15) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- (16) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- (17) 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

(基本的な進め方 ～PDCA サイクルの徹底～)

「国土強靱化」は、いわば国のリスクマネジメントであり、

- 1 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- 2 リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- 3 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- 4 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- 5 その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進する。

(特に配慮すべき事項)

- ・ 総合的な視点による経済社会システムの構築
- ・ 民間投資の促進
- ・ 地方公共団体等における体制の構築
- ・ BCP/BCM 等の策定の促進
- ・ リスクコミュニケーションと人材等の育成
- ・ データベース化、オープンデータ化の推進
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信
- ・ 国土強靱化の推進を通じた国際貢献

(別紙3)

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 複数空港の同時被災
		5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5 異常温水等により用水の供給の途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
	8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路開通等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		

※ 網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

(別紙4) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①地域強靱化計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 東京都千代田区霞が関3-1-1 (中央合同庁舎第4号館) (※) 03-5253-2111 (代表) ※平成26年6月30日からは、以下の場所に移転する予定 東京都千代田区永田町1-6-1 (中央合同庁舎第8号館)

②地域強靱化計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 (防災)	内閣府政策統括官(防災担当)付 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官(調査・企画担当)付 03-3501-5693 (直通) ②地域強靱化計画と地域防災計画との関係について 参事官(防災計画担当)付 03-3501-6996 (直通) ③上記以外の内容について 参事官(総括担当)付 03-3501-5408 (直通)
内閣府 (防災を除く)	内閣府沖縄総合事務局 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 総務部主任調査官室 代表: 098-866-0031 (内線: 81253、81255) 直通: 098-866-0115
警察庁	警察庁警備局警備課災害対策室 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-3581-0141 saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部第二課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-221-7181 (内線 5860) tohoku_IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-6000 (内線 5542) kanto.keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1 052-951-6000 chubu_IPC@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 06-6944-1234 中国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀6-30 082-228-6411 (内線 5860、5531)

府省庁名	相談窓口
警察庁	<p>四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 香川県高松市中野町 19-7 087-833-2111 shikoku.IPC2@npa.go.jp</p> <p>九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 092-622-5000 kyushu.IPC2@npa.go.jp</p>
金融庁	<p>金融庁総務企画局政策課 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 03-3506-6000 (内線 3878、3146)</p>
消費者庁	<p>消費者庁消費者政策課 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 6 階 03-3507-9186 (直通)</p>
復興庁	<p>復興庁調査・調整班・地域班 東京都港区赤坂 1-9-13 03-5545-7230 (代表)</p>
総務省 (消防関係)	<p>消防庁総務課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5111 (内線 42132) fdma-kikaku@soumu.go.jp</p>
総務省 (情報通信関係)	<p>総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5756 ict-kyoujinka@soumu.go.jp</p> <p>北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 011-747-6451 hokkaido-bousai@ml.soumu.go.jp</p> <p>東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 022-221-0654 kyoujin-toh@ml.soumu.go.jp</p> <p>関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 03-6238-1617 kanto-bosaishitu@soumu.go.jp</p> <p>信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 026-234-9961 shinetsu-bousaisuishin@ml.soumu.go.jp</p> <p>北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂 2-2-60 076-233-4479 hokuriku-dpo@soumu.go.jp</p> <p>東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 052-715-5008 bousai-tokai@soumu.go.jp</p> <p>近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 06-6942-8504 kinsou-br@soumu.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
総務省 (情報通信関係)	中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19-36 082-222-3371 bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp 四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市宮田町 8-5 089-936-5081 shikoku-bousai@soumu.go.jp 九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 096-326-7334 boutaisuisin-kyushu@ml.soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 098-865-2300 boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp
法務省	法務省大臣官房秘書課総務・法令係 東京都千代田区霞が関 1-1-1 03-3580-4111 (内線 2083) 2s00021@moj.go.jp
外務省	外務省大臣官房総務課危機管理調整室 東京都千代田区霞が関 2-2-1 03-5501-8059 (直通)
財務省	財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関 3-3-1 03-3581-4111 (内線 5162)
文部科学省	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 03-5253-4111 (内線 3700)
厚生労働省	厚生労働省 東京都千代田区霞が関 1-2-2 03-5253-1111 (代表) ①上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 健康局水道課 内線: 4009 suidougijutsu@mhlw.go.jp ②広域的かつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び 災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局総務課 内線: 2518 ③福祉施設の耐震化の推進について (i) 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2863 (ii) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 内線: 3035 (iii) 老健局高齢者支援課 内線: 3928 (iv) 雇用均等・児童家庭局総務課 内線: 7830 ④広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会・援護局福祉基盤課 内線: 2866 ⑤予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課 内線: 2375 SARSOPC@mhlw.go.jp ⑥その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課 内線: 2830

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>①食料・農業農村整備に関する施策について</p> <p>東北農政局整備部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-263-1111（内線 4343）</p> <p>関東農政局整備部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-0600（内線 3517）</p> <p>北陸農政局整備部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂2-2-60 076-263-2161（内線 3521）</p> <p>東海農政局整備部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 052-201-7271（内線 2626）</p> <p>近畿農政局整備部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161（内線 2523）</p> <p>中国四国農政局整備部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 086-224-4511（内線 2621、2611）</p> <p>九州農政局整備部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日2-10-1 096-211-9111（内線 4721）</p> <p>国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 011-709-2311（内線 5560）</p> <p>内閣府沖縄総合事務局農林水産部土地改良課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 098-866-0031（内線 83341）</p>
	<p>②森林・林業に関する施策について</p> <p>(i) 国有林について</p> <p>北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 011-622-5228（直通）</p> <p>東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通5-9-16 018-836-2276（直通）</p> <p>関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町4-16-25 027-210-1150（内線 292）</p> <p>中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田715-5 026-236-2516（直通）</p>

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 06-6881-3403 (内線 3407)</p> <p>四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内 1-3-30 088-821-2160 (内線 663)</p> <p>九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁 2-7 096-328-3511 (内線 461)</p> <p>(ii) (i) 以外の森林・林業施策について 農林水産省林野庁森林整備部各事業担当課 (都道府県林務担当部局経由) 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194)</p> <p>③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 6903)</p>
経済産業省	<p>経済産業省資源エネルギー庁総合政策課 東京都千代田区霞が関 1-3-1 03-3501-2669 (直通)</p> <p>北海道経済産業局総務課 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 011-709-1773 (直通)</p> <p>東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 022-221-4856 (直通)</p> <p>関東経済産業局資源エネルギー環境課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 048-600-0353 (直通)</p> <p>中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 052-951-2683 (直通)</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階 076-432-5588 (直通)</p> <p>近畿経済産業局総務課 大阪府大阪府中央区大手前 1-5-44 06-6966-6001 (直通)</p> <p>中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 082-224-5615 (直通)</p> <p>四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート 3-33 087-811-8503 (直通)</p> <p>九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-482-5405 (直通)</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>①地方整備局関係</p> <p>東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区二日町9-15 022-225-2171（内線 3156、6132） kou-suishinall@thr.mlit.go.jp</p> <p>関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1945（直通） kokudokeisei@ktr.mlit.go.jp</p> <p>北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 025-370-6687（直通） hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp</p> <p>中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館 052-953-8127（直通） cb-cusui@cbr.mlit.go.jp</p> <p>近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館 06-6942-1141（内線 3216） suishinshitsu@kkr.mlit.go.jp</p> <p>中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 082-221-9231（内線 3221） opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp</p> <p>四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート3-33 087-811-8309（直通） kokudokyoujin@skr.mlit.go.jp</p> <p>九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第二合同庁舎 092-476-3543（直通） kyoujin-ks01@qsr.mlit.go.jp</p> <p>②北海道開発局関係</p> <p>北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北8条西2丁目 011-709-9216（直通） infra-hkd@hkd.mlit.go.jp</p> <p>③地方運輸局関係</p> <p>北海道運輸局総務部総務課 北海道札幌市中央区大通西10丁目 011-271-2711（直通） soumu-b52rm@hkt.mlit.go.jp</p> <p>東北運輸局総務部総務課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 022-791-7504（内線 219）</p> <p>北陸信越運輸局総務部総務課 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 025-285-9000（直通）</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>関東運輸局総務部総務課 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 17 階 045-211-7204 (直通) ky-soumu@ktt.mlit.go.jp</p> <p>中部運輸局総務部総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 052-952-8002 (直通) sohmu-k56aa@cbt.mlit.go.jp</p> <p>近畿運輸局総務部総務課 大阪市中央区大手前 4-1-76 06-6949-6404 (音声案内が流れたら 5 をプッシュ) kinki-s57xs@kkt.mlit.go.jp</p> <p>神戸運輸監理部総務企画部安全防災・危機管理調整官 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 078-321-3473 (直通) kobe-bousai@kbm.mlit.go.jp</p> <p>中国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 広島県広島市上八丁堀 6-30 082-228-3434 (内線 3-4102) soumubu-k59yo@cgt.mlit.go.jp</p> <p>四国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 香川県高松市松島町 1-17-33 087-835-6375 (直通) sm-soumu@skt.mlit.go.jp</p> <p>九州運輸局総務部総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-472-2312 (直通) kyushu-bousai@qst.mlit.go.jp</p> <p>④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 03-3580-2083 (直通) jcghseimu11-4b4j@kaiho.mlit.go.jp</p> <p>⑤沖縄関係 (国土交通省所管事項) 内閣府沖縄総合事務局総務部主任調査官室 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-0031 (内線: 81253、81255)、098-866-0115 (直通)</p> <p>⑥その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 2 号館 03-5253-8356</p>
環境省	<p>環境省 東京都千代田区霞が関 1-2-2</p> <p>①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-3581-3351 (内線 6356) ehs@env.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
環境省	<p>②防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備の支援について 総合環境政策局環境計画課 03-5521-9265（直通） GNDFUND@env. go. jp</p> <p>③自然生態系が有する防災・減災機能の評価について 自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 03-5521-8275（直通） NBSAP@env. go. jp</p> <p>④森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 03-5521-8285（直通） shizen-choju@env. go. jp</p> <p>⑤災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について 廃棄物・リサイクル対策部企画課 03-5521-9268（直通） hairi-kikaku@env. go. jp</p> <p>⑥上記以外の内容について 大臣官房政策評価広報課 03-5521-8326（直通） kanbo-seisaku@env. go. jp</p>
防衛省	<p>北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 北海道札幌市中央区大通西12丁目（札幌第3合同庁舎） 011-272-7571 chouseika@hokkaido. rdb. mod. go. jp</p> <p>東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎） 022-297-8212</p> <p>北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課事態対処支援室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館） 048-600-1800（内線2707）</p> <p>南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 神奈川県横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎） 045-211-7102</p> <p>近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67（大阪合同庁舎第2号館） 06-6945-4956</p> <p>中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館） 082-223-7153</p> <p>九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第2合同庁舎） 092-483-8816</p> <p>沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 098-921-8181（内線213、220、237） h-kakuho@okinawa. rdb. mod. go. jp</p>

（別紙5）国土強靱化推進に関する国の取組等

国土強靱化に関する国の取組等につき、以下の項目等に関する情報を内閣官房のホームページにおいて掲載し、充実を図っているところです。

（当該ホームページのアドレスは、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/ です。）

[推進体制等]

- 国土強靱化推進本部

- 国土強靱化の推進のための関係府省庁連絡会議

- ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会

[基本計画等]

- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）

- 国土強靱化アクションプラン2014（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）

- 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（平成26年6月3日）

- 国土強靱化政策大綱（平成25年12月）

- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針（平成25年12月）

[関係予算・税制改正等]

- 平成26年度国土強靱化関係予算案の概要（国土強靱化の推進のための平成26年度税制改正の概要を含む）

- 平成25年度補正予算案（国土強靱化関係）の概要

- 国土強靱化地域計画策定モデル調査

[その他]

- 国土強靱化とは

V 參考資料

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

脆弱性評価の結果の検証
評価結果に基づき策定

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

調和

指針となる

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法の概要について

□目的、基本理念

- ・ 大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

□基本方針

- 1 大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興
※この他、ハード・ソフト連携した推進体制の整備、施策の重点化 等

□施策の策定及び実施の方針

- ・ 既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用、自然との共生・環境との調和 等

□基本計画・脆弱性評価

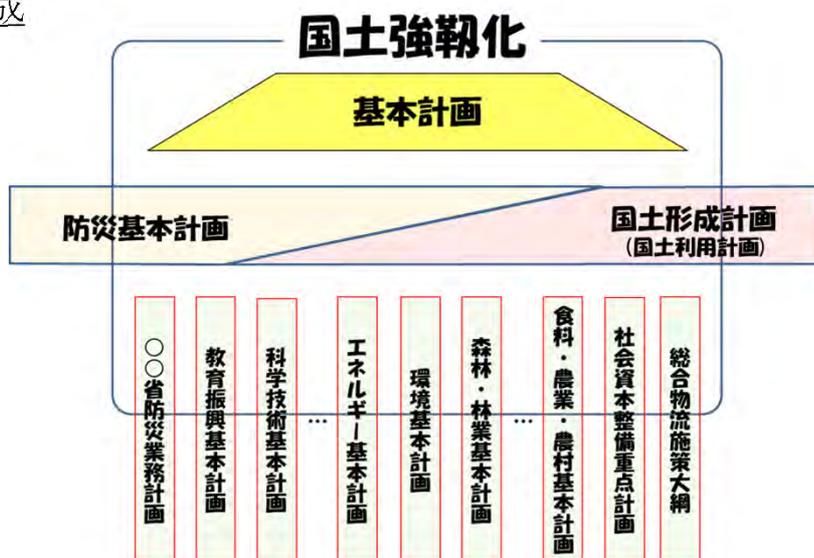
- ・ 国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする(=アンブレラ計画)
(具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- ・ 計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

□国土強靱化推進本部

- ・ 全閣僚により構成
- ・ 本部長：総理大臣
副本部長：官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣
- ・ 脆弱性評価指針の決定、国土強靱化基本計画の案の作成
(→計画は閣議決定)

□地方公共団体

- ・ 国土強靱化地域計画の策定



国土強靱化基本計画の策定と今後の展開

平成25年12月17日 第1回国土強靱化推進本部

- ・「国土強靱化政策大綱」の決定
- ・「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」の決定



平成26年4月25日 第2回国土強靱化推進本部

- ・大規模自然災害等に対する脆弱性評価の結果
- ・地方公共団体及び民間団体からの意見聴取の結果

45の「最悪の事態」を設定し、それぞれを回避する施策群(プログラム)について府省庁横断的に評価



- ・基本計画素案の作成、パブリックコメントの実施

平成26年6月3日 第3回国土強靱化推進本部

- ・「国土強靱化基本計画(案)」の決定
- ・「国土強靱化アクションプラン2014」の決定

国土強靱化基本計画 閣議決定

【今後の国土強靱化の展開】

1. 基本計画・アクションプランの推進

- － 国の他の計画の見直し、施策の推進
- － アクションプランの毎年度策定によるプログラムの最適化

2. 国土強靱化地域計画の策定支援

- － ガイドラインの作成、モデル調査の実施等、地域計画策定支援を通じた国土強靱化の全国展開

3. 国土強靱化に資する民間投資の環境整備等

- － 基本計画に示された指針等を踏まえ、国土強靱化に資する民間投資の環境整備に向けた検討、国内外への広報活動の実施 等

4. 脆弱性評価の進化に向けた検討

- ⇒ 脆弱性評価の精度の向上…実施すべき施策をより明確に

国土強靱化基本計画、アクションプラン、 地域計画策定ガイドラインのポイント

国土強靱化基本計画

- ・ 法定計画、閣議決定、**概ね5年ごとに見直し**
- ・ 施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進方針**を記載
- ・ **国の他の計画の見直し、施策の推進に反映**

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

〔理念〕

- ① **人命の保護**
- ② 国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

〔基本的な方針等〕

○PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

〔特に配慮すべき事項〕

○オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●国土強靱化の推進方針(第3章)

～施策分野ごとの**推進方針**～

(例)

- 【住宅・都市分野】・密集市街地の火災対策等
- 【エネルギー分野】・地域間の相互融通能力の強化等
- 【情報通信分野】・長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等
- 【産業構造分野】・企業連携型BCP/BCMの構築促進等
- 【交通・物流分野】・交通・物流施設の耐災害性の向上等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 概ね5年ごとに**計画内容の見直し**、
それ以前においても必要に応じて**所要の変更**
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムを**毎年度の国土強靱化アクションプラン**として**推進本部が策定**。
- 重点化すべき15プログラム**を重点的に推進

国土強靱化アクションプラン2014

- ・ 国土強靱化推進本部決定、**毎年度策定**
- ・ 最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進計画**及び**主要施策**を記載
- ・ KPIの**目標値を設定し、プログラムの進捗管理、毎年度の府省庁横断的な施策の検討に活用**

●プログラムの推進計画(例)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業： 45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業： 20.8%(H23)→50%(H32)

国土強靱化地域計画策定ガイドライン

- ・ 都道府県・市町村による**国土強靱化地域計画の円滑な策定に向けた指針**として作成
- ・ 地方においても、目標の明確化、リスクの特定、脆弱性評価、対応方策の検討、**重点化・優先順位付け**など、国の基本計画策定プロセスを踏襲して地域計画を策定し、**PDCAサイクルを回しながら効率的・効果的に国土強靱化施策を推進**するよう解説

国土強靱化基本計画の概要

平成26年6月3日
閣議決定

国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方（第1章）

【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
 - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
 - 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
 - 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
 - PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
 - PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- 【特に配慮すべき事項】
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●脆弱性評価（第2章） 略

●国土強靱化の推進方針（第3章）

～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

【住宅・都市分野】

- ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

【保健医療・福祉分野】

- ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

【エネルギー分野】

- ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

【土地利用（国土利用）分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

●計画の推進と不断の見直し（第4章）

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

国土強靱化アクションプラン2014について

- 毎年度**、施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を**アクションプラン**としてとりまとめることにより、基本計画を着実に推進するためのもの
- プログラムの進捗管理にあたっては**重要業績指標(KPI)**等の**具体的数値指標の目標を設定**し、施策の進捗を可能な限り定量的に評価
- プログラムごとの脆弱性評価の結果、これを踏まえた**プログラムごとの推進計画**(推進方針+KPI目標値)及び**主要施策**で構成

●プログラムの推進計画(抜粋)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・つり天井など非構造部材の耐震対策の推進	【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅: 約79%(H20)→95%(H32) 建築物: 約80%(H20)→90%(H27)
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
異常気象等による市街地等の浸水	・河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化、排水施設の整備等を推進 ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援	【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%(H24)→約76%(H28) 【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業: 45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業: 20.8%(H23)→50%(H32)
社会経済活動に必要なエネルギー供給の停止	・災害時石油供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPの見直し	【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0%(H24)→100%(H26)
基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進	【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%(H23)→約50%(H28) 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合 3%(H24)→100%(H28)
食料等の安定供給の停滞	・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築	【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→50%(H29)

●プログラム推進のための主要施策 略

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要

国土強靱化地域計画策定ガイドラインについて

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 国土強靱化地域計画の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたもの

ガイドラインの構成

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靱化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靱化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等

国土強靱化アクションプラン2014に盛り込まれたプログラムの推進計画の概要

※黄色の網掛けは、重点化プログラムの推進計画の例

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標 (KPI) の例
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
1-1)建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・つり天井など非構造部材の耐震対策の推進	【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅: 約79% (H20) → 95% (H32) 建築物: 約80% (H20) → 90% (H27)
1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊	・医療施設、金融機関等の施設の耐震化	【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24) → 81.2% (H26)
1-3)大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24) → 約66% (H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14% (H24) → 100% (H28)
1-4)異常気象等による市街地等の浸水	・河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化、排水施設の整備等を推進 ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援	【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74% (H24) → 約76% (H28) 【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24) → 100% (H28)
1-5)大規模な土砂災害等による多数の死傷者発生	・ため池、農業水利施設等の総点検と関係施設の耐震化等のハード対策とソフト対策や管理体制の強化	【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(重要交通網に係る箇所) 約47% (H24) → 約51% (H28) 【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割 (H24) → 10割 (H32)
1-6)情報伝達の不備等で多数の死傷者発生	・市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進	【総務】全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備率 93% (H25) → 100% (H26)

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標 (KPI) の例
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)		
2-1)被災地での食料等の物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化 ・輸送モード間の連携等による複数輸送ルート確保 	<p>【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24) → 64% (H28)</p> <p>【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25) → 100% (H29)</p>
2-2)孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の防災対策、緊急輸送道路の無電柱化、土砂災害対策等の推進 ・災害発生時の機動的・効率的な活動の確保 	<p>【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24) → 68% (H28)</p> <p>【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) → 100% (H30)</p>
2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の救助活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防、海保等の災害対応体制強化、装備資機材等の充実強化 	<p>【総務】緊急消防援助隊の増強 4,600隊 (H25) → 6,000隊 (H30)</p>
2-4)救急、医療活動等のためのエネルギー供給長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の石油製品備蓄量の検討及び関係府省庁間の連携体制の構築 	<p>【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25) → 100% (H30)</p>
2-5)帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設確保 ・徒歩での帰宅支援の取組の推進 	<p>【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11地域 (H25) → 45地域 (H30)</p>
2-6)医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化 ・民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援 	<p>【厚労】災害拠点病院におけるDMAT保有率 毎年度100%を維持</p> <p>【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) → 47都道府県 (H28)</p>
2-7)疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの予防接種の促進 ・下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定推進 	<p>【厚労】予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 毎年95%以上</p> <p>【国交】下水道津波BCP策定率 約9% (H24) → 約100% (H28)</p>

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標 (KPI) の例
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡等による治安の悪化	・矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築	【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築 0庁 (H25) → 177庁 (H26)
3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	・信号機電源付加装置の着実な整備 ・環状交差点の活用	【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台 (H24) → 6,400台 (H28)
3-3)中央官庁機能の機能不全	・政府全体の業務継続計画に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直し	【各府省庁】政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況 0府省庁 (H25) → 全府省庁 (H26)
3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務継続計画の策定及び見直し ・地方公共機関の庁舎施設等の耐震化	【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 83% (H24) → 100% (-)
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
4-1)情報通信の麻痺・長期停止	・長期電源途絶等に対する情報通信システム対策 ・警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上	【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25) → 100% (H30)
4-2)重要な郵便物が送達できない事態	・郵便局施設の耐震化及びBCPの見直し	
4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備、建築物の耐震化 ・防災情報等の一括配信が可能となる公共情報コモンズの加入促進	【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局(親局)に係る災害対策としての中継局整備率 23% (H25) → 100% (H30) 【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32% (H25) → 100% (H28)

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない		
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業: 45.8% (H23) → ほぼ100% (H32) 中堅企業: 20.8% (H23) → 50% (H32)
5-2) 社会経済活動に必要なエネルギー供給停止	・災害時石油供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPの見直し	【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0% (H24) → 100% (H26)
5-3) コンビナート等の損壊、火災、爆発等	・石油コンビナート等防災計画の見直しの促進 ・自衛消防組織の活動に係る防災体制の充実強化	【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) → 100% (H30)
5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	・海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速な航路啓開等を確保するための体制の強化	【国交】航路標識の自立型電源導入率 84% (H24) → 86% (H28)
5-5) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進	【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47% (H23) → 約50% (H28) 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合 3% (H24) → 100% (H28)
5-6) 複数空港の同時被災	・広域で連携して必要な輸送能力を確保するための空港間連携体制の構築	【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港 (H25) → 7空港 (H28)
5-7) 金融サービス等の機能停止による商取引への甚大な影響の発生	・中央銀行、金融機関、金融庁のBCP策定、店舗等の耐震化等を推進 ・主要な金融機関のバックアップサイトの確保	【金融】金融機関(全銀協正会員)のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98% (H25) → 100% (H27)
5-8) 食料等の安定供給の停滞	・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築	【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24% (H24) → 50% (H29)

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
6-1)電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	・製油所の非常時出荷能力確保のための、非常用設備(発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備)の導入促進	【経産】製油所の非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備)導入割合 38%(H24)→100%(H27)
6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止	・上水道、工業用水道施設等の耐震化 ・水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等の推進	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34%(H24)→50%(H34) 【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13%(H25)→50%(H30)
6-3)汚水処理施設等の機能停止	・下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定推進 ・代替性の確保、管理体制の強化等	【国交】下水道津波BCP策定率 約9%(H24)→約100%(H28) 【国交】地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率 約41%(H24)→約70%(H28)
6-4)地域交通ネットワークの分断	・地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等の推進 ・複数輸送ルート確保 ・迂回路として活用できる農道等の情報共有	【農水】農道橋(延長15m以上)・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割(H25)→10割(H32) 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79%(H24)→82%(H28)
6-5)異常濁水等により用水の供給の途絶	・水資源関連施設の機能強化、ダム群連携等の既存ストック等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化	

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標 (KPI) の例
7. 制御不能な二次災害を発生させない		
7-1)市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防等の体制、訓練環境等の充実強化 ・密集市街地の計画的な改善 	【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)→5,745ha (H32)
7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・合同訓練の実施、大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上 ・施設の耐震化、護岸等の整備・強化等の推進 	【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25)→100% (H32) 【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H24)→100% (H32)
7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省庁・地方公共団体等が連携した取組 ・停電による信号機停止が原因の交通渋滞を回避 	【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台 (H24)→6,400台 (H28)
7-4)ため池、ダム等の損壊・機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検と結果に基づく対策の実施 	【農水】ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25)→10割 (H32)
7-5)有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の整備・訓練、事故発生を想定したマニュアルの整備 ・鉱山集積場の安定解析を踏まえた対策 	【経産】安定解析を行った集積場の数 50% (H24)→100% (H26)
7-6)農地・森林等の荒廃による被害拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能発揮のための、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動の推進 	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25)→78% (H30)
7-7)風評被害等による国家経済等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて発信すべき情報等に関する事前シミュレーションの実施 	【金融】横断的訓練の実施 毎年度100%

起きてはならない 最悪の事態の例	プログラムの 推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
8-1)災害廃棄物の 処理の停滞による復 旧・復興の遅延	・災害廃棄物の仮置き のためのストックヤード確保 ・ごみ焼却施設における 自家発電設備の設置等の 災害対応力強化	【環境】ストックヤード整備率 46% (H22)→80% (H35) 【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働 率 27% (H25)→80% (H35)
8-2)道路啓開等に 係る人材等の不足 による復旧・復興の 遅延	・人材等の育成の視点に 基づく横断的な取組 ・建設業の就労環境改善	
8-3)地域コミュニティ の崩壊等による復 旧・復興の遅延	・訓練・防災教育等を通じ た地域づくり、コミュニティ 力強化のための支援	
8-4)新幹線等の基 幹インフラの損壊に よる復旧・復興の遅 延	・地震、津波、火山噴火等 による交通施設被害想定 ・迅速な復旧・復興のため の地籍調査の推進	【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24)→82% (H28) 【国交】地籍調査進捗率 50% (H24)→57% (H31)
8-5)広域地盤沈下 等による浸水被害の 発生による復旧・復 興の遅延	・地理空間情報の整備 ・内水ハザードマップの作 成・公表 ・地震・津波、洪水・高潮 等による浸水への対策	【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災 訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24)→100% (H28) 【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規 模地震が想定されている地域等における海岸 堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24)→約66% (H28)

国土強靱化の基本的考え方

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、**平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要**である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を、いわば「**国家百年の大計**」の**国づくり**として、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。

いかなる災害等が発生しようとも、

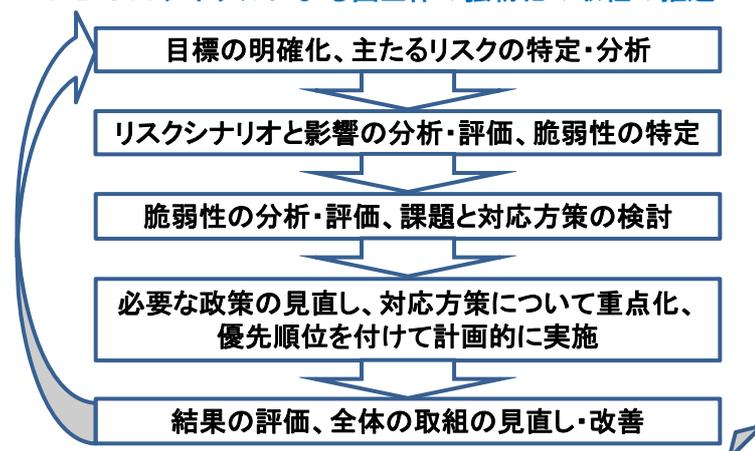
- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持されること**
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を**基本目標**として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「**国土強靱化**」(**ナショナル・レジリエンス**)を**推進**することとする。

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等の**ハード対策**と訓練・防災教育等の**ソフト対策**を**適切に組み合わせ**て効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、**施策の重点化を図ること**。

強靱化の推進による新規市場の創出や投資の拡大等によって国の成長戦略に寄与することで、**我が国の経済成長の一翼を担い**、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。

国土強靱化は国家のリスクマネジメント PDCAサイクルによる国全体の強靱化の取組の推進



国土強靱化基本計画「第1章 国土強靱化の基本的な考え方」より抜粋・作成

国土強靱化推進に関する政府・与党のこれまでの動き

(平成24年)
12月26日 国土強靱化担当大臣の設置(第2次安倍内閣組閣)

★安倍内閣の基本方針(12月26日閣議決定)

老朽化インフラ対策など事前防災のための**国土強靱化の推進**や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

(平成25年)
1月25日 内閣官房に「国土強靱化推進室」を設置

★安倍総理施政方針演説(2月28日)

様々なリスクにさらされる国民の生命と財産を、断固として守る、「**強靱な国づくり**」も急務です。

命を守るための「**国土強靱化**」が焦眉の急です。首都直下型地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

3月5日 国土強靱化に関する有識者会議「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」(座長:藤井聡内閣官房参与)初会合

★東日本大震災二周年追悼式(3月11日)内閣総理大臣式辞
今般の教訓を踏まえ、我が国全土にわたって災害に強い**強靱な国づくり**を進めていくことを、ここに固くお誓いいたします。

3月19日 「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」(議長:国土強靱化担当大臣)初会合

5月20日 **与党が「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」**を国会に提出。

★「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針) (6月14日閣議決定)

政府横断的な**国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)**への取組を行う。

5月に取りまとめられた「**国土強靱化推進に向けた当面の対応**」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、**施策を具体化し、その推進を加速**する。

8月末 プログラムに係る関係府省庁の概算要求をとりまとめ

12月4日 「**強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法**」が成立

12月11日 「**強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法**」が公布・施行

12月17日 第1回「国土強靱化推進本部」
「**国土強靱化政策大綱**」「**脆弱性の評価の指針**」を決定

(平成26年)
1月下旬 プログラムに係る関係府省庁の予算案をとりまとめ

4月25日 第2回「国土強靱化推進本部」
「**大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果**」をとりまとめ

6月3日 第3回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化基本計画(案)」**「国土強靱化アクションプラン2014」**を決定

6月3日 「**国土強靱化基本計画**」を閣議決定

ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

趣 旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス(強靱化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聴くことを目的として、ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

構 成

- 懇談会は、下記に掲げる者により構成し、国土強靱化担当大臣の下に開催する。
- 国土強靱化担当大臣は、構成員の中から、懇談会の座長を依頼する。
- 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

開催実績

- ①H25. 3. 5 ○意見交換
- ②H25. 3. 22 ○対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方
- ③H25. 4. 3 ○ナショナル・レジリエンス(防災・減災)に向けた考え方
○脆弱性評価の指針
- ④H25. 4. 26 ○進捗状況報告
- ⑤H25. 5. 13 ○重点化・優先順位付けの方法について
- ⑥H25. 5. 24 ○国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))に向けた当面の対応について
- ⑦H25. 8. 8 ○国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について
- ⑧H25. 9. 10 ○施策分野別の対応方針について
- ⑨H25. 12. 4 ○国土強靱化政策大綱について
○脆弱性の評価の指針について
- ⑩H26. 2. 12 ○国土強靱化基本計画の策定について 他
- ⑪H26. 3. 24 ○民間投資の促進・支援について
- ⑫H26. 4. 14 ○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価について 他
- ⑬H26. 5. 14 ○基本計画、アクションプラン2014、地域計画ガイドラインについて

構成員

レジリエンス研究	藤井 聡	内閣官房参与、 京都大学大学院工学研究科教授
高齢社会対応	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
農林水産業	浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
地域社会・コミュニティ	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
地方行政	尾崎 正直	高知県知事
エネルギー	柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
広報戦略	金谷 年展	東京工業大学リノベーション研究機構特任教授
リスクコミュニケーション	小林 誠	立命館大学経営学部客員教授
産業構造	佐々木真一	トヨタ自動車(株)相談役・技監
環 境	中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
防 災	中林 一樹	明治大学危機管理研究センター特任教授
財政・金融	松原隆一郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
国 土	森地 茂	政策研究大学院大学特別教授
情 報	山下 徹	(株)NTTデータ相談役

国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議

趣 旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方にに基づき、強くてしなやかな国をつくるための国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)に関し、関係府省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

構成員

議 長 国土強靱化担当大臣
 議長代理 内閣官房副長官(事務)
 (内閣官房国土強靱化推進室長)
 内閣総理大臣補佐官
 (内閣官房国土強靱化推進室長代理)
 内閣官房内閣審議官
 (内閣官房国土強靱化推進室次長)

構 成 員 内閣府政策統括官(防災担当)
 警察庁警備局長
 金融庁総務企画局審議官
 消費者庁審議官
 復興庁統括官
 総務省大臣官房総括審議官
 法務省大臣官房審議官
 外務省大臣官房長
 財務省大臣官房審議官
 文部科学省大臣官房総括審議官
 厚生労働省社会・援護局長
 農林水産省農村振興局長
 経済産業省大臣官房審議官
 国土交通省国土政策局長
 環境省大臣官房審議官
 防衛省運用企画局長

開催実績

- ①H25. 3. 19 ○国土強靱化に係る動きについて
- ②H25. 4. 10 ○ナショナル・レジリエンス(防災・減災)に向けた考え方
○脆弱性評価の指針
- ③H25. 5. 28 ○国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))に向けた当面の対応について
- ④H25. 8. 8 ○国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について
- ⑤H25. 9. 13 ○国土強靱化に係る当面の検討事項等について周知
- ⑥H25. 12. 12 ○国土強靱化政策大綱について
○脆弱性の評価の指針について
- ⑦H26. 4. 17 ○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価等について
○国土強靱化推進に関する当面の対応について

国土強靱化推進本部

所掌事務

- 1 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 3 1及び2のほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

構成員

- | | |
|------|-------------------------------|
| 本部長 | 内閣総理大臣 |
| 副本部長 | 内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
国土交通大臣 |
| 本部員 | 本部長及び副本部長以外のすべての
国務大臣 |

開催実績

- ①H25. 12. 17 ○「国土強靱化政策大綱」の決定
○「脆弱性の評価の指針」の決定
- ②H26. 4. 25 ○大規模自然災害等に対する脆弱性評価について
○地方公共団体及び民間団体からの意見聴取について
- ③H26. 6. 3 ○「国土強靱化基本計画（案）」の決定
○「国土強靱化アクションプラン2014」の決定



国土強靱化の今後の展開

基本計画等の推進

1. 基本計画・アクションプランの推進

- － 国の他の計画の見直し、重点化を踏まえた施策の推進
- － PDCAサイクルを回しながら、プログラムを構成する施策を府省庁横断的に見直し、毎年度アクションプランを策定・予算要求。(KPIも随時見直し)
⇒ これらを踏まえ国土強靱化の取組をスパイラルアップ

2. 脆弱性評価の進化に向けた検討

- － 地方公共団体・民間事業者が独自に行っている取組の反映
- － 災害の個別事象をリスクとして特定化・地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオの設定
⇒ 脆弱性評価の精度の向上・・・実施すべき施策をより明確に

→ 基本計画については概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うとともに、それ以前においても必要に応じ所要の変更を加えるなど、計画の不断の見直し

地域の取組の促進

- 地域計画の策定支援
・地域計画策定ガイドラインの周知
・地域計画策定モデル調査の実施
⇒ 国土強靱化地域計画の早期策定を促す

民間の取組の促進等

- 基本計画に示された指針等を踏まえ、国土強靱化に資する民間投資の環境整備に向けた検討、国内外への広報活動の実施 等



国、地方、民間が一体となって、国土強靱化を強力に推進

国土強靱化の最新情報や公表文書のダウンロードについては、国土強靱化のホームページをご覧ください。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/index.html

トップページ > 政策課題 > 国土強靱化

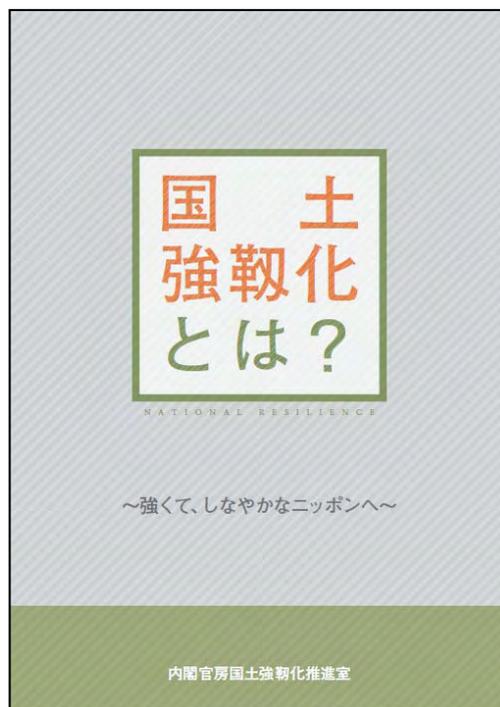
英語 (ENGLISH)

こくどきょうじんか

国土強靱化

国土強靱化とは？	<p>国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくることです。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであり、それを実現する人の力を創ることです。国民の命と財産を守り抜きます。</p> 
関係法令	
国土強靱化推進本部	
国土強靱化基本計画	
脆弱性評価	
地域強靱化計画	
国土強靱化関係予算	
懇談会等	
これまでの取組	
 <p>内閣官房 国土強靱化推進室 Twitter</p>	
 <p>内閣官房 国土強靱化推進室 Facebook</p>	

本資料集以外にも、「国土強靱化とは？」(パンフレット)を用意しておりますので、あわせてご覧ください。



強くて、しなやかな
ニッポンへ



なでしこジャパン
監督 佐々木則夫

©J.LEAGUE PHOTOS

レジリエンス・ジャパン 国土 **ニッポン** 強靱化 キックオフ!

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくること。また、ニッポンの産業競争力の強化であり、安心・安全な生活づくりであり、それを実現するひとの力をつくることです。国民の命と財産を守り抜きます!



内閣官房 国土強靱化推進室

内閣官房 ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html>

